

第2次 亀山市総合計画

グリーンプラン2025



亀 KAME YAMA 山



「緑の健都 かめやま」を目指して



亀山市は、平成17年1月の合併以来、平成19年4月からスタートした「第1次亀山市総合計画」及び平成22年4月施行の「亀山市まちづくり基本条例」に基づき、開かれた市政の実現に取り組みながら、5万都市としての新しい歴史を刻んでまいりました。

この間、リーマンショックに端を発する地域経済の低迷、少子超高齢社会の進展、東日本大震災など激動の社会経済情勢の中にありましたが、市民参画協働のもと、新市としての一体感の醸成と持続可能なまちづくりへの歩みを進めてまいりました。一方、地方創生が唱えられる今、私たちには環境変化に適応し進化できうる、地域としての総合力が一層求められております。

このような時代背景と次の新しい10年をみつめ、このたび策定した「第2次亀山市総合計画」では、将来都市像として『歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま』を掲げました。小さいながらも「暮らしやすさ」や「心地よさ」を備えた活力ある都市として、また豊かな緑や歴史文化に包まれ健やかに暮らし続けられる都市として、誰もが幸福実感へとつながる健康都市を目指してまいります。

現在、世界ならびに我が国の社会経済情勢は変動期にあり、また、近年の自然災害の猛威や人口減少社会の到来、財政の持続可能性など、地方自治体には従来の延長線上にない対応が不可欠です。本市を取り巻く状況は、今後も変化と厳しさの中にあると予測されますが、進むべき方向を見定め、本市の多彩な地域資源と地域の信頼の絆を礎に、未来への基盤づくりへと大きく舵を切ってまいります。

私たちは、2025年までを計画期間とするこの新しい総合計画を愛称『グリーンプラン2025』と名付け、その具現化に全力で取り組みます。今日、本市は交通拠点性と都市活力の飛躍的な向上への好機を控え、次なるステージへの着実な施策展開をはかってまいりますので、市民の皆様のおなご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました亀山市総合計画審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました議会ならびに市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成29年3月

亀山市長

A stylized calligraphic signature in black ink, reading 'Arai Shigeaki' (櫻井 義之).

■はじめに	1
総合計画策定の趣旨	1
総合計画の構成と期間	1
■基本構想	3
1. 亀山市のこれまでと未来への展望	4
(1) 亀山市の生い立ち	4
(2) 亀山市の今	5
(3) 将来への見通しと課題	6
2. 将来都市像	11
(1) 将来都市像	11
(2) 目指すまちのイメージ	12
(3) まちづくりの基本方針	13
(4) 将来推計人口	14
3. 将来都市像の実現に向けて	15
(1) 施策の大綱	15
(2) 都市空間形成方針	16

■前期基本計画…………… 21

(まちづくり編)

戦略プロジェクト	23
(1) 戦略プロジェクトの位置付けと役割 ……………	24
(2) 戦略プロジェクト ……………	25
施策体系図	31
各基本施策のページの見方	36
1. 快適さを支える生活基盤の向上	39
(1) 都市づくりの推進 ……………	40
(2) 住環境の向上 ……………	42
(3) 上下水道の充実 ……………	44
(4) 道路の保全・整備 ……………	46
(5) 公共交通網の充実 ……………	48
(6) 安全・安心なまちづくりの推進 ……………	50
(7) 低炭素・循環型社会の構築 ……………	54
(8) 自然との共生 ……………	56
(9) 歴史的風致を生かしたまちづくりの推進 ……………	58
(10) 歴史文化の継承・活用 ……………	60
2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実	63
(1) 地域福祉力の向上 ……………	64
(2) 健康づくり・地域医療の充実 ……………	66
(3) 高齢者の地域生活支援の充実 ……………	70
(4) 障がい者の自立と社会参加の促進 ……………	72
(5) 学びによる生きがいの創出 ……………	74
(6) 文化芸術の振興と文化交流の促進 ……………	76
(7) スポーツの推進 ……………	78

3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上 81

- (1) 企業活動の促進・働く場の充実 82
- (2) 地域に根ざした商工業の活性化 84
- (3) 農林業の振興 86
- (4) まちづくり観光の推進 88
- (5) 広域的な交通拠点性の強化 90

4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実 93

- (1) 子どもたちの豊かな学びと成長 94
- (2) 安心して産み育てられる環境づくりの推進 98

5. 市民力・地域力の活性化 103

- (1) 自立した地域まちづくり活動の促進 104
- (2) 市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進 106
- (3) 共生社会の推進 108

(行政経営編)

6. 行政経営 111

- (1) 職員の能力を生かせる組織力の強化 112
- (2) 財産・情報の適正な管理・活用 114
- (3) 持続性を保つ健全な財政運営 116

■ 参考資料 119

- 亀山市総合計画条例 120
- 前期基本計画・基本施策別成果指標一覧 122
- 亀山市総合計画審議会 委員名簿 128
- 諮問・答申 129
- 策定経過 130
- 用語解説一覧 132

はじめに

《総合計画策定の趣旨》

従来、地方自治体には、地方自治法によって総合計画(基本構想)の策定が義務付けられていましたが、平成23年の法改正により、その策定義務が廃止されました。

こうした中、亀山市では、今後の市政推進のためには総合計画が重要であると考え、平成27年6月に亀山市総合計画条例を制定し、市の主体的な意思による総合計画の策定根拠を明らかにしました。今回策定する第2次亀山市総合計画は、同条例に基づいて策定する最初の総合計画となります。

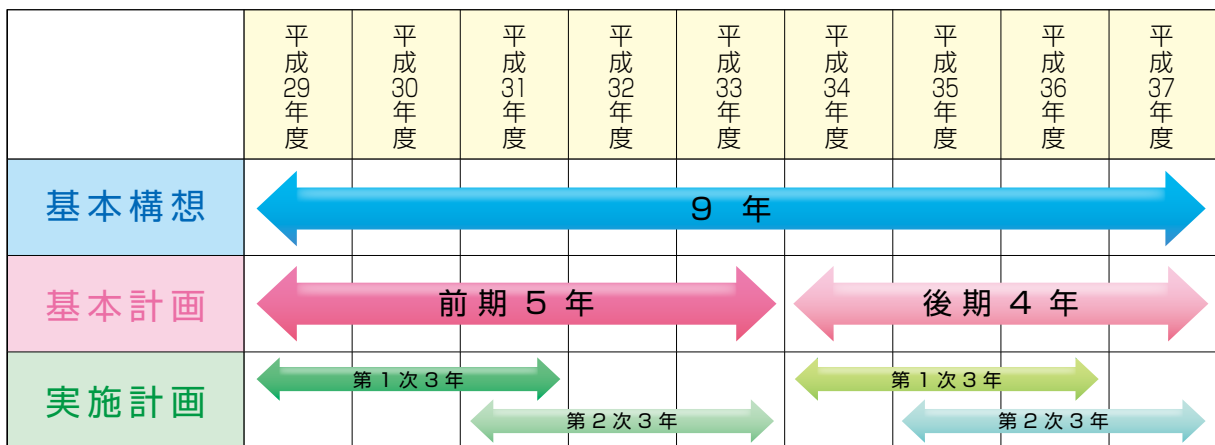
本計画は亀山市の最上位計画となるもので、長期的な将来展望の下に、市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針とします。

《総合計画の構成と期間》

第2次亀山市総合計画は亀山市総合計画条例第2条の規定に基づき、基本構想・基本計画・実施計画の3層により構成します。

また、計画期間は、平成29年度から平成37年度の9年間とします。

構成	概要
基本構想	市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示したもの
基本計画	基本構想に基づいて市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示したもの
実施計画	基本計画の具体的な実施に関して策定する計画



基本構想

平成29年度～平成37年度

KAMEYAMA

1. 亀山市のこれまでと未来への展望

亀山市の将来の姿を描くためには、長い歴史を積み重ねながら形作られてきた「亀山らしさ」を、市民をはじめ、亀山市に関わる人々が共有することが大切です。

この「亀山らしさ」を踏まえ、将来を見据えた課題を意識しながら未来を展望し、目指すべき姿である「将来都市像」を描きます。

そのために、亀山市の「将来都市像」を描く前に、まずは亀山市のこれまでと未来への展望を整理します。

(1) 亀山市の生い立ち

亀山市は、わが国の中央部、中部と近畿の結節点に位置する三重県の中北部の都市です。中部と近畿の中心都市である名古屋市や大阪市とも近接していることから、生活・文化・経済など多方面での関わりを持っています。

市内を見ると、西方に鈴鹿山脈を擁し、そこを水源とする鈴鹿川などの河川が市域を西から東に流れる自然豊かな都市です。

■ 都市と自然との調和を生み出した亀山市の地形

市域のどこからでも望むことのできる鈴鹿山脈の山並みは、亀山市の象徴であるとともに、市民の暮らしの中でとても身近な存在です。

一方、鈴鹿川をはじめとする河川が開いた土地には、集落が形成されるとともに、流域で展開される農業を支えてきました。

こうした鈴鹿の山並みと河川が長い年月をかけて作り出してきた起伏の多い河岸段丘の地形は、亀山市の都市形成に大きな影響を与え、過度な市街化が自然な形で抑制される中で、必要な都市機能が集積してきました。

このような、暮らしの中に溶け込んでいる水や緑などの豊かな自然は、亀山市の原風景であるとともに、『ふるさと・亀山』の想いの源泉ともなり得るものです。

■ 「道」に彩られた亀山市の歴史

亀山市は、わが国の東西を結ぶ地域にあり、伊勢への分岐点でもあることから、いつの時代にあっても「道」がキーワードとなり、その歴史が彩られてきました。

古代においては、都を守るために設けられた古代三関の一つである鈴鹿関があり、壬申の乱では大海人皇子が加太を越えてこの地域を通ったと伝えられています。

近世においては、東海道の宿駅が整備された亀山・関・坂下の三宿を中心に、にぎわいと交流が生まれました。当時のまちなみを現代へと残す関宿や亀山城多門櫓などの歴史資産は、歴史的風致を生かす亀山市のまちづくりの基軸となっています。

近代になると、東海道に沿うように鉄道が整備され、関西本線と紀勢本線の結節点である亀山駅を中心に、井田川・下庄・関・加太の5つの駅が市内に置かれました。中でも亀山駅には、国鉄の亀山機関区が置かれるなど、鉄道のまちとして発展してきました。

そして、現代においては、東名阪自動車道、新名神高速道路、伊勢自動車道などの高速道路のジャンクションが整備され、国道1号・25号などの広域幹線道路との結節点となるなど道路交通の要衝となっています。

このように、時代の発展とともに様々な変化を遂げながらも、交通の要衝であり続けたことは、亀山市の歴史を見る上で、最も大きな特徴です。

こうした交通拠点性を礎に、にぎわいと交流と、時代に応じた産業の集積による内陸型工業都市としての発展が、亀山市の活気へとつながってきました。

(2) 亀山市の今

亀山市は、平成17年1月11日に旧亀山市及び旧関町の合併により誕生しました。

その後、亀山市・関町合併協議会において策定した新市建設計画を発展させた第1次亀山市総合計画に基づき、市民参画のもとまちづくりを進めながら、新市の一体感の醸成を図ってきました。

合併の背景には、人口減少や少子高齢化といった社会情勢の変化などもありましたが、亀山市では、平成22年の国勢調査において初めて総人口5万人を突破し、名実ともに「市」の仲間入りする都市へと成長してきました。

一方、この総人口5万人の都市規模には、小さいながらも市民と市民とのつながりや地域の絆が残され、市民一人ひとりと行政の距離も近く、お互いに「顔が見える規模」にあります。こうした中、平成22年4月に「亀山市まちづくり基本条例^{※1}」を施行し、市民や地域と手を取り合いながら、まちづくりを進める考え方を明らかにし、様々な取り組みを進めてきました。

■ 地域の絆と活発な市民活動

高齢化が進展するにつれて地域の人と人との支え合いの重要性が見直される中、亀山市の各地域では、都会では途絶えがちな古くからの人となりのつながりが色濃く残されています。こうした中、地域に関わる多様な主体が参画した地域まちづくり協議会が市内全域に設立され、地域の主体的なまちづくり活動が加速されています。

一方、市民活動においても、以前から協働事業提案制度^{※2}などの支援制度を活用し、様々な市民活動が展開されるとともに、平成25年度からは新たに市民活動応援制度^{※3}をスタートさせ、市民活動の更なる活性化が図られています。

■ 「学び」と「子育て」を大切にしまち

亀山市は歴史的に「学び」を大切にしてきたまちです。江戸時代には藩校・明倫舎が置かれるとともに、寺子屋でも熱心な教育が行われていました。また、明治時代には、三重県女子師範学校が開校されるなど、古くから教育に対する熱心な地域性があります。近年においても、個の学び支援事業や少人数教育推進事業などに積極的に取り組んでいます。

さらに、県下に先駆けて小中学生の医療費の無料化に取り組むなどの積極的な子育て支援や子ども総合センターの設置、また、平成28年度から関認定こども園アスレを開設するなど福祉と教育が一体的に子どもに関する施策に取り組むことで、子育てにやさしいまちとして高い評価を受けています。

※1 市民・市議会・市の執行機関の3者がそれぞれの役割に基づいて、互いを尊重し、協働してまちづくりに取り組むためのそれぞれの権利や責務、亀山市のまちづくりを行う際に誰にも共通な9つのきまり(基本原則)などを定めることによって、「一人ひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまち」を実現することを目的とした条例。

※2 協働事業提案制度は、市民と行政の多様なアイデアを提案する窓口を設置し、事業化できるものは市民と行政が協働で事業化していくための制度。

※3 「市民力・地域力が輝くまちづくり」を進めるための市民参加型の健康、福祉、環境、文化、スポーツ、防犯、防災、子育て、国際交流など、さまざまな分野で社会貢献的活動をしている市民活動団体を、市民が市民活動応援券を用いて応援する制度。

■ 交通の要衝としての利便性と特徴ある都市形成

日々の暮らしを営む上で必要な商業、医療、福祉などの都市機能は、亀山駅周辺の中心的市街地や副次的市街地周辺に一定の集積が図られています。一方、「交通の要衝」としての道路や鉄道の利便性は、名古屋などの大都市や近隣市へと生活圏を広げ、市内で充足できない機能を補完しています。

さらに、亀山市都市マスタープランを策定し計画的な都市づくりを進める中、市道と賀白川線整備により市内道路網の中核となる環状線整備が進むとともに、県と一体的に進める県道亀山関線及び市道野村布気線の整備により、都市の骨格が概ね完成に近づいています。また、歴史的風致維持向上計画に基づく関宿や亀山城多門櫓など本市独自の景観や歴史・文化資源を活かしたまちなみの整備は、暮らしやすさの中に個性のある都市形成にもつながっています。

■ 健康都市への加盟とその後の取り組み

亀山市は平成21年度に健康都市連合^{*1}に加盟し、都市の機能すべてで市民の健康寿命^{*2}を延ばす取り組みへの挑戦を始めました。

また、2025年問題^{*3}に備え、必要性の高まる地域包括ケアシステム^{*4}の構築に向け、多職種間での連携体制の強化を図るとともに、在宅医療連携システム^{*5}を立ち上げました。庁内でも、医療と福祉の連携による地域医療の再構築を図るため、地域医療統括官を設置するなど、住み慣れた地域での健やかな生活を支える体制が整いつつあります。

(3) 将来への見通しと課題

亀山市の将来に向けたまちづくりを進める上では、積み重ねられた歴史を踏まえた今の亀山市を起点に、将来への見通しと課題に向き合い、目指すべき将来都市像を描く必要があります。

■ わが国における社会経済情勢の変化

◎人口減少社会の到来と一億総活躍社会^{*6}の実現

わが国の人口は、1億2,800万人に達した平成20年をピークに、既に人口減少社会に突入しています。国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)の推計によると、平成72年には人口が1億人を下回ると見込まれるなど、人口減少は今後、加速していくことが危惧されています。また、平成37年には団塊の世代^{*7}が後期高齢者^{*8}となり、社会保障関係経費などの負担増が見込まれる2025年問題についても大きな課題となっています。こうした人口減少と少子高齢化の進展に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」による「一億総活躍社会」の実現に向けて、政府を挙げての取り組みが進められています。

◎自然災害への危惧と防災意識の高まり

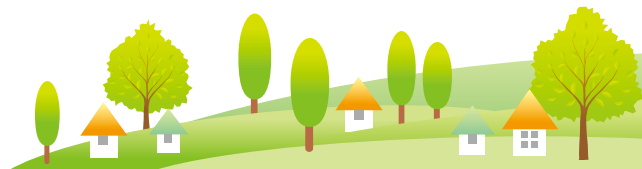
平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらすだけでなく、それまでの防災に対する意識を一変させるとともに、人々の価値観をも大きく変化させました。さらに、平成28年4月には熊本地震が発生し、震度5を超える揺れの頻発は、地震への常識を覆しました。このような中、南海トラフ^{*9}に起因する地震の発生が危惧されており、防災・減災の意識と対策の必要性がさらに高まっています。

◎経済環境の変化

わが国の経済は、海外景気の動向などから受けるリスクを抱えながらもリーマンショック^{※10}以降の低迷から緩やかな回復を見せており、こうした経済の好循環を持続的な成長に結びつけるため、政府は民間企業を後押しする成長戦略を打ち出しています。しかし、経済のグローバル化^{※11}に伴う構造変化が進むことから、国際経済が地域経済に与える影響は今後も強くなることが予想されます。さらに、イギリスのEU離脱問題など、国際的な情勢は不安定な要素が多く、こうした環境への的確な対応が必要となっています。

◎スーパー・メガリージョン^{※12}と新たなリンクの形成

リニア中央新幹線は、平成25年に東京・名古屋間の計画決定がなされ、着実に実現に向けた取り組みが進められています。このリニア中央新幹線は東京・名古屋・大阪の三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ一体化し、世界最大のスーパー・メガリージョンの形成のために不可欠な存在です。国において財政融資を活用した整備促進を行うこととしたことから、全線開通が最大8年前倒しとなる可能性が生じるなど、スーパー・メガリージョンの創出に向けた動きがさらに加速しています。



- ※1 2003(平成15)年にWHO西太平洋地域で設立された健康都市づくりに取り組む都市間の国際的なネットワークのこと。国際的な協働を通して健康都市の発展のための知識や技術を開発することを目的としている。
- ※2 世界保健機関(WHO)が2000(平成12)年に提唱した指標で、日常的な介護を必要とせず、心身とも自立して暮らすことのできる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、健康寿命をいかに延ばすかが課題となっている。
- ※3 日本において、2025(平成37)年に「団塊の世代」の人々がすべて75歳以上になることにより起こる、医療や介護施設が不足するなどの諸問題のこと。
- ※4 2025(平成37)年を目標に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
- ※5 市内の多職種(医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所など)が連携して在宅医療を実施するしくみまたはその名称。
- ※6 我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とした政策プランのこと。
- ※7 日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代。
- ※8 75歳以上の高齢者を指す。
- ※9 四国の南方海底にある深い溝(トラフ)のこと。東海、東南海、南海の3地震が連動して起こる巨大地震の発生が懸念されている。
- ※10 2008(平成20)年にアメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが経営破綻したことに端を発する世界的な金融危機のこと。
- ※11 国境などを越えて、地球規模で社会的あるいは経済的な影響が及び、変化が引き起こされること。
- ※12 「国土のグランドデザイン2050」の中で示された、リニア中央新幹線によって三大都市圏が結ばれることによって形成される世界最大の都市圏を指す。

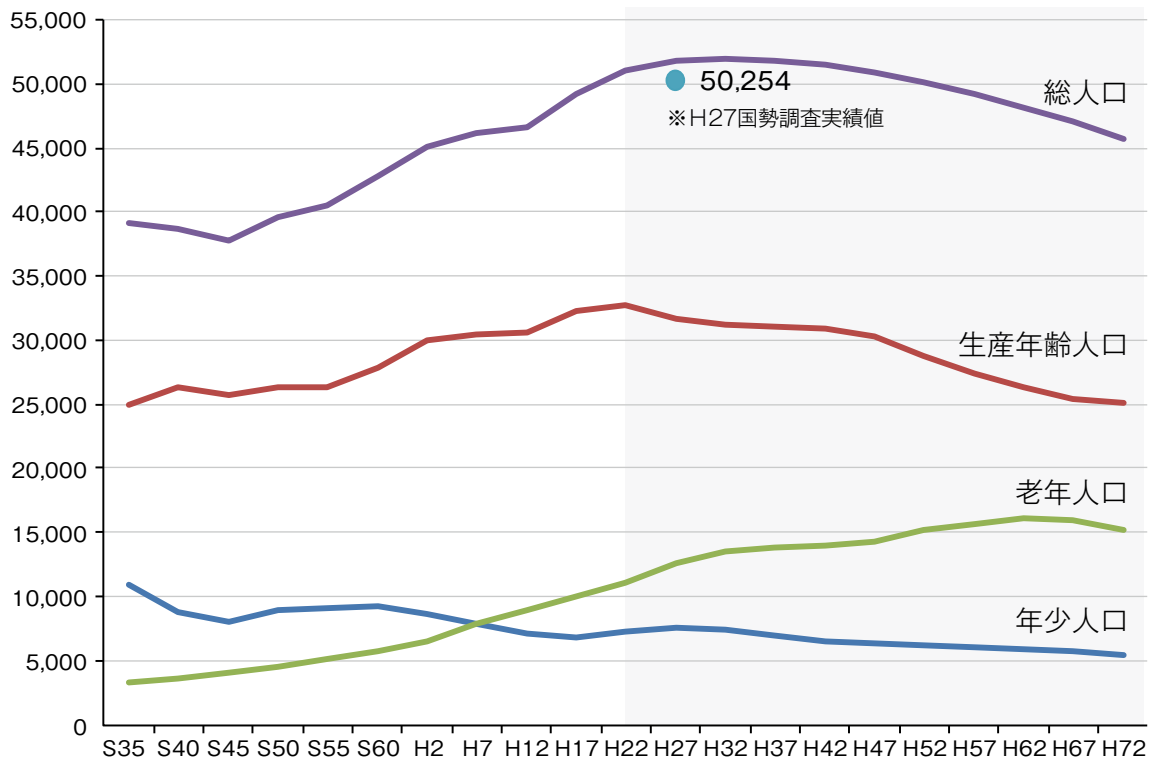
■ 亀山市を取り巻く環境の変化

◎ 亀山市における人口減少社会の到来

亀山市においては、昭和45年以降は人口増加が続き、特に平成12年以降はそのペースが加速しました。国が平成20年、県が平成21年にそれぞれ人口のピークを迎える中、亀山市では平成22年時点でも人口増加が続いていました。こうした人口増加傾向にあった平成17年と平成22年の国勢調査結果を基に社人研が算定した亀山市の将来推計人口においてすら、出生率の低迷などの要因から、平成32年をピークに総人口は減少に転じ、平成72年の人口は46,000人を割り込む予想となっています。

一方、平成27年の国勢調査における亀山市の総人口は50,254人と平成22年から769人減少するなど、予想を上回る速さで人口減少社会が進展していることから、早急な人口減少対策が必要な状況となっています。

図 年齢3区分別人口の推移(亀山市)



※ H27以降は社人研推計

◎暮らしやすく、心地よい都市環境の充実

今の亀山市には、JR亀山駅・井田川駅・関駅といった交通拠点を中心に、暮らしに必要な都市機能が集積しています。これら都市機能と、交通利便性を生かした周辺市などとの機能連携により、市民生活を支えています。

また、市民や地域などが関わりながら保全してきた水と緑などの豊かな自然や、地域の特色ある歴史的なまちなみや景観などの魅力が、人々の暮らしに憩いや安らぎを与えています。

こうした機能と魅力が調和した暮らしやすく、心地よい都市環境を更に高めていくことが求められています。

◎誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり

人口減少とともに一層の進展が予想される高齢化に対しては、単に介護や福祉の面だけでなく、医療・健康・生きがいつくり、住まい、交通や商業といった都市機能などを、包括的に考えていくことが必要です。医療・介護等のサービスの充実はもとより、高齢者や障がい者にとっても住みやすいコンパクトなまちづくりと交通ネットワークづくりを進めるとともに、身近な地域においては支え合いのしくみを形づくことで、だれもが住み慣れた地域で暮らし続けられる環境が求められています。

◎交通拠点性と都市活力の向上

亀山市は、古くから、鈴鹿関が置かれ、東海道の宿場、鉄道のまちとして、時代に応じた変化をしながら常に交通の要衝として成長してきました。この高い交通拠点性を基盤に、多様なものづくり産業が集積する内陸型工業都市として発展してきました。

今後も、交通拠点性の強みを生かした内陸型工業都市としての成長を図りつつ、観光や交流などの促進により、さらなる都市活力の向上が求められています。

◎子育てと魅力あふれる定住環境の充実

近年の亀山市は、県内をリードしてきた子育て支援と教育環境の充実などから、「子育てにやさしいまち」として知られています。また、古くからのまちなみとともに暮らすことのできる閑宿や、豊かな自然を身近に感じられる周辺地域など、移住交流を進めるための魅力が多くあります。

こうした魅力をもっと多くの人に知ってもらい、この地で暮らしたい人を増やすことで、移住交流を促進していくことが求められています。

◎地域の絆と市民の活力の充実

亀山市は、以前から市民活動が活発に展開されてきました。こうした活動の中で、新しい食文化の発掘や市民起点でのイベントなどが行われるとともに、市民と行政が一体となって「亀山市まちづくり基本条例」を作り上げ、市のまちづくりの基本的な考え方に基づくまちづくりが進められています。一方、地域活動についても、平成28年に市内の全地域に地域まちづくり協議会が設置されるとともに、「亀山市地域まちづくり協議会条例^{※1}」が施行され、住民自らが地域課題の解決に向けて取り組む体制が整えられてきています。

こうした市民・地域の活動する力は、今後のまちづくりを進める上で、欠かすことのできない力であり、これからも市民・地域との協働・連携の強化を進める必要があります。

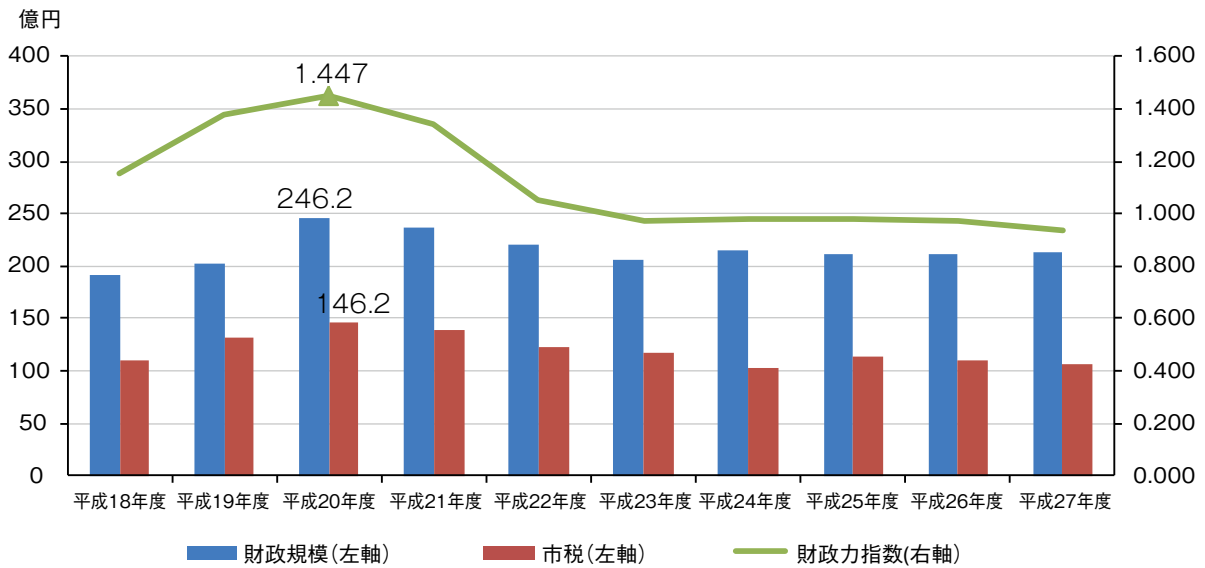
※1 自分たちの暮らす地域を自分たちで創り上げるという理念及び民主的な運営の下に、地域課題の解決に取り組む自治組織である地域まちづくり協議会の活動の定着化及び活性化を図り、亀山市らしいまちの実現に資することを目的とした条例。

◎持続可能な行政経営

亀山市の財政状況は、液晶関連産業の集積により大きく成長しました。市税収入や財政規模は平成20年度にそのピークを迎えましたが、その後のリーマンショックの影響などから大きく減少し、近年は概ね維持の傾向となっています。この間、行財政改革に取り組むことで、市民サービスを低下させない効率的な行財政経営に努めてきました。

今後も、人口減少や少子高齢化の進展などから、税収減や社会保障関係経費等の増大が予想されることから、更なる行財政改革を推進し、持続可能な行財政経営に取り組んでいく必要があります。

図 亀山市の財政指数の推移



2. 将来都市像

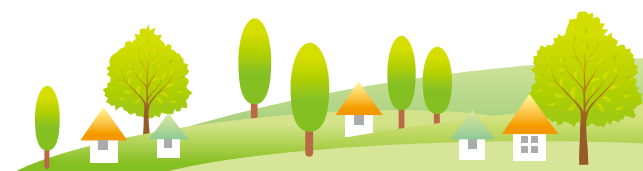
(1) 将来都市像

歴史・ひと・自然が心地よい
緑の健都 かめやま

亀山市は、豊かな自然環境に恵まれ、歴史が織り成した城下町・宿場町としての佇まいがあります。また、人と人が支え合う、つながりのある市民力と地域力の高さを持っています。一方、古くから交通の要衝として栄え、近年は、多様な産業が集積する内陸型工業都市としての性格を強めています。

このような亀山市は、顔の見える5万都市として、小さいながらも「暮らしやすさ」や「心地よさ」を備えた活力のある都市へと成長してきました。これからも、亀山市の魅力である豊かな緑や歴史文化と共生しながら、交通拠点性を高め、持続的に成長する都市でありたいと考えます。

地域に根ざした自然・歴史・産業が調和した「まち」、心身ともに健やかな日々を過ごせる「ひと」の暮らし亀山市。こうした亀山市の心地よさを「まち」も「ひと」も健康な状態であると捉え、それをさらに高め、次代へつなげるため、持続的に発展し続けられる「健康都市」でありたいという想いを、将来都市像『歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま』として示しています。



(2) 目指すまちのイメージ

将来都市像の実現に向けたまちづくりを進めるため、そこから導かれるまちのイメージとして次の5つを掲げ、それぞれの視点による亀山らしいまちづくりを目指します。

■ 快適に過ごせるまち

人々の暮らしにおける利便性向上に必要な都市機能と、自然や歴史文化などの魅力が調和した『快適に過ごせるまち』を目指します。

■ 心と体の豊かさを感じられるまち

人々が住み慣れた地域において、心身ともに健康で生きがいを持ちながら充実した生涯を過ごす『心と体の豊かさを感じられるまち』を目指します。

■ 活力のあるまち

東西交通の要衝としての充実した交通基盤を生かし、広域的な連携・交流と、活発な産業が展開される『活力のあるまち』を目指します。

■ 豊かな子育てができるまち

亀山市ならではの充実した子育て支援と、質の高い教育に支えられながら、市全体が子どもたちの成長を見守る中で、『豊かな子育てができるまち』を目指します。

■ つながりと交流のあるまち

人と人がつながり、絆のある地域が自立しながら、多様な交流にあふれる『つながりと交流のあるまち』を目指します。



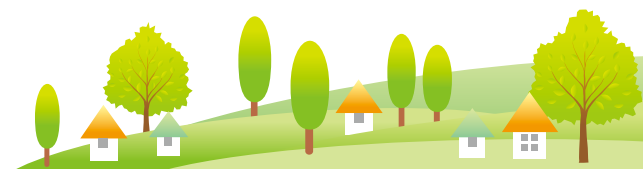
(3) まちづくりの基本方針

市民力・地域力が輝くまちづくり

第1次総合計画における「まちづくりの基本的な考え方」である『市民力で地域力を高めるまちづくり』は、10年の時を経る中で、平成22年4月に亀山市まちづくり基本条例を施行し、平成28年4月に亀山市地域まちづくり協議会条例を施行するなど、市民と地域が主体となるまちづくりの根幹となる考え方を明らかにするとともに、地域まちづくり協議会の市全域での設立という成果を生み出しました。

これから、将来都市像の具現化を図るためには、多くの課題を解決していかなければなりません。そのためには、市民・団体・地域・事業者など亀山市に関わるすべての主体がそれぞれの持つ力を合わせ、連携・協働してまちづくりを進めることが重要です。

こうしたことから、市民と地域の持つ力を生かし、輝かせるまちづくりとして、『市民力・地域力が輝くまちづくり』を、今後のまちづくりの基本方針として位置づけます。



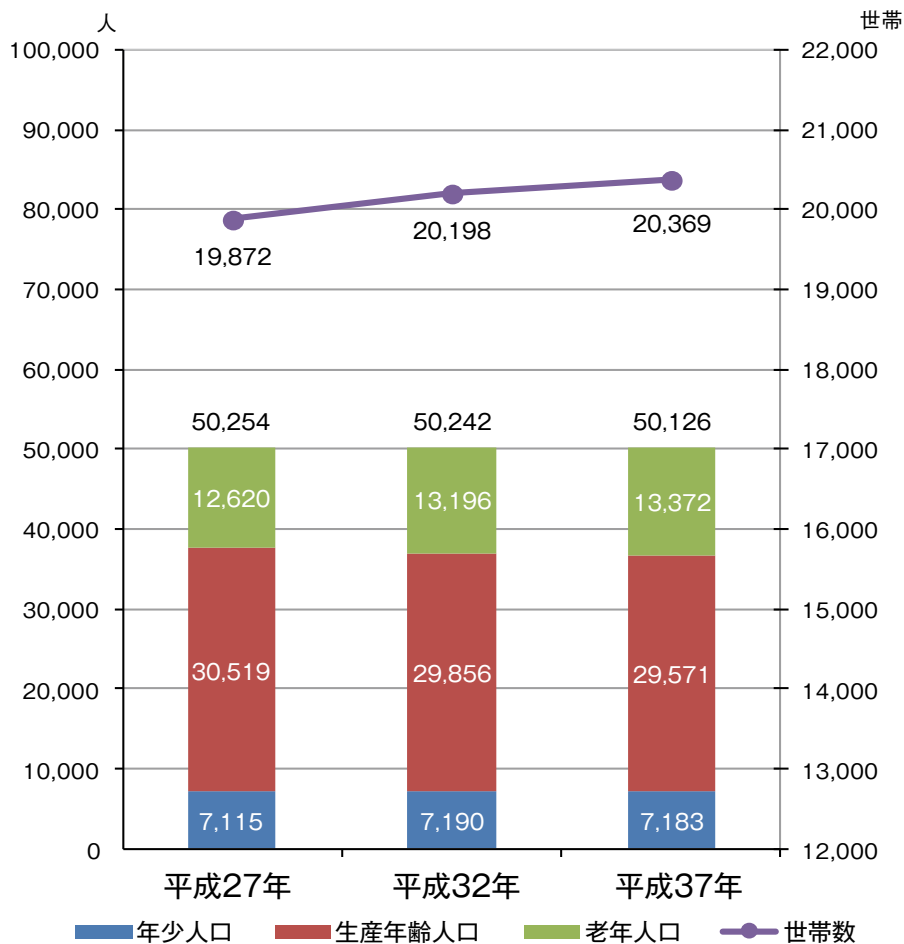
(4) 将来推計人口

亀山市の将来人口は、これまでの人口の推移などを踏まえ、平成72年(2060年)を見据えた亀山市人口ビジョンにおいて、「将来人口の展望」を示しています。この「将来人口の展望」においては、少子化対策を進めるとともに、転入者が転出者を上回る社会増の傾向を加速させることで、世代間・男女間のバランスの良い人口構成と、平成72年(2060年)に概ね5万人の総人口の確保を目指すこととしています。

本構想における将来推計人口においても、この考え方を踏まえ、目標年度の平成37年度(2025年)で総人口を50,126人、総世帯数を約20,369世帯と見込みます。

この間においても少子高齢化は進行することが見込まれますが、総人口の維持とともに、世代間・男女間のバランスの改善を図ることのできる住みよいまちづくりを目指します。

図 将来推計人口



3. 将来都市像の実現に向けて

(1) 施策の大綱

亀山市が目指す将来都市像から導かれる「目指すまちのイメージ」に対応し、その具現化を図るために推進する政策の柱として、5つの「施策の大綱」を位置づけ、まちづくりを展開します。

目指すまちのイメージ

快適に過ごせるまち

人々の暮らしにおける利便性向上に必要な都市機能と、自然や歴史文化などの魅力が調和した『快適に過ごせるまち』を目指します。



施策の大綱

快適さを支える
生活基盤の向上



心と体の豊かさを感じられるまち

人々が住み慣れた地域において、心身ともに健康で生きがいを持ちながら充実した生涯を過ごせる『心と体の豊かさを感じられるまち』を目指します。



健康で生きがいを持てる
暮らしの充実



活力のあるまち

東西交通の要衝としての充実した交通基盤を生かし、広域的な連携・交流と、活発な産業が展開される『活力のあるまち』を目指します。



交通拠点性を生かした
都市活力の向上



豊かな子育てができるまち

亀山市ならではの充実した子育て支援と、質の高い教育に支えられながら、市全体が子どもたちの成長を見守る中で、『豊かな子育てができるまち』を目指します。



子育てと子どもの
成長を支える環境の充実



つながりと交流のあるまち

人と人がつながり、絆のある地域が自立しながら、多様な交流にあふれる『つながりと交流のあるまち』を目指します。



市民力・地域力の活性化



(2) 都市空間形成方針

将来都市像の具現化に向けて亀山市の都市空間を形成していくためには、亀山市の持つ特徴ある地形や現状の都市空間の利用状況を踏まえつつ、生活圏の広域化や発生が予想される災害に対応し、「住み続けられる」「選ばれる」ために必要な都市機能が集積・連携した都市づくりを進めることが必要です。

こうしたことを踏まえ、亀山市の都市空間形成の基本方針として、次の4つの方針を掲げます。

[基本方針]

- ◎住みやすさの向上に重点を置いた土地利用の推進
- ◎地形や自然環境、交通網の充実など市の魅力の発揮
- ◎災害に対する防災力と災害発生時の都市機能の維持・確保
- ◎充実した交通網を活かした近隣市との広域連携の強化

◎基本的な考え方

基本方針に基づく都市空間の形成を図るため、次の6つの考え方を基本とします。

① 中心的都市拠点の強化

亀山市では、JR亀山駅・井田川駅・関駅といった交通拠点を中心に、行政・商業・医療・文化など様々な都市機能の集積している都市拠点が形成されており、これらの都市拠点を核として周辺の居住地と道路網やバス交通網などのネットワークにより、それぞれの特徴を持った生活圏が形成されています。しかし、商店街における空き店舗の増加や公共施設の老朽化など、都市拠点における求心力の低下が見られます。

今後は、それぞれの地域の特徴を生かしながら、市民の快適な暮らしを支えられるよう、都市拠点の機能の充実・確保を図ります。中でも、市域全体の中心的都市拠点であるJR亀山駅周辺地域においては、駅周辺の再整備を進めることで、拠点性の一層の強化を図ります。

② 交通拠点性の強化による都市活力の向上

亀山市では、高い交通拠点性を背景に積極的な企業誘致活動を行い、市内の工業団地などに多様なモノづくり産業が集積しています。こうした交通拠点性を背景としたモノづくり産業が、亀山市の地域経済や雇用を支えるなど、都市活力の源となっています。

今後も、広域交通網を中心とした交通拠点性のさらなる強化を促進するとともに、そのポテンシャル^{※1}を生かした多様な産業基盤の整備を進めます。

さらに、将来のリア中央新幹線市内駅の整備を見据え、広域的な交通拠点性の強化を意識した都市形成を図ります。

※1 可能性、潜在する力のこと。

③ コンパクトなまちづくりの推進と適切な土地利用の誘導

亀山市は、企業立地の促進や子育て支援の充実などにより、市北東部を中心に活発な土地利用が行われています。一方で、こうした土地利用の動きは、都市拠点の求心力の低下とも相まって、都市の拡散へつながり、既存市街地における空き家の増加など、市街地の空洞化にもつながっています。

そこで、活発な土地利用を都市の活力につなげられるよう、用途地域外での開発をできる限り抑制し、鉄道駅を中心とした既存市街地への都市機能の誘導を行うなど、適切な土地利用を促進します。さらに、既存のインフラ^{※1}等の都市基盤を生かしたコンパクトで利便性の高いまちづくりを進めます。

④ 心地よい居住環境の形成

亀山市では、東海道の宿場町の面影を残す関宿や、亀山城址など、豊かな歴史文化を感じられるまちなみや歴史的な景観が残されています。また、鈴鹿山脈や鈴鹿川などの豊かな水と緑の自然は、人々の手で守られながら受け継がれてきました。

これら歴史的な風致や豊かな自然は亀山市の魅力であり、子どもから高齢者まで市民の暮らしに憩いや安らぎをもたらすもので、都市空間の基盤となるものです。

こうした亀山市の都市空間の基盤と市街地や居住環境との調和を保ちながら、東海道を基軸とした歴史的な風致の維持向上と自然環境の保全を図ります。

⑤ 安全な居住環境確保に向けた都市の安全性の向上

南海トラフに起因する地震や巨大化する風水害など自然災害への危惧が安全な都市づくりの必要性を高めています。

こうした中、津波リスクの少ない内陸都市としての強みを生かした安全な居住環境を確保するため、土砂災害や河川災害などの災害リスクに対する都市の防災力を向上させるとともに、災害時における都市機能の維持という視点による災害に強い新庁舎の建設を進めるなど、災害に強い都市づくりを推進します。また、道路整備や公共交通の充実等により、日常生活の安全性が確保される都市基盤の整備を推進します。

⑥ 近隣市との連携強化

幹線道路網の整備や鉄道の利便性向上により、年々生活圏の広域化が進んでおり、市民の生活を支える都市機能についても、市内外の持つそれぞれの都市機能の分担と活用が求められます。

市民の快適な暮らしを支えるため、鉄道等の公共交通や広域幹線道路網を活かした近隣市等との広域連携をより一層推進し、都市機能の分担等による広域都市圏としての「住みよさ」の向上を図ります。

これらの都市空間形成の基本方針と基本的な考え方にに基づき、次ページのとおり都市空間形成方針図を描きます。

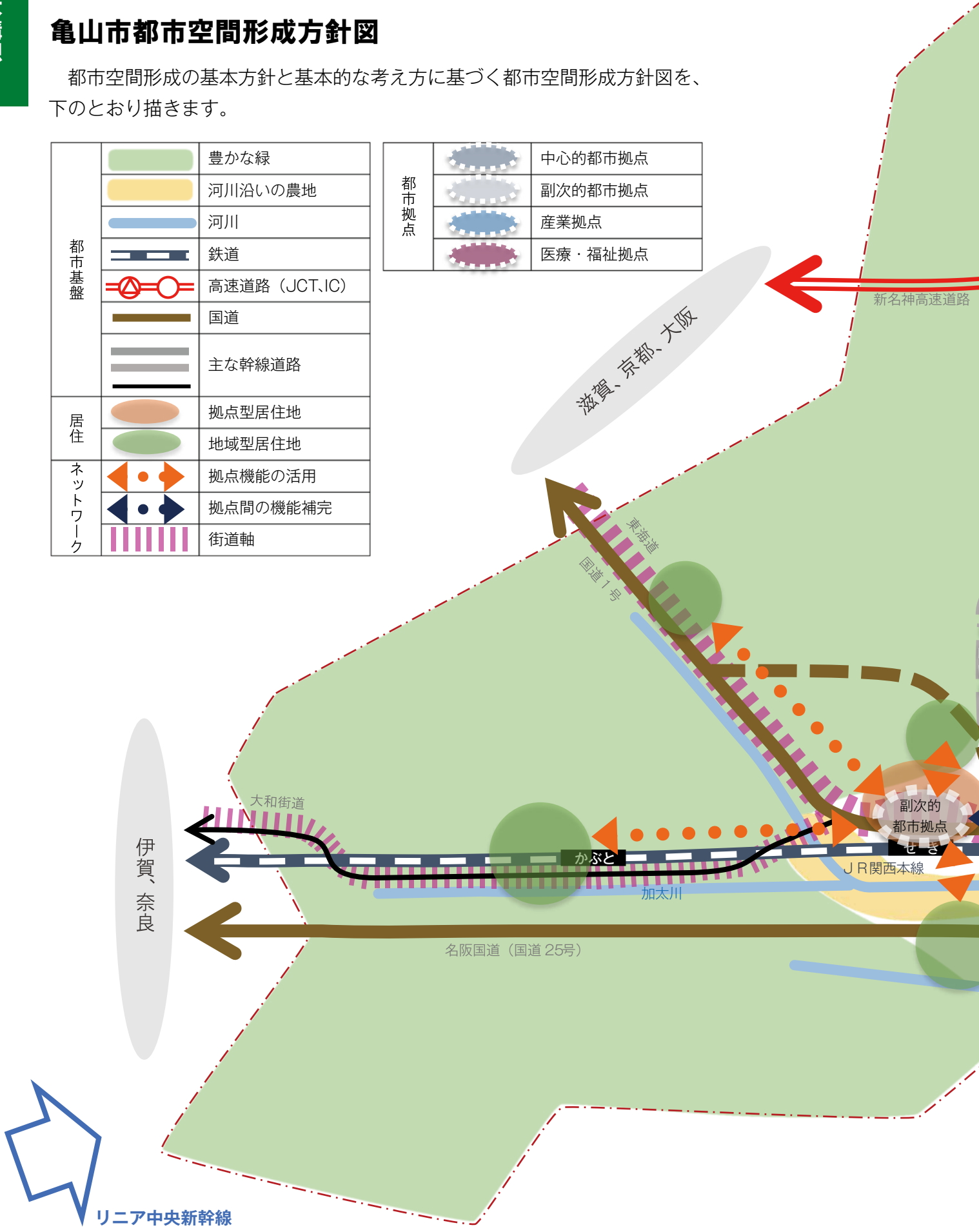
※1 インフラストラクチャーの略で、社会資本などと訳される。道路、上・下水道、電気、公共施設など産業や社会生活の基盤となる施設のこと。

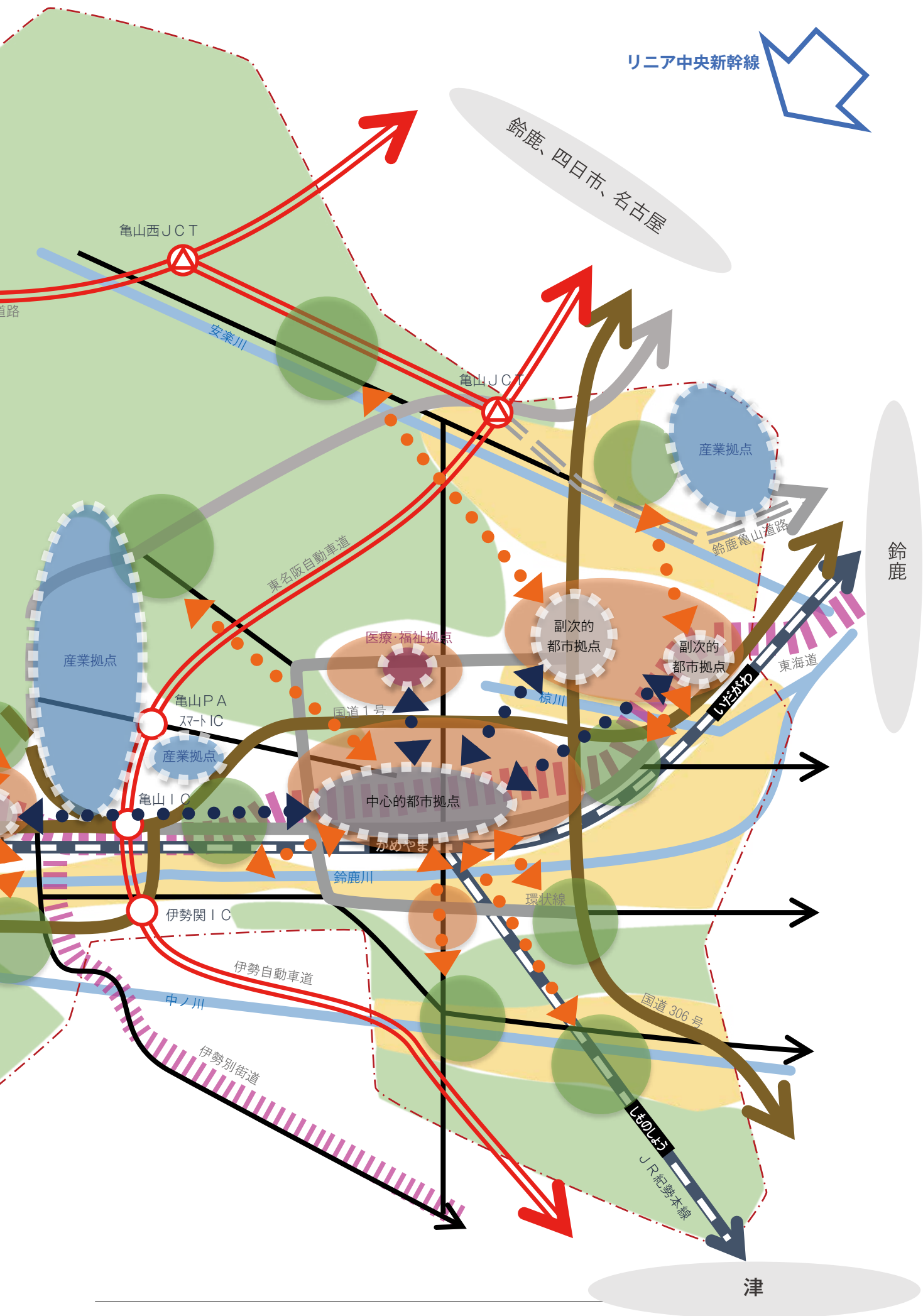
亀山市都市空間形成方針図

都市空間形成の基本方針と基本的な考え方に基づく都市空間形成方針図を、下のとおり描きます。

都市基盤		豊かな緑
		河川沿いの農地
		河川
		鉄道
		高速道路 (JCT, IC)
		国道
		主な幹線道路
居住		拠点型居住地
		地域型居住地
ネットワーク		拠点機能の活用
		拠点間の機能補完
		街道軸

都市拠点		中心的都市拠点
		副次的都市拠点
		産業拠点
		医療・福祉拠点





前期基本計画

平成29年度～平成33年度

KAMEYAMA

まちづくり編

戦略プロジェクト

(1) 戦略プロジェクトの位置付けと役割

戦略プロジェクトは、基本構想における将来都市像「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま」の具現化に向けて取り組む前期基本計画の推進力を高めるため、人口減少社会に対応し、持続的に成長することができるよう、政策や施策の枠組みにとらわれない戦略的な視点に基づき、重点的に取り組むものとして位置づけます。

前期基本計画においては、戦略的視点に基づいた5つの戦略プロジェクトを設定し、関係する政策や施策を連動させることで、相乗効果を高め、計画全体の推進を牽引させようとするものです。

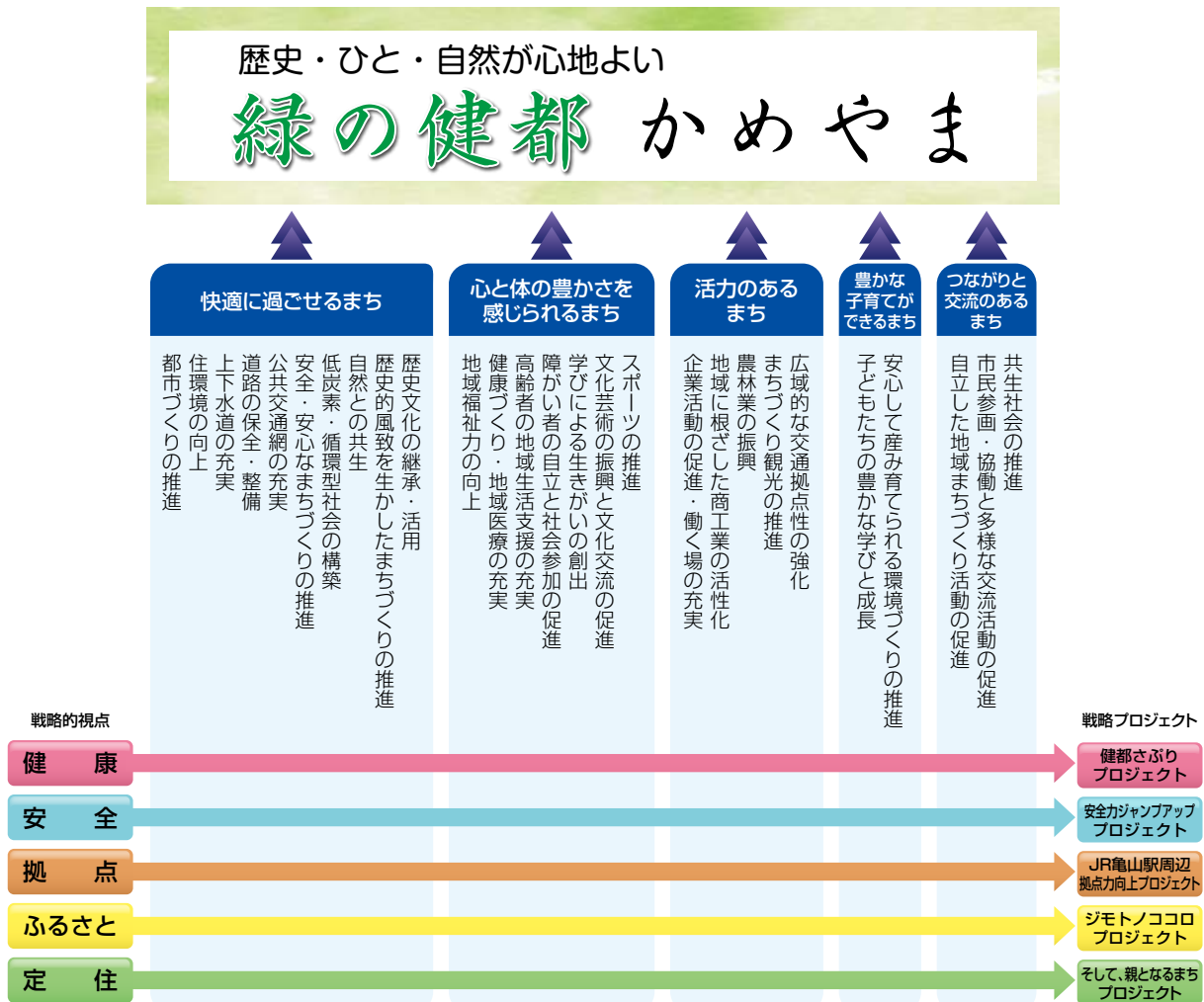
【戦略的視点の考え方】

亀山市が持続的に成長していく健康都市であり続けるためには、人と都市の両方が健康であり続けることが必要です。

そのためには、市民の健康的な暮らしを支える都市全体の『健康』の視点、高まる災害リスクに備える『安全』の視点、快適かつ魅力的な都市拠点をつくる『拠点』の視点、市民の愛着と誇りの源泉である自然と歴史を受け継ぐ『ふるさと』の視点、そして、この地で子どもを育てながら住むまちとして選ばれる『定住』の視点が大切です。

これら5つの戦略的視点により前期基本計画の政策・施策を見たとき、関係する政策を連動させ、一体性を持って取り組むことで、持続性を保ち続けるとともに、都市の成長力を強化することを目指します。

[戦略的視点を通じた政策・施策と戦略プロジェクトの関係図]



(2) 戦略プロジェクト

戦略プロジェクト 1 『健都さぷり』プロジェクト

◆ 戦略的視点

市民の健康的な暮らしを支える都市全体の『健康』の視点

◆ プロジェクトのねらい

「健康都市」として市民の健康を支える都市環境を整え、市民が自分自身で、地域で行う主体的な健康活動を促すとともに、市民のライフステージに応じた健康づくり支援を行うことで、市民の健康寿命を伸ばし、健康的で豊かな暮らしの実現を目指します。

◆ プロジェクトの取り組み

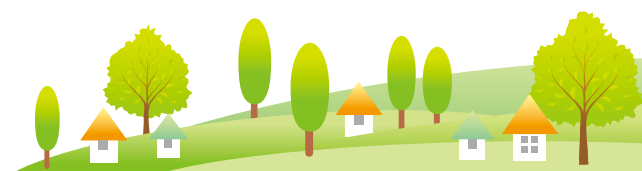
まち・ひと健康環境の充実

◇誰もが身近で手軽に健康づくりに取り組む意識づくりを行うことで、市民の身近な運動習慣やスポーツなどの機会を通じた、市民一人ひとりの健康づくり活動を仲間や地域へと広げる、健康環境づくりを進めるとともに、公共施設や公共空間についても市民や地域の主体的な健康づくり活動を支えられる環境整備を進めます。

◇市立医療センターを核として、市内医療機関等との連携により市民の健康を支える地域医療体制の充実を図り、市民の健康を支えます。

住み慣れた地域で自分らしく健康に暮らし続けられる環境づくり

◇住み慣れた地域で健康に暮らし続けることができるよう、地域の医療、介護、生活が一体的となった地域包括ケアシステムの構築を図ります。



戦略プロジェクト 2 『安全カジャンプアップ』プロジェクト

◆ 戦略的視点

高まる災害リスクに備える『安全』の視点

◆ プロジェクトのねらい

南海トラフに起因する大規模な地震災害の発生や、近年、大型化する風水害など、本市における災害へのリスクに備え、自助・共助・公助により、市全体での防災力・減災力の向上を目指します。

◆ プロジェクトの取り組み

市民・地域のつながりを生かす自助・共助の強化

◇災害時において、自らを守る自助と、相互に助け合う共助の重要性を市民一人ひとりや地域での意識を高め、それぞれが自らを守ることのできるよう、地域住民が自らの課題として捉える地区防災計画の策定を進めるとともに、自主防災組織などの防災組織の強化を図ることで、災害に強い地域づくりを進めます。

公助の推進

◇様々な災害時に必要な都市機能を維持することができるよう、公共施設や道路等を含めた都市インフラの強靱化を進めるとともに、防災時の中核となる新市庁舎のあり方を検討します。



戦略プロジェクト 3 『JR亀山駅周辺拠点力向上』プロジェクト

◆ 戦略的視点

快適かつ魅力的な都市拠点をつくる『拠点』の視点

◆ プロジェクトのねらい

本市の中心的拠点であるJR亀山駅周辺のにぎわいと都市機能を高めることで、中心的都市拠点の求心力の向上を目指します。

◆ プロジェクトの取り組み

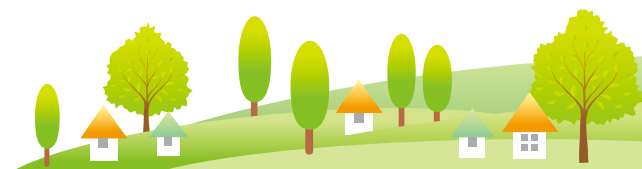
中心的都市拠点の求心力向上と拠点近接居住空間の形成

◇市の玄関であるJR亀山駅周辺の再生を進めるため、民間活力を生かしつつ、公共施設や公共的機能の移転を行うなどを通じて、中心的都市拠点の求心力向上を図ります。

◇中心的都市拠点の機能を最大限に生かすことができるよう、拠点周辺への居住誘導やまちなか空家の活用への支援を行うことで、拠点近接型の便利な生活空間の形成を図ります。

都市拠点の機能を暮らしに生かすネットワークの強化

◇市民の暮らしを支える中心的都市拠点や副次的都市拠点などの充実した都市機能を最大限活用できるよう、道路や公共交通網などを有機的に連携させることで、都市拠点間の機能補完と拠点周辺や地域の居住地とつながりのある有機的なネットワークの形成を図ります。



戦略プロジェクト4 『ジモトノココロ』プロジェクト

◆ 戦略的視点

市民の愛着と誇りの源泉である自然と歴史を受け継ぐ『ふるさと』の視点

◆ プロジェクトのねらい

5万人の人々が暮らす亀山市には、豊かな自然と歴史文化という「ふるさと亀山」の源があります。この「ふるさと亀山」の源である自然と歴史文化を守り、継承することで、市民一人ひとりが愛着と誇りの醸成を目指します。

◆ プロジェクトの取り組み

源流を守る水と緑のつながる自然の保全・活用

◇市域を流れる鈴鹿川とその源流となる鈴鹿山脈など、市民の暮らしの中に身近にあり、憩いを与えてくれる豊かな自然環境を市民・地域・事業者などの多様な主体が連携・協働しながら守り、次代へ継承します。

◇鈴鹿の山並みなどの豊かな自然資源に触れる機会を通じて、市民の地域への愛着を高めるとともに、積極的な発信を行うことで市の魅力を広め、市民や来訪者などの交流の充実を図ります。

歴史的風致の維持向上

◇東海道を基軸として、亀山宿・関宿・坂下宿の3宿のそれぞれの魅力を高めるとともに、そこにある暮らしとの調和を図ることで、3宿とそれをつなぐ沿道全体の歴史的な魅力あふれる都市空間の形成を進めます。

ふるさと亀山を愛し、誇れるシビックプライドの醸成

◇それぞれの地域の特性を生かした小中学校での学びや、歴史博物館や自然公園などでの自然や歴史などに触れたり学んだりする機会を通じて、シビックプライドの醸成を図ります。



戦略プロジェクト 5 『そして、親となるまち』プロジェクト

◆ 戦略的視点

この地で子どもを育てながら住むまちとして選ばれる『定住』の視点

◆ プロジェクトのねらい

亀山市が将来にわたって持続的に発展していくためには、若い世代が子育てしながら安心して住み続けられるまちであることが必要です。その実現に向けて、恵まれた子育て環境の更なる充実とその魅力の発信を強化することで、子育て世代の更なる定住を促進します。

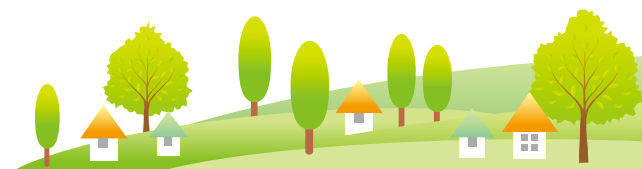
◆ プロジェクトの取り組み

親と子の成長を支える「子育てにやさしいまち」の充実

- ◇子育て世帯のネットワークの形成や、市全体で子育て世帯を支える環境と意識の醸成を図ることで、子育てが孤立しない環境づくりを進めます。
- ◇経済的な負担、待機児童^{※1}問題をはじめとした子育てに関わる多様な不安を解消するため、必要な子育て支援の充実を図ります。
- ◇子どもたちが夢に向かって成長することができるよう、地域・学校が連携した質の高い学びを展開するとともに、それを支える親がともに成長していける家庭教育の充実を図ります。

子育て世帯の定住促進

- ◇自然豊かで魅力的な居住環境の中で、充実した子育て支援を受けながら安心して子どもを育てることのできる本市の魅力や、戦略的なプロモーションにより効果的に広めるとともに、ターゲットを絞った定住支援を行うことで、子育て世帯の定住促進を強化します。

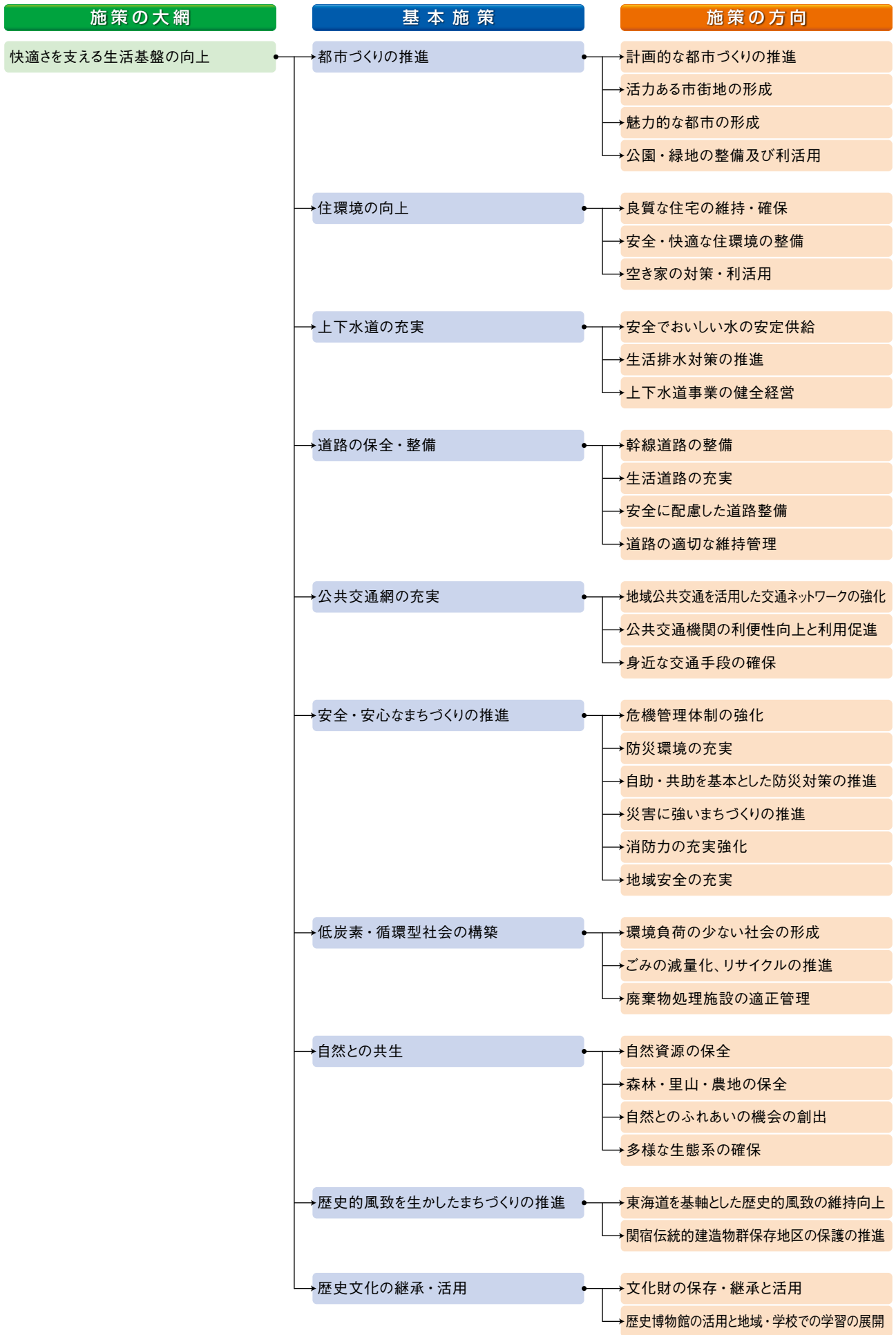


※1 保育所等へ入所申請をしながらも定員超過などの理由から入所できない児童のこと。

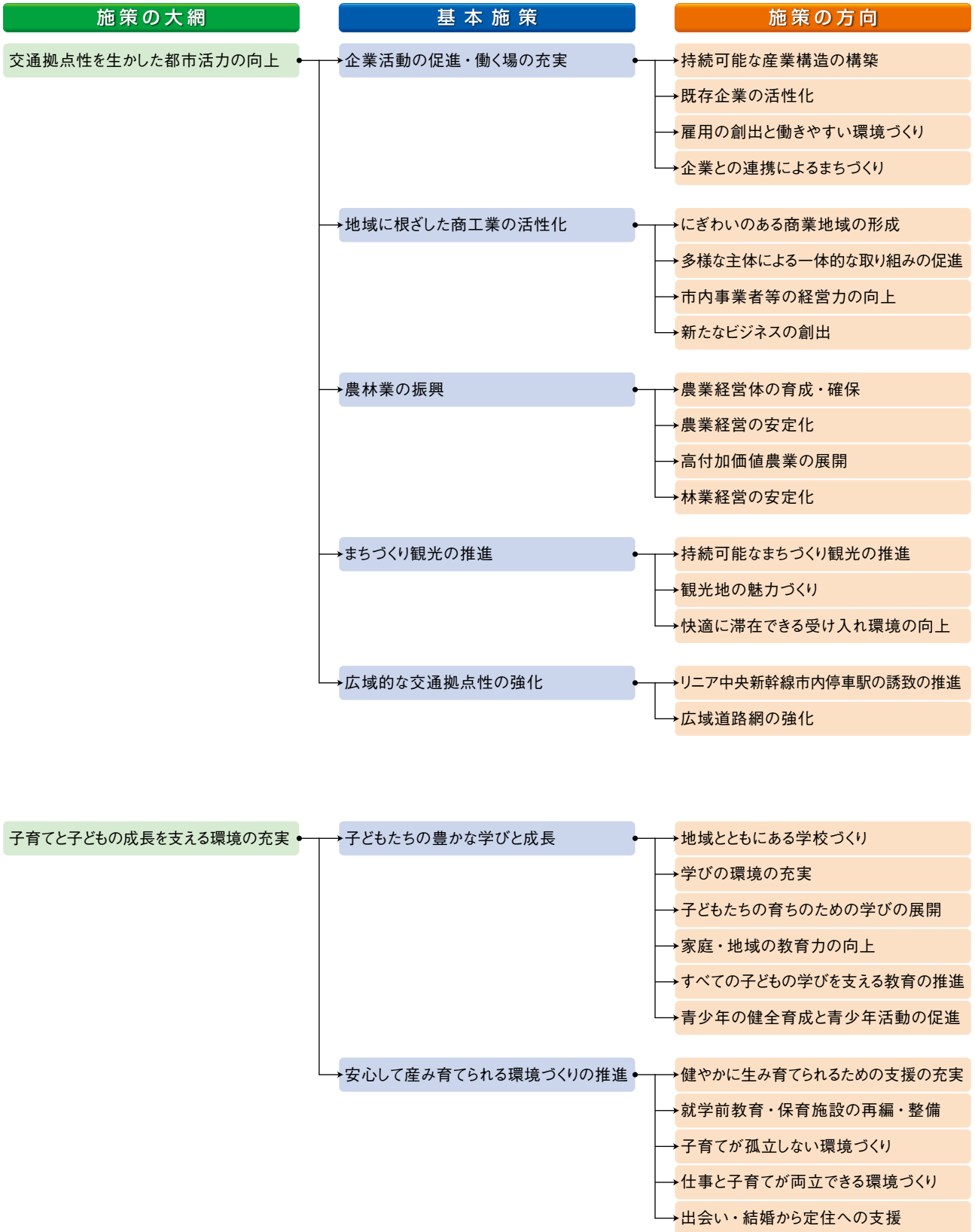
まちづくり編

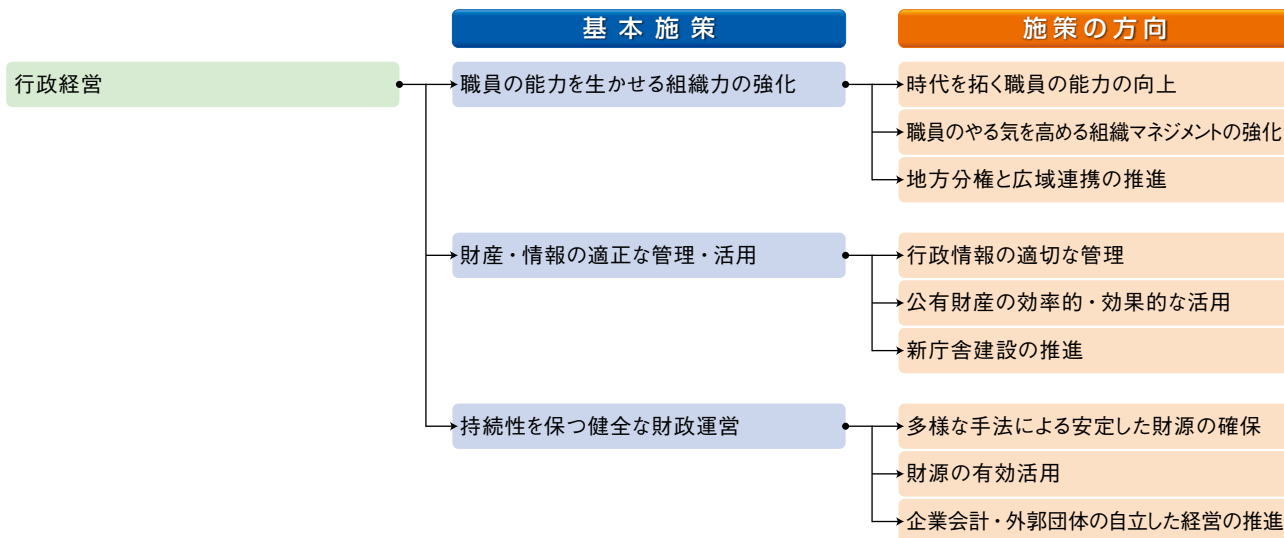
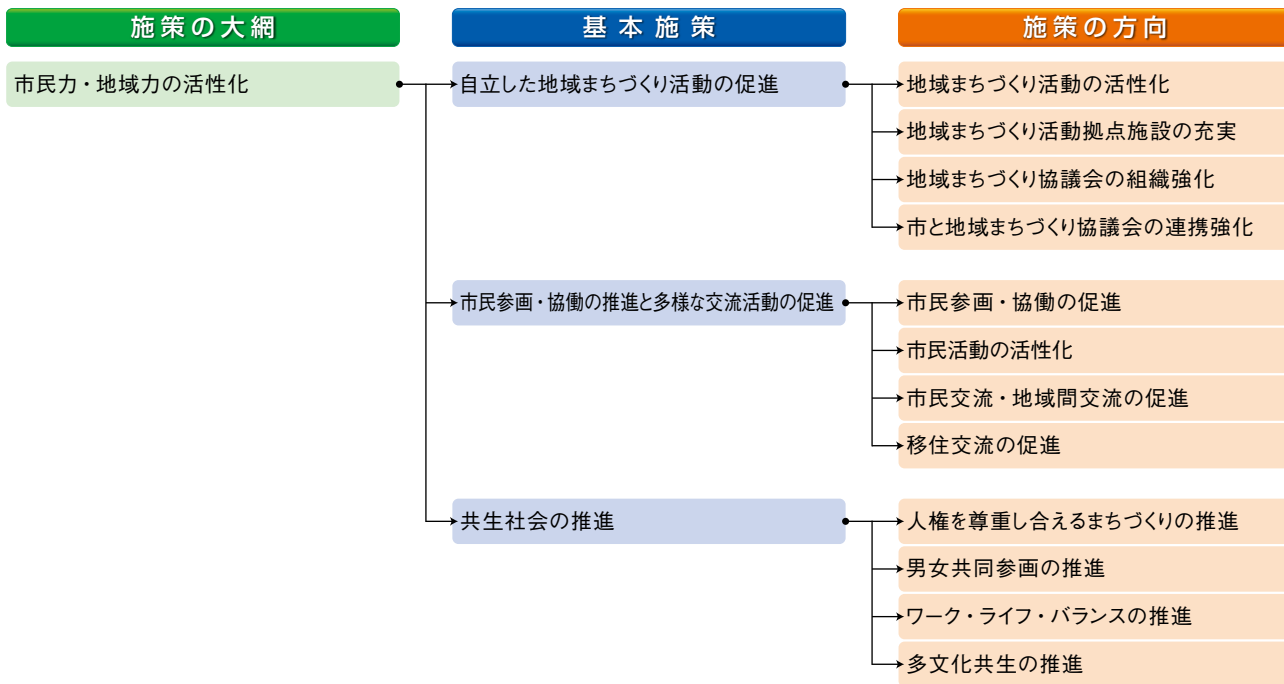
施策体系図

施策体系図









各基本施策のページの見方

基本構想の「目指すまちのイメージ」に対応した『施策の大綱』を表しています。

施策の大綱内で各分野に分類する『基本施策』を表しています。

前期基本計画の策定に当たり、本市を取り巻く『現状』の分析と、今後を見通した『課題』を整理しています。

前期基本計画

1. 快適さを支える生活基盤の向上

(1) 都市づくりの推進

1. 快適さを支える生活基盤の向上 (1) 都市づくりの推進

現状と課題

- 本市は、東海道を中心とした歴史的な街道、さらには鉄道や高速道路網など、古くより交通の要衝として発展を続けており、これら交通網と河岸段丘状の地形特性を生かした都市づくりを進めてきました。今後も、交通の要衝としての優位性や地形特性を生かし、魅力的な都市づくりを計画的に進めていく必要があります。
- 本市では、企業立地による流入人口の増加や災害に対する危機意識の変化等から、市北東部地域を中心に宅地造成等による人口増が進行しているものの、今後は長期的な人口減少社会に突入することが予想されています。そのため、既成市街地や住宅団地における人口減少や少子高齢化の進行による都市の拡散や活力低下が懸念されます。こうした状況に対応するため、既存の都市機能やインフラ等を活用した拠点への都市機能の集積を図るとともに、道路や公共交通などを利用し、誰もが都市機能を活用しやすい都市づくりが必要です。
- 本市は、古くより東海道を中心に城下町や宿場がつくられ、現在にも当時の都市の姿が継承されています。これらの歴史的まちなみには都市基盤が整備され、現在も市街地の一部として都市形成上重要な役割を担っていることから、今後も歴史的まちなみを生かした都市のにぎわいづくりを進めることが重要です。
- 高齢化の進展への対応や持続可能な都市づくりには、基幹公共交通である鉄道を含めた公共交通の活用は不可欠であり、特にJR亀山駅周辺については、公共交通の結節点としての機能強化やにぎわいの創出など、市の玄関口としての再生が必要です。今後は、これまで進めてきた取り組みをさらに前進させ、地域や権利関係者等と連携しながら、事業の実現を図っていく必要があります。
- 公園・緑地は市民の憩いの場であることから、施設の安全性の確保はもとより、公園・緑地へ愛着を持っていただくことが必要であり、これまでも指定管理者制度^{*1}の活用等による適正かつ迅速な公園管理を進めるとともに、市民が主体的に公園等を維持・管理いただく公園等環境美化ボランティア制度^{*2}の拡大を図っています。今後は、より安全な施設の確保のため老朽化する施設の適切な維持・更新を行うとともに、公園等環境美化ボランティア制度の拡大、さらには健康づくりの場としての利活用を促進する必要があります。

■土地利用状況

			宅地				非宅地			合計
			住居系	商業系	工業系	小計	農地	山林・原野・その他	小計	
都市計画区域	面積(ha)	平成19年度	538.06	127.62	383.66	1049.34	1899.74	3497.92	5397.66	6447.00
		平成24年度	583.88	158.94	393.31	1136.12	1915.48	3548.94	5464.42	6600.54
		増減率(%)	8.5	24.5	2.5	8.3	0.8	1.5	1.2	2.4
用途指定地域	面積(ha)	平成19年度	237.56	62.32	193.33	493.20	128.87	383.83	512.70	1005.90
		平成24年度	316.11	72.16	282.97	671.25	180.11	553.51	733.62	1404.87
		増減率(%)	33.1	15.8	46.4	36.1	39.8	44.2	43.1	39.7
用途指定地域外	面積(ha)	平成19年度	299.01	64.90	189.05	552.96	1772.49	3115.66	4888.15	5441.10
		平成24年度	267.77	86.78	110.33	464.88	1735.37	2995.43	4730.80	5195.68
		増減率(%)	△ 10.4	33.7	△ 41.6	△ 15.9	△ 2.1	△ 3.9	△ 3.2	△ 4.5

(資料：都市計画基礎調査)

*1 市民と市が協力して進める新しい「まち美化プログラム」(市民が身近な公共の場である公園や緑地などの里親となって清掃等のボランティア活動を実施する制度。
*2 公の施設の管理・運営を民間事業者等に任せるとを認める制度のこと。

【関連図表】
現状と課題の内容を表す代表的な数値等を図表にしています。

基本施策の各施策を推進することで、誰がどのような状態になることを目指しているのかを表しています。

基本施策の推進状況を把握するため、施策の推進状況の一側面を見るための指標として設定しています。

前期基本計画
1. 快適な生活

目指す姿

市民が、魅力的な都市空間のもと、都市機能を効率的・効果的に利用し、安全で快適に暮らしています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
用途指定地域内の宅地面積	674.9ha (平成27年度末現在)	682.0ha (平成33年度末現在)
市街地再開発事業等が行われた件数	—	2件 (平成33年度末現在)
公園等環境美化ボランティア活動団体数	19団体 (平成28年9月末日現在)	24団体 (平成33年度末現在)

基本施策を推進する施策の方向を表しています。

施策の方向

① 計画的な都市づくりの推進

- ◆都市機能や居住の適切な誘導を行うとともに、道路や公共交通などを活用しながら、快適な暮らしを支えるコンパクト&ネットワーク^{※3}による都市づくりを推進します。
- ◆医療・福祉、子育て、商業、産業等の都市機能について、都市計画や防災等の視点を踏まえた適正配置と集約化を推進します。
- ◆適正な都市形成や土地利用の動向等を踏まえ、都市計画道路や用途地域の見直し等を進めます。
- ◆市内の地籍の明確化を図るため、地籍調査を計画的に進めます。
- ◆市庁舎などの公共施設やリニア中央新幹線の駅位置など、核となる機能を意識した計画的な都市づくりを推進します。

② 活力ある市街地の形成

- ◆JR亀山駅周辺におけるにぎわいづくりと機能向上を図るため、庁内推進体制を強化するとともに、公共施設の移転を含めた駅周辺の再整備を推進します。
- ◆JR亀山駅、JR関駅、JR井田川駅周辺の市街地における居住人口の増加を図るため、既存の都市基盤や各地域の特性を生かした市街地の整備・再生を促進します。

③ 魅力的な都市の形成

- ◆歴史的まちなみの維持・継承を図るとともに、適切な景観形成や公共空間のユニバーサルデザイン^{※4}の実現に取り組み、魅力的で安らぎのある都市形成を推進します。
- ◆若者の定住促進を図るため、子育てや商業、公共交通等が充実した魅力的な都市形成を推進します。
- ◆各種法規制や開発指導要綱等に基づく指導を行い、適正で良質な開発・建築の誘導を図ります。

④ 公園・緑地の整備及び利活用

- ◆都市公園については、子どもから高齢者までが健康づくりや憩いの場等として安心して利活用できるよう、施設機能の充実を図るとともに、計画的な維持管理に努めます。
- ◆地域の身近な憩いの場として愛着ある公園・緑地を目指し、公園等環境美化ボランティア制度を活用した様々な担い手による管理を促進します。

施策の方向を推進するための個別施策を表しています。

※3 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
 ※4 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、多くの人が利用可能であるように、製品や建築物、生活空間などをデザインすること。

まちづくり編



1. 快適さを支える生活基盤の向上

基本施策の大綱が目指すまちのイメージ

快適に過ごせるまち

人々の暮らしにおける利便性向上に必要な都市機能と、自然や歴史文化などの魅力が調和した『快適に過ごせるまち』を目指します。

施策の大綱

快適さを支える生活基盤の向上

基本施策

都市づくりの推進

住環境の向上

上下水道の充実

道路の保全・整備

公共交通網の充実

安全・安心なまちづくりの推進

低炭素・循環型社会の構築

自然との共生

歴史的風致を生かしたまちづくりの推進

歴史文化の継承・活用



1. 快適さを支える生活基盤の向上

(1) 都市づくりの推進

現状と課題

- 本市は、東海道を中心とした歴史的な街道、さらには鉄道や高速道路網など、古くより交通の要衝として発展を続けており、これら交通網と河岸段丘状の地形特性を生かした都市づくりを進めてきました。今後も、交通の要衝としての優位性や地形特性を生かし、魅力的な都市づくりを計画的に進めていく必要があります。
- 本市では、企業立地による流入人口の増加や災害に対する危機意識の変化等から、市北東部地域を中心に宅地造成等による人口増が進行しているものの、今後は長期的な人口減少社会に突入することが予想されています。そのため、既成市街地や住宅団地における人口減少や少子高齢化の進行による都市の拡散や活力低下が懸念されます。こうした状況に対応するため、既存の都市機能やインフラ等を活用した拠点への都市機能の集積を図るとともに、道路や公共交通などを利用し、誰もが都市機能を活用しやすい都市づくりが必要です。
- 本市は、古くより東海道を中心に城下町や宿場がつくられ、現在にも当時の都市の姿が継承されています。これらの歴史的まちなみには都市基盤が整備され、現在も市街地の一部として都市形成上重要な役割を担っていることから、今後も歴史的まちなみを生かした都市のにぎわいづくりを進めることが重要です。
- 高齢化の進展への対応や持続可能な都市づくりには、基幹公共交通である鉄道を含めた公共交通の活用は不可欠であり、特にJR亀山駅周辺については、公共交通の結節点としての機能強化やにぎわいの創出など、市の玄関口としての再生が必要です。今後は、これまで進めてきた取り組みをさらに前進させ、地域や権利関係者等と連携しながら、事業の実現を図っていく必要があります。
- 公園・緑地は市民の憩いの場であることから、施設の安全性の確保はもとより、公園・緑地へ愛着を持っていただくことが必要であり、これまでも指定管理者制度^{*1}の活用等による適正かつ迅速な公園管理を進めるとともに、市民が主体的に公園等を維持・管理いただく公園等環境美化ボランティア制度^{*2}の拡大を図っています。今後は、より安全な施設の確保のため老朽化する施設の適切な維持・更新を行うとともに、公園等環境美化ボランティア制度の拡大、さらには健康づくりの場としての利活用を促進する必要があります。

■土地利用状況

			宅地				非宅地			合計
			住居系	商業系	工業系	小計	農地	山林・原野・その他	小計	
都市計画区域	面積(ha)	平成19年度	538.06	127.62	383.66	1049.34	1899.74	3497.92	5397.66	6447.00
		平成24年度	583.88	158.94	393.31	1136.12	1915.48	3548.94	5464.42	6600.54
		増減率(%)	8.5	24.5	2.5	8.3	0.8	1.5	1.2	2.4
用途指定地域	面積(ha)	平成19年度	237.56	62.32	193.33	493.20	128.87	383.83	512.70	1005.90
		平成24年度	316.11	72.16	282.97	671.25	180.11	553.51	733.62	1404.87
		増減率(%)	33.1	15.8	46.4	36.1	39.8	44.2	43.1	39.7
用途指定地域外	面積(ha)	平成19年度	299.01	64.90	189.05	552.96	1772.49	3115.66	4888.15	5441.10
		平成24年度	267.77	86.78	110.33	464.88	1735.37	2995.43	4730.80	5195.68
		増減率(%)	△ 10.4	33.7	△ 41.6	△ 15.9	△ 2.1	△ 3.9	△ 3.2	△ 4.5

(資料:都市計画基礎調査)

*1 公の施設の管理・運営を民間事業者等に任せるとを認める制度のこと。

*2 市民と市が協力して進める新しい「まち美化プログラム」。市民が身近な公共の場である公園や緑地などの里親となって清掃等のボランティア活動を実施する制度。

目指す姿

市民が、魅力的な都市空間のもと、都市機能を効率的・効果的に利活用し、安全で快適に暮らしています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
用途指定地域内の宅地面積	674.9ha (平成27年度末現在)	682.0ha (平成33年度末現在)
市街地再開発事業等が行われた件数	—	2件 (平成33年度末現在)
公園等環境美化ボランティア活動団体数	19団体 (平成28年9月末日現在)	24団体 (平成33年度末現在)

施策の方向

① 計画的な都市づくりの推進

- ◆都市機能や居住の適切な誘導を行うとともに、道路や公共交通などを活用しながら、快適な暮らしを支えるコンパクト&ネットワーク^{※3}による都市づくりを推進します。
- ◆医療・福祉、子育て、商業、産業等の都市機能について、都市計画や防災等の視点を踏まえた適正配置と集約化を推進します。
- ◆適正な都市形成や土地利用の動向等を踏まえ、都市計画道路や用途地域の見直し等を進めます。
- ◆市内の地籍の明確化を図るため、地籍調査を計画的に進めます。
- ◆市庁舎などの公共施設やリニア中央新幹線の駅位置など、核となる機能を意識した計画的な都市づくりを推進します。

② 活力ある市街地の形成

- ◆JR亀山駅周辺におけるにぎわいづくりと機能向上を図るため、庁内推進体制を強化するとともに、公共施設の移転を含めた駅周辺の再整備を推進します。
- ◆JR亀山駅、JR関駅、JR井田川駅周辺の市街地における居住人口の増加を図るため、既存の都市基盤や各地域の特性を生かした市街地の整備・再生を促進します。

③ 魅力的な都市の形成

- ◆歴史的まちなみの維持・継承を図るとともに、適切な景観形成や公共空間のユニバーサルデザイン^{※4}の実現に取り組み、魅力的で安らぎのある都市形成を推進します。
- ◆若者の定住促進を図るため、子育てや商業、公共交通等が充実した魅力的な都市形成を推進します。
- ◆各種法規制や開発指導要綱等に基づく指導を行い、適正で良質な開発・建築の誘導を図ります。

④ 公園・緑地の整備及び利活用

- ◆都市公園については、子どもから高齢者までが健康づくりや憩いの場等として安心して利活用できるよう、施設機能の充実を図るとともに、計画的な維持管理に努めます。
- ◆地域の身近な憩いの場として愛着ある公園・緑地を目指し、公園等環境美化ボランティア制度を活用した様々な担い手による管理を促進します。

※3 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

※4 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、多くの人が利用可能であるように、製品や建造物、生活空間などをデザインすること。



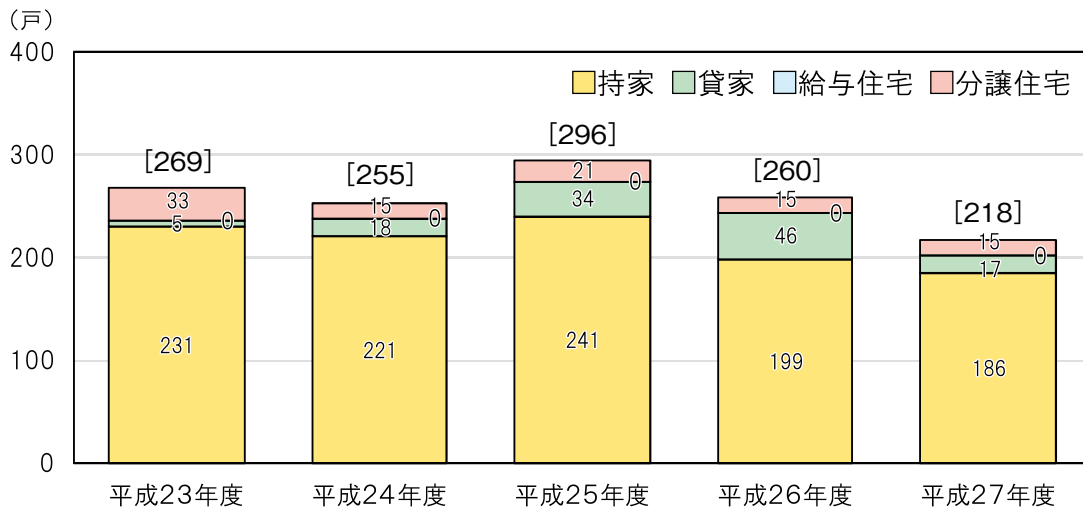
1. 快適さを支える生活基盤の向上

(2) 住環境の向上

現状と課題

- 亀山宿・関宿・坂下宿をはじめとする東海道においては、歴史的価値の高い建造物が現存するとともに、市域の北部や南部などは、古くから形成されてきた農村集落が多く、農村民家の特徴を強く持つ古い住宅が存在します。昭和40年代から50年代にかけては、みどり町・みずほ台・泉ヶ丘など多くの分譲住宅地が造成され、また、近年においては、みずきが丘やアイリス町などの大規模な住宅団地や、市北東部の小規模な開発地に若い世代の居住が進んでいます。さらに、平成14年頃の液晶関連企業の立地に伴い、主に単身労働者向けの賃貸共同住宅が数多く建設されています。こうした中、内陸部に位置し、津波被害のない本市の地理的優位性や既存の住宅ストック^{※1}を生かしながら、定住促進を図るとともに、居住しやすい環境づくりが求められます。
- 管理不全の空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の住環境に深刻な影響を与えるとともに、市街地の空洞化や過疎化の進行を招いています。こうした中、空き家等に対する適切な指導と利活用を進めるため、平成27年に「空き家対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、本市においても、平成28年9月に亀山市空き家対策の推進に関する条例を施行し、空き家等が抱える様々な地域課題に対応するためのしくみづくりを進めています。今後は、空き家等の適切な管理や利活用を促進し、快適な住環境を維持していく必要があります。
- 本市では、市営住宅の供給戸数の確保や、空き家情報バンクの運用、居住支援等により、住宅セーフティネット^{※2}としての住宅確保に努めています。その一方で、市営住宅については、建築から長年が経過し、老朽化しているものもあります。今後は、引き続き関係機関と連携しながら、住宅困窮者等への支援を行うとともに、市営住宅による供給戸数を確保するため、施設の老朽化対策と計画的な更新に努める必要があります。
- 本市では、居住環境の向上を目指し、住宅の耐震化の促進や狭あいな生活道路の改善に取り組んでいます。今後も、災害時における安全性の向上を図るとともに、道路等の生活基盤の充実を進め、安全で快適に住むことのできる環境づくりを進めていく必要があります。

■ 住宅着工件数の推移



(資料: 住宅着工統計)

■ 空家状況(平成28年7月末日現在)

	亀山	昼生	井田川	川崎	野登	白川	神辺	関	坂下	加太	全体
空家戸数(戸)	466	50	112	71	53	32	40	219	27	37	1,107
空家率	6.5%	7.7%	2.5%	2.6%	6.2%	9.4%	2.8%	9.0%	20.8%	8.8%	5.3%

(資料: 営繕住宅室)

※1 ストックとは備蓄や在庫など、ある一時点に存在するものの意味で、住宅ストックといった場合、特に社会資産としての側面に着目した現存する住宅のことを指す。
 ※2 低所得者、高齢者、障がい者など住宅を確保するのが困難な人に対して、その居住を支援するしくみのこと。

目指す姿

市民が、快適で安全・安心な住環境の整ったまちで暮らしています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
あんしん賃貸住宅、高齢者向け賃貸住宅等の登録戸数	4戸 (平成28年9月末日現在)	30戸 (平成33年度末現在)
条例に基づく空き家の管理指導に対する是正割合	—	100% (平成33年度末現在)
空き家情報バンクの契約成立件数 (累計)	8件 (平成28年9月末日現在)	30件 (平成33年度末現在)

施策の方向

① 良質な住宅の維持・確保

- ◆市営住宅の確保や空き家の活用、居住支援などにより、住宅困窮者に対する住宅セーフティネットの確保に努めます。
- ◆市営住宅の老朽化に適切に対応するため、既存施設の効率的な維持管理を行うとともに、民間住宅の活用等を継続的に進め、計画的な更新を図ります。
- ◆建築協定などを活用し、地区の特性にふさわしい住宅建築を促進します。
- ◆ライフシーン・ライフステージに応じた必要な住宅を取得できる環境づくりを進めます。

② 安全・快適な住環境の整備

- ◆住宅の耐震化を図るとともに、狭あいな生活道路の改善を進め、居住環境の向上を図ります。

③ 空き家の対策・利活用

- ◆良好な住環境を維持するため、管理不全な空き家に対する指導を行います。
- ◆空き家の有効活用の促進と定住促進を図るため、空き家情報バンク制度等を通じ、情報共有を図ります。
- ◆空き家の改修に対する支援を行い、空き家の再生を促進します。



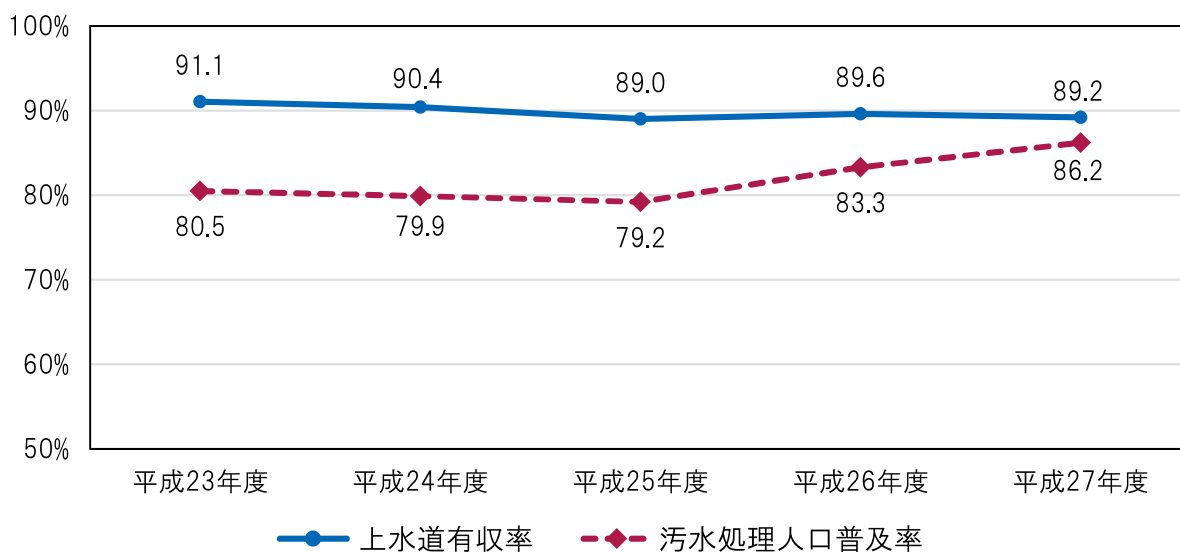
1. 快適さを支える生活基盤の向上

(3) 上下水道の充実

現状と課題

- 本市の上水道事業は、本市を東西に流れる鈴鹿川や安楽川などの豊かな自然の恵みを受け、地下水を中心とした水源から、良好な水質による供給を行っています。しかし、昭和41年の給水開始から既に50年が経過し、埋設された水道管をはじめとした施設や設備は老朽化が進んでおり、引き続きおいしい水を安定供給するためには、その的確な状況把握と計画的な更新を図る必要があります。また、近年の住宅開発等の影響を受け、市内の一部の地域では、水量・水圧の低下が見られることから、こうした状況に適切に対応していく必要があります。
- 快適な生活環境と健全な水環境を維持していくためには、生活排水を適切に処理することが重要です。本市の汚水処理人口普及率は、平成27年度末で86.2%となっていますが、これは、全国平均と比較しても低い状況にあります。こうしたことから、引き続き、県の流域下水道の整備とも連携しながら、未普及地域での計画的な公共下水道の整備を推進していく必要があります。
- 農業集落排水事業については、平成26年度に昼生地区の施設の供用を開始し、計画していた14地区の施設整備が完了しました。その一方で、各施設における維持管理費も増加しており、今後も、効率的な維持管理に努めるとともに、経済性、効率性の観点から事業間連携や施設の統合等の手法について検討していく必要があります。
- 上水道事業の経営は、社会経済状況の低迷などから、大口使用者が減少したことによる収入減や、施設の老朽化や耐震化などのための更新による投資コストの増大などにより、厳しい状況が続いています。今後においても、事業の効率化や有収率^{*1}の向上に取り組み、持続的な健全経営を確立することが求められます。
- 本市の公共下水道事業は、経営の健全化を図るため、平成27年4月に企業会計^{*2}へ移行したものの、現状では、一般会計の依存度が高い状況です。また、公共下水道区域拡大による多額の投資的経費^{*3}や、施設の維持管理費、公債費の増加が見込まれることから、新規整備と維持管理のバランスを考慮した事業経営が必要となります。

■上水道有収率・汚水処理人口普及率の推移



(資料:水道事業会計決算書、環境保全室)

*1 供給した配水量に対し、料金徴収のあった水量の割合をいう。

*2 地方公営企業法の規定の全部または一部の適用を受けて設置する特別の会計。一般会計などとは異なり企業会計方式に基づいており、経営に伴う収入によって必要な経費を賄うこととする独立採算制が原則とされている。

*3 地方公共団体の経費のうち、固定的な資本の形成に向けられる経費のこと。普通建設事業・災害復旧事業・失業対策事業を指す。

目指す姿

市民が、良好な水環境の中、おいしい水を利用しています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
上水道の有収率 ※北中勢水道を除く	89.2% (平成27年度)	92.6% (平成33年度)
汚水処理人口普及率	86.2% (平成27年度末現在)	90.0% (平成33年度末現在)
水道事業会計の経常収支比率 ^{※4}	109.07% (平成27年度)	110.00% (平成33年度)
公共下水道事業会計の経常収支比率	103.19% (平成27年度)	100.00% (平成33年度)

施策の方向

①安全でおいしい水の安定供給

- ◆安全でおいしい水を安定的に供給できるよう、配水管の老朽化対策や耐震化を図るとともに、上水道設備の計画的・効率的な維持管理を行います。
- ◆水圧や水量が不足する地域における調査・分析を行うとともに、これらを解消するために必要な対策を講じます。
- ◆水道の水質の保全や水量を確保するため、上流域の森林整備等により水源保護を図ります。

②生活排水対策の推進

- ◆公共下水道未普及地域における生活排水処理施設の効率的な整備を推進するとともに、供用済区域での接続率の向上と適切な維持管理に努めます。
- ◆農業集落排水施設については、供用済地区での接続率の向上と適正な施設の維持管理に努めるとともに、各施設の統廃合や公共下水道への編入等について検討します。
- ◆公共下水道処理計画区域及び農業集落排水事業区域以外については、合併浄化槽の設置を促進します。
- ◆雨水排水の機能向上のため、計画的な排水路の整備と既設排水路の適切な維持管理に努めます。

③上下水道事業の健全経営

- ◆上水道事業については、持続可能な事業運営を図るため、財政状況を考慮した効率的な運営に取り組むとともに、水道料金の見直しを行うなど、財源の確保と収納率の向上を図ります。
- ◆公共下水道事業については、効率的な事業運営に努めるとともに、財政的自立に向け、下水道経営戦略を策定します。
- ◆農業集落排水事業については、管理コストの縮減を図りながら、中長期的な視点を持った運営を行います。

※4 人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる経常一般財源に余裕があり、財源構造が弾力性に富んでいることを示す。



1. 快適さを支える生活基盤の向上

(4) 道路の保全・整備

現状と課題

- 市域を東西に走る国道1号や亀山白山線・亀山城跡線(旧国道1号)は、本市と近隣市を接続するとともに、亀山地区・関地区・井田川地区の3つの生活空間をネットワークし、本市の道路網の軸を担っています。また、中心的市街地に位置し、都市機能集約拠点の利便性向上を担う「亀山環状線」については、その一部を構成する和賀白川線が平成26年度末に一部区間を供用開始するなど、近隣市を結ぶ交通連携網に加え、市内を快適に移動する道路環境も整いつつあります。また、将来に向けては、鈴鹿と亀山を結ぶ「鈴鹿亀山道路」の整備の取り組みが着実に進められており、新たな道路骨格の形成が期待されています。今後も、幹線道路を計画的に整備するとともに、日常生活区域における地域の生活道路の利便性を高め、幹線道路と地域生活道路が調和した魅力的な道路網を構築していく必要があります。
- 鈴鹿亀山道路については、ルート帯の決定や環境影響評価手続きが進められるなど、早期の都市計画決定に向けた取り組みが行われるとともに、国道1号亀山バイパスにおいて4車線化の工事が一部で実施されるなど、広域幹線道路の整備に向けた取り組みが進められています。今後も、市内外をつなぐ広域幹線道路について、関係機関と連携し、整備の実現に向けた取り組みを行っていく必要があります。
- 市内の生活道路には、狭あいな区間や見通しの悪い箇所が存在し、交通上のネックになったり、危険箇所となったりしています。道路の利便性や安全性を高め、緊急時における防災機能が発揮できるよう、必要な道路改良を進めるとともに、狭あい道路を計画的かつ効率的に改善していく必要があります。また、だれもが安心して移動することができるよう、子どもや高齢者等のいわゆる「交通弱者」に配慮した道路整備を進めていく必要があります。
- わが国の道路ストック^{*1}の多くは、10年後には建設後50年が経過する橋梁が全体の約4割を占めるなど、施設の老朽化が深刻化しています。またこれらの状況を受け、平成26年にはトンネルや橋梁点検が義務化されるなど、道路施設の維持管理の重要性は高まっています。本市においては、これまでも長寿命化計画に基づき、橋梁の計画的な点検・補修を進めてきましたが、今後は、対応が必要な道路施設の増加が見込まれることから、予防的かつ計画的な修繕を実施し、より効率的な維持管理を図る必要があります。
- 本市では、市民が道路の「里親」となり美化活動を行う里親制度が定着してきており、道路環境美化ボランティア推進事業^{*2}が地域住民主体で取り組まれています。今後は、この取り組みをさらに進展させ、協働による道路施設の維持管理を進めることが求められます。

■道路の状況(平成28年4月1日現在)

区分	路線数	実延長	改良状況(m、%)		舗装状況(m、%)		車走行不能延長(m)
		(m)	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率	
国道	2	30,533	30,533	100.00	30,533	100.00	0
県道	20	102,831	81,054	78.82	102,831	100.00	0
市道	1,768	546,093	333,677	61.10	513,409	94.01	82,343

(資料:用地管理室)

*1 トンネル・橋梁・照明灯などの道路構造物のこと。

*2 ボランティアとなる市民が里親となり、道路や公園等の公共施設を養子とみなして我が子のように面倒(美化・清掃活動を行い)、これを市がサポートするボランティア制度。

目指す姿

市民が、保全・整備された道路を利用して、安全で快適に生活を送っています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
都市計画道路の整備率	58.1% (平成27年度末現在)	70.0% (平成33年度末現在)
市道の改良延長	—	2.5km (平成33年度末現在)
橋梁の耐震化率	45.5% (平成27年度末現在)	50.0% (平成33年度末現在)
道路環境美化ボランティア活動団体数	9団体 (平成28年9月末日現在)	14団体 (平成33年度末現在)

施策の方向

① 幹線道路の整備

- ◆都市機能集約拠点の利便性向上と、市街地の円滑な交通処理を行うため、市内環状道路の整備を行います。
- ◆亀山地域と関地域をつなぐ道路を整備し、市内の連絡性の向上を図ります。
- ◆鈴鹿亀山道路の早期整備に向け、県と連携した取り組みを強化するとともに、国道1号亀山バイパスの4車線化や国道1号関バイパスの整備促進について、国に働きかけを行います。

② 生活道路の充実

- ◆道路利用者の安全性や利便性の向上を図るため、道路の拡幅や歩道の設置など、地域の実情に応じた道路改良に取り組みます。
- ◆個人や路線単位での道路後退を促進し、市民の理解と協力を得ながら、計画的かつ効率的に狭い生活道路の解消を図ります。

③ 安全に配慮した道路整備

- ◆歩行者のだれもが安心してスムーズに移動できる歩行空間の保全・整備に努めます。また、児童が安全に登下校できるよう、通学路における安全性の向上を図ります。
- ◆地震災害時における橋梁の安全性を確保するため、橋梁の耐震化を進めます。

④ 道路の適切な維持管理

- ◆道路の維持管理について、予防保全型の考え方を取り入れながら、効率的・効果的に進めます。
- ◆橋梁の修繕・架替に要する費用の縮減を図るため、計画的に橋梁の長寿命化を進めます。
- ◆地域や道路美化ボランティア団体等との協働による道路環境美化に努めるとともに、積極的な啓発を行い、取り組みの一層の拡充を図ります。



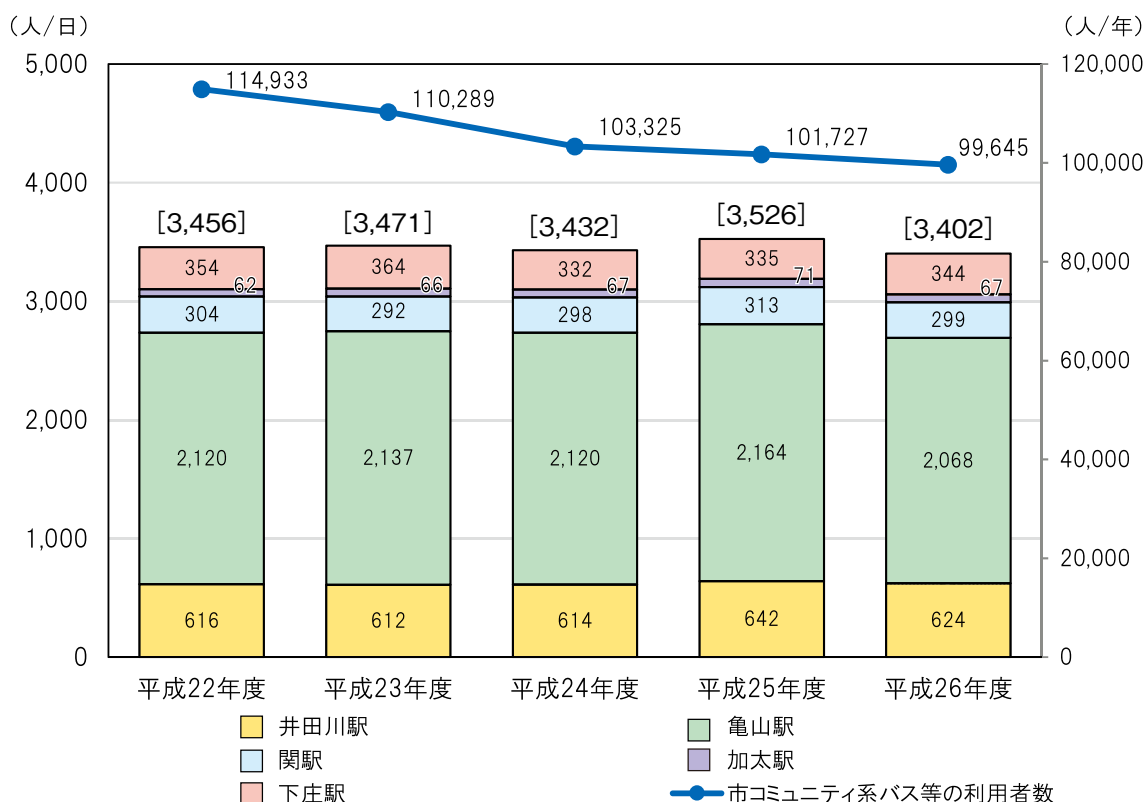
1. 快適さを支える生活基盤の向上

(5) 公共交通網の充実

現状と課題

- 本市は、古来より交通の要衝として栄え、近代からは関西本線と紀勢本線が分岐する鉄道のまちとして発展してきました。市内には5つのJR駅を有し、点在する市内集落を結ぶとともに他市とをつなぐ大切な公共交通機関となっています。また、本市の中心部は鈴鹿川等の河岸段丘として形成された丘陵上に位置することから、起伏が多く、地形的な制約などからマイカーを中心とした生活スタイルが定着しています。このような中で、市中心部等と集落を結ぶバス路線があり、住民の移動を支えています。近隣自治体と比較すると、バスの利用可能な地域は広く、身近な存在であるにも関わらず、市内のバス利用は減少傾向にあり、現在のバス路線を維持することが難しくなっています。今後は、こうした課題に対応するため、市民の需要に合った交通手段を効率的・効果的に確保していく必要があります。
- 本市はこれまで、地域公共交通の形成を目指し、バス路線の再編に取り組んできましたが、さらに交通ネットワークの形成が求められています。地域の公共交通は、各交通機関が単独で行うものではなく、各交通機関が補完し、連携することで、より効率的で効果的な地域公共交通のネットワークを形成することができることから、将来を見据えた新たな地域公共交通計画を策定し、総合的な公共交通ネットワークを構築していく必要があります。
- 鉄道については輸送量が伸び悩んでおり、長年要望をしている各路線の電化や複線化が採算性等の観点から実現に至らない現状にあります。また、近年では交通系ICシステム^{※1}が全国的に普及する中、市内JR駅では利用できない状況にあります。今後は、交通事業者や他自治体等と連携し、利用促進、輸送量の増加及び利便性の向上を目指す必要があります。
- 人口減少社会や超高齢社会の進展に伴い、自立した交通手段を持たない市民の増加が予想されます。今後、多様なニーズに対応するため、バスによる交通手段の確保のみにとどまらず、他の交通手段等との連携・調整を図りつつ、総合的な視点から、身近な交通手段を効率的・効果的に確保していくことが求められます。

■JR各駅別旅客乗車人員(1日平均)及び市コミュニティ系バス等の利用者数の推移



(資料:三重県統計書、商工業振興室)

※1 鉄道をはじめとする公共交通機関で運賃支払いICカードを利用できるシステムのこと。電子マネー機能を備える場合が多い。

目指す姿

市民が、身近な公共交通網を利用して、安全で快適に生活を送っています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
市内JR駅の乗車人員（1日平均）	3,402人 (平成26年度)	3,400人 (平成33年度)
市コミュニティ系バス及び乗合タクシーの利用者数	99,645人 (平成27年度)	102,000人 (平成33年度)

施策の方向

① 地域公共交通を活用した交通ネットワークの強化

◆新たな地域公共交通計画を策定し、多面的な視野からコミュニティ系バスを含めた様々な交通手段により、都市拠点と居住地を結ぶ総合的な地域公共交通網を構築します。

② 公共交通機関の利便性向上と利用促進

◆来訪者や市民の広域的な移動の利便性を高めるため、県、沿線自治体及び関係団体と連携し、JRに対し、利便性の向上について働きかけを行います。

◆交通事業者や市内企業、関係団体との連携・協働による利用促進活動を展開し、利用者人数の増加に努め、公共交通機関の利便性向上につなげていきます。

◆利用者の利便性向上のため、鉄道、営業路線バス、コミュニティ系バス等のそれぞれの公共交通間の接続強化に努めます。

③ 身近な交通手段の確保

◆自立した移動手段を持たない市民の交通手段を確保するため、コミュニティ系バス等の効率的・効果的な運行を行います。

◆超高齢社会を見据え、地域の実情や状況の変化に合わせ、コミュニティ系バス路線等の再編に取り組むとともに、新たな交通手段などについて研究し、運行の実現を目指します。





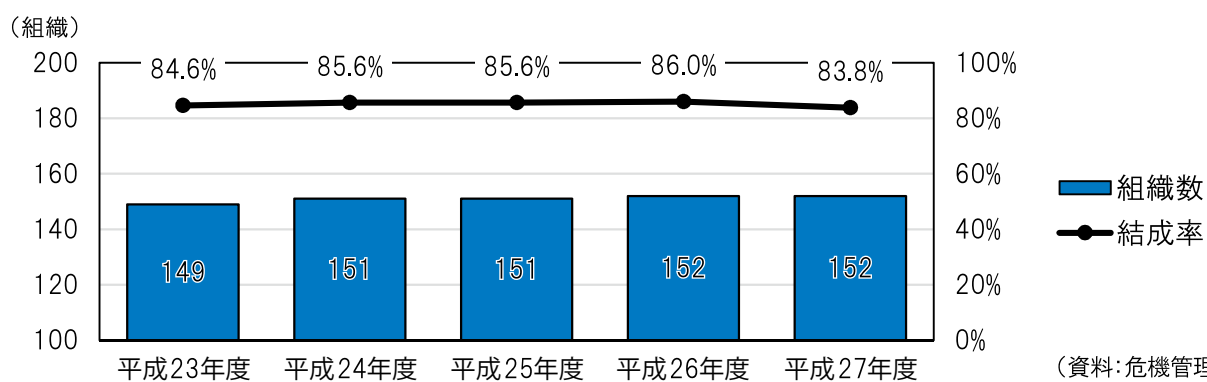
1. 快適さを支える生活基盤の向上

(6) 安全・安心なまちづくりの推進

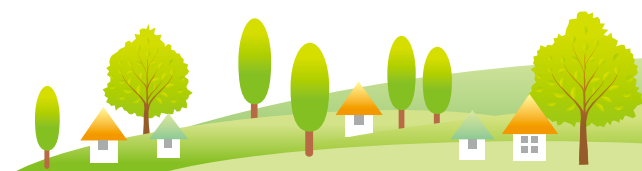
現状と課題

- 本市には、布引山地東縁断層帯(西部)を構成する活断層の一部である明星ヶ岳断層や白木断層などが存在するとともに、発生が危惧される南海トラフ地震については、国の南海トラフ地震防災対策地域の指定を受けており、最大で震度6強の地震の発生が想定されています。その一方で、内陸部に位置する本市は、津波の被害は心配なく、強震動対策を中心とした防災・減災対策が求められます。近年、東日本大震災や熊本地震など、従来の想定を上回る災害が発生する中、本市においてもこれらの災害の教訓を生かしながら、復旧・復興を含め、防災・減災対策を進めていく必要があります。
- 本市は、鈴鹿川・安楽川・椋川・中の川などの河川を有し、山地や丘陵地が多く存在し、その地形的要因から、浸水害と土砂災害のリスクが比較的高い地域であると言えます。巨大化する台風や集中豪雨が多発する中、本市においても平成26年には大雨特別警報が発表されるなど、その脅威は年々増してきており、これらの災害による被害を軽減するためには、市民・地域・行政等がそれぞれの責任と役割のもと、自助・共助・公助を基軸とした防災対策を進めていく必要があります。
- 災害時における被害の軽減を図るためには、一人ひとりが自ら取り組む「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」が非常に重要となります。本市では、自主防災組織の結成率が80%を超えるなど、地域において防災活動に取り組む体制が整いつつある一方、市民の防災意識は依然として低い傾向にあります。今後は、自主防災組織の未結成地域の解消や既存組織の活性化を図り、地域における防災活動を促進するとともに、市民一人ひとりの防災意識の向上を図り、個々における自助の取り組みや共助への参画を促し、地域の防災力を高めていく必要があります。
- 本市においては、人口増加の進む市北東部地域の消防力の強化のため、平成27年4月に北東分署を開署するとともに、亀山消防署を中心とした1署2分署体制へと移行させることで、市域全体の消防力の適正化を図りました。こうした体制のもと、安定した消防力を発揮するためには、今後想定される消防職員の若年化を見据えた、知識・技術の計画的な伝承や救急救命士の養成などが求められます。また、消防団については、地域の実情などを踏まえた組織の再編や、施設・装備等の見直しが必要です。さらに、少年消防クラブの活動や、防火フェア・消防フェスタの開催などを通じて、防火意識の啓発に取り組んできましたが、今後も継続して火災予防を推進していく必要があります。
- 本市では、平成26年に亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を施行し、警察や関係団体との情報共有を行いながら、防犯対策を実施しています。今後は、より緊密な連携を図るとともに、地域まちづくり協議会等の取り組みを通じ、地域の自主防犯団体の活動による防犯力の向上を図る必要があります。また、近年、詐欺の手口が巧妙化しており、振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害者が増加していることから、鈴鹿亀山消費生活センター等と連携し、市民への情報発信や相談体制を強化していく必要があります。
- 本市では、関係機関と連携して様々な交通安全対策を行っており、交通事故の発生件数は年々減少傾向にあります。しかし、高齢者などをはじめとして交通事故は後を絶たないことから、交通事故死亡者数ゼロを目指し、より積極的に啓発活動を実施していく必要があります。

■ 自主防災組織数と結成率の推移



(資料: 危機管理室)



目指す姿

市民が、安全・安心に暮らせるまちで過ごしています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
自主防災組織結成率	83.8% (平成27年度末現在)	100% (平成33年度末現在)
木造住宅の耐震化率	84.9% (平成28年度末現在)	91.2% (平成33年度末現在)
火災出動に関する平均所要時間 (覚知から放水開始まで)	12分53秒 (平成27年度)	12分00秒 (平成33年度)
救急出動に関する平均所要時間 (覚知から病院収容まで)	39分55秒 (平成27年度)	37分00秒 (平成33年度)
交通事故死傷者数	211人 (平成27年)	200人以下 (平成33年)

施策の方向

① 危機管理体制の強化

- ◆災害時において、行政として速やかに適切な対応がとれるよう、総合的な防災体制の確立と職員の災害対応能力の向上を図ります。
- ◆被災者の生活再建に向けた復旧・復興対策を円滑に行うため、災害廃棄物の処理や応急仮設住宅の供与等に関する準備に努めます。
- ◆応急・復旧対策や物資の確保等を円滑に行うため、事業者や各種団体との災害時応援協定の締結拡大を図るなど、大規模災害時における受援体制を整えつつ、他の自治体や関係機関との広域的な連携体制の強化を図ります。
- ◆市民が的確な避難行動をとることができるよう、避難所の指定状況を検証するとともに、必要に応じた見直しを行います。
- ◆武力攻撃、大規模テロ等の発生時において、的確かつ迅速な国民保護措置を実施できるよう、危機管理体制の充実を図ります。

② 防災環境の充実

- ◆迅速かつ的確な災害情報の収集及び伝達を図るため、総合的な防災情報伝達システムを構築します。
- ◆災害時において避難所機能を発揮できるよう、非構造部材の耐震化など、避難所の施設環境の整備を図るとともに、防災資機材・備蓄品の充実を図ります。

③ 自助・共助を基本とした防災対策の推進

- ◆地域における防災・減災の取り組みを促進し、防災の日常化につなげるため、自主防災組織の育成強化や結成率の向上を図るとともに、防災リーダー^{*1}の育成や出前講座の実施、地域での防災訓練への支援を通じ、自主防災力の強化を図ります。
- ◆地域における多様な主体が一体となって防災活動に取り組めるよう、地域の特性に応じた地区防災計画の策定を支援します。

*1 自主防災組織の活動を効果的に実践するために必要な調整や誘導などを行う、地域の自主防災活動の中心となる人。

- ◆高齢者や障がい者などが適切に避難できるよう、地域における災害時要援護者^{※2}への支援体制づくりを進めます。
- ◆防災マップや広報紙、市ホームページなど様々な媒体を通じて、市民に防災に関する情報を提供し、防災意識の向上と知識の普及を図ります。
- ◆非常食や生活必需品などの家庭内備蓄を促進するとともに、家族での防災対策を話し合う「家族の防災会議」を推奨するなど、各家庭における自主的な備えを促します。

④ 災害に強いまちづくりの推進

- ◆災害時における緊急輸送道路ネットワークや避難路、ライフライン^{※3}等の確保のため、公共施設や都市施設の耐震化、狭あい道路の解消に取り組みます。
- ◆木造住宅の耐震化の普及・啓発を行うとともに、耐震診断及び改修等を支援し、耐震化を促進します。
- ◆災害による被害を最小限に抑えるため、河川や排水路・ため池等の整備を図るとともに、関係機関に対し、土砂災害警戒区域等の早期指定と、危険箇所における安全対策を促します。

⑤ 消防力の充実強化

- ◆火災や救急、災害などの緊急時に的確に対応できるよう、消防職員の人材育成や消防施設・設備の充実を図るとともに、関係機関等との連携を強化し、災害対応力の強化を図ります。
- ◆火災予防を推進するため、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、将来の防火・防災活動を担う人材の育成に努めます。また、防火対象物・危険物施設への立ち入り検査を実施し、防火・保安体制の強化を図ります。
- ◆適切な救急搬送を図るため、計画的に救急救命士を養成するとともに、実習や研修を充実し、救急体制の強化を図ります。また、市民による応急手当の実施を促進し、救命率の向上を図ります。
- ◆消防力の均等化を図るため、消防団の再編や施設・装備の見直しを図ります。

⑥ 地域安全の充実

- ◆市民が安全安心な生活を送れるよう、関係機関等と連携し、防犯活動の促進と防犯ネットワークの強化を図ります。
- ◆「かめやま安心メール」の利用を促進するとともに、道路照明灯や防犯灯、防犯カメラの整備など、防犯環境の向上に努めます。
- ◆交通事故の発生を抑制するため、亀山警察署や亀山地区交通安全協会などの関係機関と連携し、交通安全活動を推進するとともに、歩行スペースの確保やガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の充実に努めます。
- ◆鈴鹿亀山消費生活センターと連携し、消費生活関連情報を的確に発信するとともに、苦情相談等の利用を促進し、市民の消費生活の安定及び向上を図ります。

※2 高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時において、必要な情報を把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとるのに支援を要する人のこと。

※3 都市生活の維持に必要な電気、ガス、水道、通信、輸送などのこと。



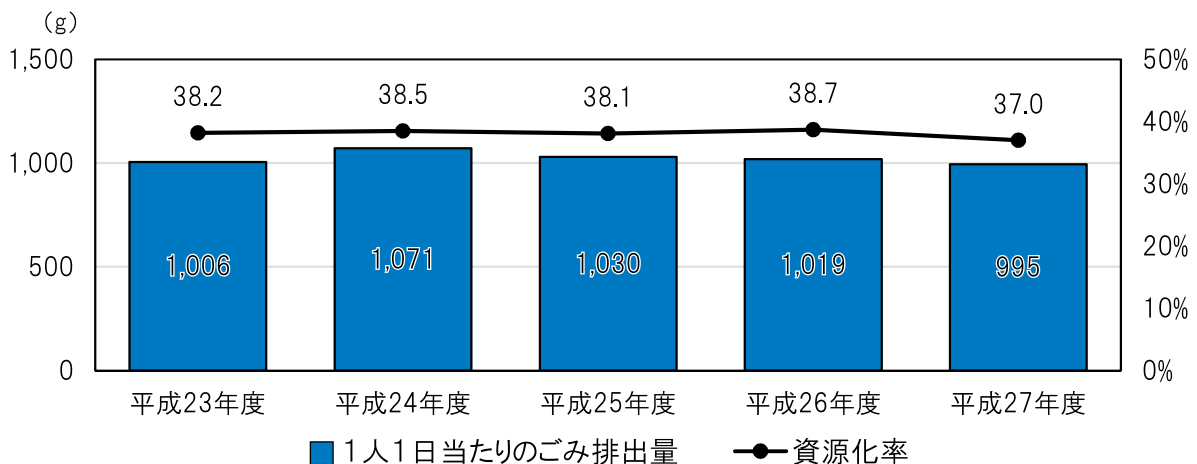
1. 快適さを支える生活基盤の向上

(7) 低炭素・循環型社会の構築

現状と課題

- 本市は、これまで培ってきた環境基盤を礎としつつ、産学民官と連携した先進的な取り組み等により、人と自然が共生し、健全かつ持続的な発展が可能な環境保全・創造型社会の実現に向け、環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、平成26年3月に策定した「かめやま環境プラン(亀山市環境基本計画)」や「亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】」に基づき、低炭素社会^{*1}や循環型社会づくりに向けた取り組みを進めています。こうした中、環境を取り巻く情勢は年々変化しており、とりわけ、COP21^{*2}で採択された「パリ協定」を踏まえて展開される国の施策等の動向を注視しつつ、本市の自然的・社会的状況に即し、産学民官がより一層連携し、環境問題に取り組むことが重要です。
- 亀山市総合環境研究センターは、本市の自然的社会的特性に応じた施策を策定し、実施するため、また、地域に根ざしたニーズに取り組む拠点として、平成17年1月に設置以来、10年以上にわたり、その目的を果たしてきました。しかし、10年を経過する中で、本研究センターについても、新しい時代に向けて、果たすべき役割を見直し、再構築する必要があります。
- 本市では、市内各地の環境測定を継続して実施し、市域における環境基準の達成状況など環境に関する状況を把握しています。今後も継続的に状況を把握し、環境に影響を与える施設等の監視・指導に努めるとともに、市民への情報提供を図る必要があります。
- 本市では、溶融飛灰^{*3}の全量再資源化により、最終処分量・ゼロを達成し、これまで環境への負荷の少ない廃棄物処理に努めてきました。1人1日当たりのごみ排出量も年々緩やかに減少していますが、依然として国・県の平均値を上回っています。また、資源化率は、溶融飛灰の山元還元^{*4}や刈り草の堆肥化などにより全国平均より高い水準にあるものの、近年伸び悩んでいます。今後も、市民からの意見を参考に、その意識啓発を図り、効果的なごみ減量施策を講じるとともに、直接資源化できるごみを分別回収するなど、資源化量の拡大を図り、より一層環境負荷の低減に努めていく必要があります。
- 本市の廃棄物処理施設は稼働後、長い年月が経過しており、ごみ溶融処理施設については、今後も一部の主要な設備や機器が耐用年数を迎えるとともに、粗大ごみ破碎処理施設は老朽化が著しい状況にあります。今後も、適正かつ安定した廃棄物の処理を行うため、現有施設の計画的な整備と維持管理を図っていく必要があります。また、刈り草コンポスト化センターは、関衛生センターし尿処理場の統廃合も踏まえ、効率的かつ効果的な運営に資するため、民間活力の導入に向け進めてきました。今後は適切な運営移譲が図れるよう、し尿処理施設の跡地利用も含めたハード面の準備等が急務となります。
- 本市では、不法投棄パトロールの実施や監視カメラの設置により、不法投棄物の確認・回収件数は減少傾向にあります。今後も監視体制の強化と早期発見・回収に努め、不法投棄をさせない環境づくりが重要です。

■1人1日当たりのごみ排出量と資源化率の推移



(資料:廃棄物対策室)

^{*1} 二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。
^{*2} 2015(平成27)年に開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議。開催されたパリにおいて締結された、新しい気候変動の抑制に関する国際的な協定をパリ協定という。
^{*3} 廃棄物を溶融処理する際に、集塵機により捕そくされたダストのこと。
^{*4} 廃棄物の溶融処理によって発生する溶融飛灰から、非鉄金属を回収して再利用すること。

目指す姿

市民・事業者・行政等が、それぞれの立場で環境負荷の少ない社会を目指し行動しています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
地球温暖化防止対策に関するイベント等への参加者数	1,288人 (平成27年度)	1,500人 (平成33年度)
ごみの資源化率	37.0% (平成27年度)	42.2% (平成33年度)
1人1日当たりのごみ排出量	995g / 人・日 (平成27年度)	919g / 人・日 (平成33年度)

施策の方向

① 環境負荷の少ない社会の形成

- ◆市民・事業者・行政等がそれぞれの立場で環境保全に取り組むとともに、低炭素社会の形成に向け、省エネルギー・省資源などの取り組みを通じ、地球温暖化防止対策を推進します。
- ◆地球温暖化防止対策の推進を図るため、再生可能エネルギーの有効活用について啓発を行い、利用を促進します。
- ◆事業所との環境保全協定の締結を進め、排出基準の適合状況等を把握するなど、事業所に対する指導及び監視を行うとともに、市内における大気・水質・騒音・振動などの環境基準の達成と市民への情報提供を図ります。
- ◆亀山市地区衛生組織連合会等と連携し、不法投棄の早期発見・回収に努めるとともに、パトロールや監視カメラの効果的な活用により未然防止や監視体制の強化を図ります。
- ◆地域の様々な環境課題に幅広く対応するため、総合環境研究センターを再構築し、産学民官が連携・協働した取り組みを進めます。

② ごみの減量化、リサイクルの推進

- ◆市民・事業者と協働して、ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用を推進します。
- ◆ごみ溶融処理施設から発生する飛灰全量を再資源化し、「最終処分量・ゼロ」を維持します。

③ 廃棄物処理施設の適正管理

- ◆溶融処理施設の主要な設備・機器を計画的に更新し、施設の適正管理に努めるとともに、引き続き安全・安心で効率的な廃棄物処理に取り組めます。
- ◆老朽化した粗大ごみ破碎処理施設の長寿命化を進め、施設の安定操業とライフサイクルコスト^{※5}の低減を図ります。
- ◆刈り草コンポスト化センターの民間移譲を円滑に進めるため、し尿処理施設の跡地を有効活用し、環境整備を図ります。
- ◆施設の長寿命化と処理の一元化を行ったし尿処理施設については、引き続き適切な維持管理を行い、適正かつ安定したし尿処理と効率的な操業に取り組めます。

※5 施設などの新設、維持管理、改築、処分を含めた生涯費用の総計のこと。



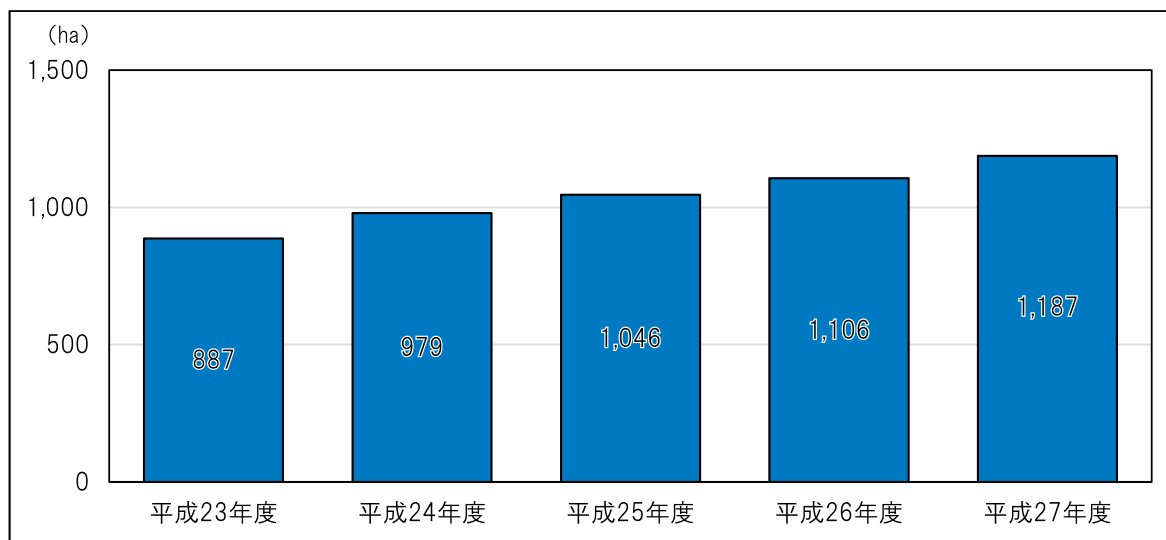
1. 快適さを支える生活基盤の向上

(8) 自然との共生

現状と課題

- 本市は、鈴鹿山系や、それを水源とする鈴鹿川水系など豊かな緑と水に囲まれ、その一部は鈴鹿国定公園に指定されています。また、こうした豊かな自然環境を守るため、鉱区禁止区域^{※1}の指定を受けるとともに、環境保全条例^{※2}等に基づき、自然環境と調和した秩序あるまちづくりを進めています。今後も、引き続き、恵まれた自然資源を大切に保全していく必要があります。
- 本市が有する鈴鹿川等の源流域は、市民や流域住民に多くの自然の恵みをもたらしています。これらの自然資源を保全し、次世代に引き継いでいくため、鈴鹿川等の源流域での森林整備を一層進めるとともに、産学民官による森林活動への支援を行うなど、自然資源の整備や保存・活用を進めていく必要があります。
- 本市では、森林の持つ水源のかん養や土砂災害防止などの多様な公益的機能の向上を図るため、環境林整備計画に基づく環境林の整備等を行うとともに、平成26年から三重県により創設された「みえ森と緑の県民税」を財源とする「市町交付金」を活用し、森林環境教育の展開や、地域が主体となった里山・竹林の整備や緑化活動を支援するなど、市民全体で森林を支える社会づくりを進めてきました。今後も、森林の持つ公益的機能を高めるため、環境林の整備を推進するとともに、市民の森林保全への理解と関心を高めていく必要があります。
- 農地についてもその公益的機能が認められ、直接支払制度^{※3}による農地等の保全が進められています。本市でも関連事業に取り組む地域では、農業・農村が有する多面的機能が維持・発揮されているものの、他の地域においては、高齢化や担い手不足等により荒廃が進み、その機能が失われつつあります。今後も、自然環境の保全や良好な景観の形成機能など、農地が持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の活動を促進する必要があります。
- 本市では、亀山里山公園や亀山森林公園の活用などを通じて、市民がより身近に自然に触れることができる機会を創出し、環境保全意識の高揚を図ってきました。その一方で、自然公園の利用者数は伸び悩んでおり、これらをより有効に活用するための方策を検討し、市民一人ひとりが主体的に行動できるよう、市民の環境保全意識をより一層高めていくことが求められます。
- 「生物多様性に関する条約^{※4}」などの国際的な取り組みにより、生態系や野生生物の保護などが図られていますが、まだまだ市民レベルでは生物多様性へのなじみが薄いと言えます。本市でも、生物多様性の確保に向けた戦略的な取り組みが十分とは言えず、市民の生物多様性への関心や意識向上につながっていません。今後は、本市特有の生物多様性を総合的かつ効果的に進めるため、「生物多様性地域戦略^{※5}」を構築するとともに、自然保護団体等の多様な主体と連携した取り組みを検討することが必要です。

■環境林整備面積の推移



(資料: 森林林業室)

※1 鉱業等に係る土地利用の調整手段等に関する法律に基づき、指定された鉱物の鉱区とすることができない地域のこと。

※2 開発行為と環境の保全との調和等を図るため、開発行為に関し必要な措置等を定め、もって環境の保全の推進に寄与することを目的とした条例。

※3 農業・農村が持つ多面的機能を維持・発揮させるため、営農活動や地域活動に対して直接的に支払われる支援制度のこと。

※4 1992(平成4)年の地球サミットで採択され、翌年発効した条約で、生物の多様性の保全と持続的な利用、及び遺伝子資源から生まれる利益の公平な配分を目的とした国際条約。

目指す姿

豊かな自然の恵みが、良好に保たれ、次世代に受け継がれています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
自然公園の利用者数	13,717人 (平成27年度)	20,000人 (平成33年度)
環境林整備面積	1,187ha (平成27年度末現在)	1,700ha (平成33年度末現在)

施策の方向

① 自然資源の保全

- ◆ 鈴鹿山系の山並みや鈴鹿川などの豊かな自然資源の保全に対する市民意識の高揚を図るとともに、鈴鹿川源流域である誇りと責任を明らかにする条例の検討を進めます。
- ◆ 河川の洪水調整機能の向上や水質保全等のため、鈴鹿川等の源流域における産学民官の取り組みによる森林整備を推進します。
- ◆ 環境と調和した秩序あるまちづくりに向けて、関係法令等に基づく適切な土地利用を推進します。

② 森林・里山・農地の保全

- ◆ 森林の持つ水源かん養や土砂災害防止などの多様な公益的機能を維持・発揮するため、環境林を整備し、針広混交林への誘導を図ります。
- ◆ 荒廃が進む身近な里山や竹林を保全する市民団体等の活動を支援します。
- ◆ 農業・農村の持つ自然環境の保全や良好な景観の形成などの多面的機能を維持・発揮するため、農地、水路、農道等の地域資源の保全活動を支援します。

③ 自然とのふれあいの機会の創出

- ◆ 市民の環境意識の高揚が図れるよう、本市が有する豊かな自然資源や、自然公園等を活用し、市民が地域の自然環境に触れる機会を創出します。
- ◆ 市民団体等と協働し、市民が身近な自然に触れることで環境に関する理解を深め、その大切さを学ぶ機会を提供します。

④ 多様な生態系の確保

- ◆ 生態系を保全するため、外来生物の駆除に取り組む市民団体等を支援するとともに、多様な生態系の保全に対する市民意識の向上を図ります。
- ◆ 市民の生物多様性への関心や意識向上を図るため、自然保護団体等の多様な主体との連携により、生物多様性地域戦略策定とその推進に向けて取り組みます。

※5 生物多様性基本法において地方公共団体の策定が努力義務とされている、区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。



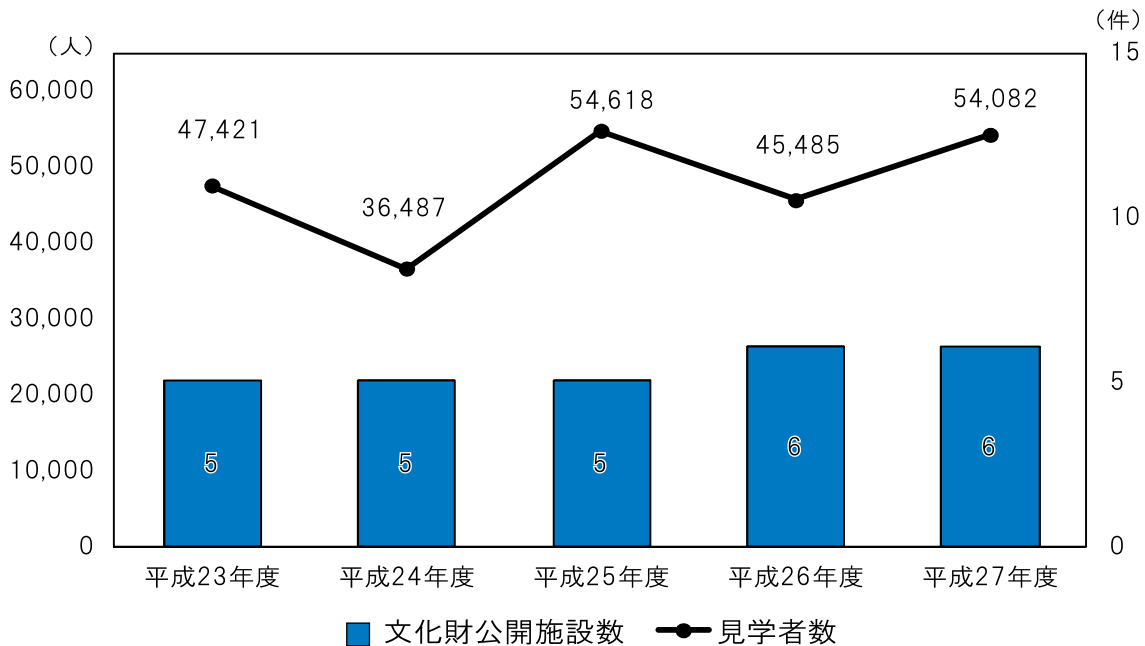
1. 快適さを支える生活基盤の向上

(9) 歴史的風致を生かしたまちづくりの推進

現状と課題

- 本市では、市域を東西に横断するように走る東海道を基軸に、亀山宿・関宿・坂下宿の三宿とその沿道に歴史的な景観が見られます。この他にも、大和街道、伊勢別街道、巡見街道などの歴史的な街道が市内で交差し、道に彩られた特色ある歴史文化資産が残されています。こうした貴重な歴史文化資産の存在や価値に気づき、学びや理解を深める中で、その保存と活用を一体的に進め、地域や市全域に交流の輪と一体感を醸成する基本的な考え方として「東海道歴史文化回廊^{※1}」保存・整備基本計画を策定しました。さらに、平成20年度には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく国の認定を受けた亀山市歴史的風致維持向上計画を策定し、まちの大きな魅力である本市固有の歴史的風致の維持向上を図ってきました。今後も日々の暮らしの中で、市民・地域・市民活動団体等が連携して歴史文化資産を守り生かす取り組みを進めていくことが重要です。
- 関宿のまちなみが国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成26年で30周年を迎えました。市では、伝統的建造物群保存修理修景事業により、関宿内の伝統的建造物の修理修景に対し補助を行い、貴重なまちなみの保存を進めています。平成27年には、東追分鳥居の建て替えに伴うお木曳き行事が住民総出で行われ、市内外から多くの人が集まりました。関宿には今も人々の暮らしがあり、まちなみ保存もそうした日々の営みを大切に守りつつ、進めていくことが必要です。今後も、生活との調和を図りつつ、まちなみの保存とにぎわいのある地域づくりを進めていくことが求められます。
- 歴史的なまちなみには、伝統的な木造建造物が密集しており、火災をはじめとした災害に対する備えが大きな課題となっています。本市では、保存地区の文化財としての価値を損なわないよう配慮しつつ防災対策を進めています。今後も貴重なまちなみを守るため、地域の防火・防災意識をより一層高めていく必要があります。また、歴史的なまちなみの保存を支える技術者や技能者について、高齢化が進んでいることから、今後、その技術や技能を継承する人材を確保することが必要です。

■東海道沿道における文化財公開施設数と見学者数の推移



(資料:まちなみ文化財室)

※1 「東海道」を基軸に地域の歴史、文化、自然などの資産(歴史文化資産)を、人々の興味と関心の湧く様々なストーリーでつなぎ、暮らしや活動のなかで守り生かしていくことで、地域に、そして亀山市に交流の輪と一体感を醸成していくしくみのこと。

目指す姿

市民、事業者、行政が一体となり、歴史的な風致を生かしたまちづくりを進めています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
東海道沿道における文化財公開施設見学者数	54,082人 (平成27年度)	67,500人 (平成33年度)
伝統的建造物群保存地区内の街道に面した建造物の修理修景事業の完了率	56.0% (平成27年度末現在)	60.0% (平成33年度末現在)

施策の方向

① 東海道を基軸とした歴史的風致の維持向上

- ◆地域の歴史文化資産に気づき、学び、保全・活用するため、市民、地域、市民活動団体などと連携・協働を進めるとともに、まちなみ、城跡、山車、古道など歴史文化資産の保存活動団体等の支援や、団体間の連携・交流を深める活動を促進します。
- ◆東海道を中心とした街道の連続性や宿場間の一体感を確保するため、亀山宿・関宿・坂下宿や、亀山城、鈴鹿峠など、歴史文化資産の拠点整備を行うとともに、宿場間をつなぐ街道等関連施設の整備を促進します。
- ◆祭りや伝統工芸など、歴史的風致を形成している地域固有の歴史や伝統を継承する担い手の育成に努めます。

② 関宿伝統的建造物群保存地区の保護の推進

- ◆関宿伝統的建造物群保存地区に存する伝統的建造物等について、修理・修景により保存を図るとともに、関宿のまちなみに対する市民の意識を高められるようその活用を推進します。
- ◆歴史的景観と生活環境の調和を図るため、関宿伝統的建造物保存地区の保存に関わる技術者・技能者の育成を推進します。
- ◆関宿のまちなみと一体となって行われる「関の山車」の保存・伝承活動や、来訪者との交流を活性化するため、関の山車会館を整備し、保存活動団体や地域と連携して管理運営を行います。
- ◆貴重なまちなみを火災等の災害から守るため、地域住民の防火・防災意識を高めるなど防災対策を進めます。





1. 快適さを支える生活基盤の向上

(10) 歴史文化の継承・活用

現状と課題

- 本市は、東西文化が交流する地として栄えたことを背景として、有形・無形及び民俗文化財、史跡名勝天然記念物、伝統的建造物群など数多くの文化財が残り、豊かな歴史文化を物語っています。これら歴史文化資産を市民がまちの魅力として認識するためにも、貴重な文化財等の適切な保存や、伝承を担う人材育成など、次世代に継承していくことが必要です。さらに、ヤマトタケル御墓や鉄道遺産など、本市の成り立ちに関係の深い歴史文化資産について調査研究や普及啓発を進めていく必要があります。一方、市歴史博物館のデジタル市史による情報発信や屋根のない博物館創出事業による歴史学習などにより、市民が地域の歴史文化に関心を高めるための取り組みを進めてきました。今後、郷土への誇りや愛着を育むためには、市歴史博物館の役割と機能をさらに生かして暮らしや学習に役立てる展開が求められます。
- 本市が交通の要衝であるという地理的特性から古代三関の一つである鈴鹿関が置かれ、近年の発掘調査の成果をもとに、国史跡指定に向けた取り組みを進めています。また、市内には、数多くの埋蔵文化財包蔵地があり、開発行為等に際しては発掘調査などを行って、その保護を図っています。今後、重要な遺跡については、遺跡の範囲確認など学術的調査を推進するとともに、市民及び地域の理解を深めて、貴重な歴史文化資産として保護する必要があります。
- 本市には、文化財に指定されるもの以外にも歴史文化を知る手がかりとなるものが多く残っています。市歴史博物館等では、これらを調査研究することで、だれもが活用できる史資料として位置付け、適切に保存するとともに、展示等によって市独自の歴史文化の情報源として公開しています。一方で、個人において保存が難しい事態が生じてきているため、普段から地域との交流を広げ、調査・研究する機会の充実や収集・保存・展示の流れを作ることが必要です。
- 文化財や史資料に関しては、それぞれの関係機関等において災害時のネットワークの整備が進められています。今後も、日頃から市域に所在する文化財や史資料、収蔵資料の状況を適切に把握するとともに、関係機関と連携した災害時の迅速な対応が求められています。
- 市歴史博物館の屋根のない博物館創出事業では、博物館と学校との連携強化を図り、地域の歴史文化を通して、子どもたちの郷土への誇りと愛着を育むための一体的な取り組みを進めてきました。学校でも、校区内の学習拠点の一つとして地域との連携を進めていることから、今後は博物館と学校の連携をさらに深めるとともに、学校を通じた地域との連携を強化することが求められます。
- 本市では、広報紙や広報番組、パンフレット、ホームページなど様々な媒体を介して、市内の歴史文化に関する情報の発信を行っています。近年は、IT市史^{*1}や、市歴史博物館の企画展示の記録と内容を取めたweb図録など、電子媒体の積極的な活用によって、より広く情報を発信してきました。今後も、市民が身近に情報を活用しながら、地域の歴史文化の魅力を生かせる環境づくりが求められています。

■文化財の状況(平成28年3月31日現在)

区分	有形文化財									無形文化財 芸能	有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡名勝 天然記念物			登録文化財	伝統的建造物群 保存地区	計
	建造物	絵画	書跡	彫刻	工芸品	典籍	古文書	歴史資料	考古資料				史跡	天然記念物	名勝			
国指定等	1			1									2			4	1	9
県指定	1			2			2			1		1	4	3				14
市指定	12	4	1	7	22	5	6	6	3		5	10	15	8	4		1	109
計	14	4	1	10	22	5	8	6	3	1	5	11	21	11	4	4	2	132

(資料:まちなみ文化財室)

*1 インターネット上で公開し、いつでも、どこでも、だれでも利用できるものを目指した市史のこと。文字や画像だけでなく、音声・映像も活用し、検索機能も備えた全国の先駆けとなる新しい試み。

目指す姿

市民が、地域の歴史文化を学び、郷土に誇りを持っています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
国・県・市の指定等を受ける文化財の数	132件 (平成27年度末現在)	135件 (平成33年度末現在)
歴史博物館の利用者数	11,561人 (平成27年度)	13,000人 (平成33年度)

施策の方向

①文化財の保存・継承と活用

- ◆地域の歴史を伝える文化財を適切に保存するとともに、その活用に取り組みます。
- ◆地域の伝統芸能や祭礼行事など無形文化財^{※2}等の保存・伝承が進められるよう、保存団体の活動や次代の担い手の育成に対する支援を行います。
- ◆鈴鹿関跡の国史跡指定に向けた取り組みや、その他重要遺跡の学術的な調査研究を進めるとともに、市民への意識啓発や地元保存団体等との協働による保存・活用に取り組みます。
- ◆市の豊かな自然を象徴する国指定天然記念物ネコギギ^{※3}について、生息状況の調査を進めるとともに、保護増殖に取り組みます。
- ◆歴史文化の共通性を持った関係機関などとの連携や交流を通して、災害時における文化財保護に備えます。
- ◆文化財等に対する市民の関心を高めるため、様々な媒体や機会をとらえた広報啓発活動を展開するとともに、文化財等を周遊できる環境づくりを進めます。

②歴史博物館の活用と地域・学校での学習の展開

- ◆地域に残された史資料を把握し、保存・収集するとともに、デジタルデータなど二次資料化を進めます。
- ◆史資料を教育や学術、地域の歴史学習に生かせるよう、調査研究を拡充します。
- ◆常設展示や企画展示等を通じた郷土の歴史の掘り起こしを行うなど、新たな切り口での歴史テーマの発信と学習機会の提供に取り組みます。
- ◆学校と連携し、史資料等を生かした移動展示を行うなど、子どもたちや地域の方々が地元の歴史や文化を学ぶ機会づくりを進めます。
- ◆だれもが手軽に郷土の歴史情報を活用できるよう、ホームページを充実します。

※2 文化財保護法や地方公共団体の条例における文化財の種類の一つで、音楽や工芸技術などの無形の文化的遺産のこと。

※3 世界で伊勢湾と三河湾に注ぐ川にしか分布していないという、極めて貴重な魚のこと。

まちづくり編



2.健康で生きがいを持てる暮らしの充実

基本施策の大綱が目指すまちのイメージ

心と体の豊かさを感じられるまち

人々が住み慣れた地域において、心身ともに健康で生きがいを持ちながら充実した生涯を過ごせる『心と体の豊かさを感じられるまち』を目指します。

施策の大綱

健康で生きがいを持てる暮らしの充実

基本施策

地域福祉力の向上

健康づくり・地域医療の充実

高齢者の地域生活支援の充実

障がい者の自立と社会参加の促進

学びによる生きがいの創出

文化芸術の振興と文化交流の促進

スポーツの推進



2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(1) 地域福祉力の向上

現状と課題

- 本市では、地域での人と人のつながりを基本とし、顔の見える関係づくり、ともに生き支え合う社会を目指して、亀山市社会福祉協議会、民生委員・児童委員や、福祉委員、自治会、ボランティアなどと連携して地域福祉の推進を図っています。その中で行政計画である亀山市地域福祉計画と、地域福祉を推進する亀山市社会福祉協議会が策定する亀山市地域福祉活動計画は、地域における生活課題や地域福祉推進の理念の共有化など、相互に重要な役割を果たしています。今後は、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう多様な主体で構成する地域まちづくり協議会を中心として、地域社会において日常的に支え合う関係づくりが求められています。
- 現在、亀山市社会福祉協議会を中心にボランティアの育成や活動のコーディネートが行われており、様々なボランティア活動が活発に行われています。また、地域と学校の連携による福祉教育も推進しています。しかし、ボランティアの担い手の固定化や高齢化が進展していることから、ボランティア活動へ参加しやすい環境づくりやボランティアの担い手の確保に努めていく必要があります。
- 本市では、総合保健福祉センターを保健・福祉の総合的な拠点として相談機能の充実やサービスの提供を図っています。しかし、福祉サービスが目まぐるしく変化する中で、サービスを必要とする人が十分な情報を入手できていない現状があるため、最新の福祉サービスに関する情報提供の充実と相談機能の強化に努める必要があります。
- 本市では、高齢者に対する見守りや訪問活動が実施されるとともに、高齢者や障がい者、子育て中の親子を対象としたサロン活動も地域で広がりを見せています。しかし、近くにサロンのない地域もあることから、引き続き地域の福祉委員やボランティアなどの協力を得て、新設に向けた支援をしていくことが必要です。
- 社会・経済情勢の変化により、本市の生活保護の被保護世帯数は165世帯、保護人数は221人(平成28年8月1日現在)でともに過去最高を更新しています。今後も、公共職業安定所など関係機関と連携を図りながら、就労促進など自立を援助する取り組みを進めていく必要があります。
- 近年、生活困窮者、若者のニート^{※1}や引きこもり、子どもの貧困が深刻化しています。本市では生活困窮者自立支援法の制定を受け、自立相談支援の窓口を設置し、複合的な課題を抱えた生活困窮者に対する支援に努めています。今後も、法に基づく事業を継続して実施し、支援をしていくことが必要です。

■ 亀山市ボランティアセンターの登録者数の推移

単位:人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
亀山市ボランティアセンターの登録者数	720	746	718	712	751

(資料:地域福祉室)

■ ふれあい・いきいきサロン^{※2}及び子育てサロン^{※3}の設置団体数の推移

単位:団体

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ふれあい・いきいきサロン	35	41	46	45	51
子育てサロン	9	9	9	9	9
合計	44	50	55	54	60

(資料:地域福祉室)

※1 15～34歳の若者で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない人のこと。

※2 地域とのつながりやふれあいを築くことを目的とし、地域住民が歩いて行ける場所を拠点として、一人暮らし高齢者や障がい者、子育て中の親などと地域ボランティアとが協働で茶話会やレクリエーションなどを行う活動のこと。

※3 幼稚園や保育園に通っていない概ね3歳までの乳幼児の育児・健康に関する相談や情報の提供を行う活動のこと。

目指す姿

市民が、地域での見守りや互いの支え合いの活動により、安心して生き生きと暮らしています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
亀山市ボランティアセンターの登録者数	751人 (平成27年度末現在)	900人 (平成33年度末現在)
ふれあい・いきいきサロン活動及び子育てサロンの設置団体数	60団体 (平成27年度末現在)	110団体 (平成33年度末現在)
生活保護世帯で就労能力・意欲のある者が就労・増収となった世帯の割合	50% (平成27年度末現在)	50%以上 (平成33年度末現在)

施策の方向

①地域福祉を支える人と組織の育成

- ◆ボランティア活動への参加を促進するため、参加しやすい環境づくりを進めるとともに、体験学習や研修会を充実し、ボランティアの担い手の確保を図ります。
- ◆地域福祉活動の活性化を図るため、総合保健福祉センターを拠点として、活動団体同士の交流の場を提供します。

②安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

- ◆きめ細かな地域福祉活動を展開するため、亀山市社会福祉協議会との連携を強化します。
- ◆福祉全般にわたるサービスの提供や多様な相談に対応できるよう、窓口機能を強化するとともに、福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。
- ◆障がい者や認知症など日常生活に不安のある人が地域で安心して暮らせるよう、支援体制の充実と利用の促進を図ります。

③地域での助け合い・支え合いのしくみづくり

- ◆だれもが地域で安心して生活できるよう、地域まちづくり協議会やボランティア団体、サロン等の交流や見守り活動を支援するとともに、サロンの新設を支援します。
- ◆地域における身近な相談窓口として、市民の立場に立った相談援助を実施している民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手の活動を支援します。
- ◆地域における助け合い・支え合い活動を促進するため、ボランティア活動を活性化させるしくみづくりを検討するとともに、様々な人が集える地域福祉活動の拠点づくりを進めます。

④低所得者への支援と自立支援の推進

- ◆生活保護を必要とする世帯に対し、法に基づく適正な運用を実施するとともに、社会的・経済的な自立に向け、関係機関と連携し、就労相談支援を実施します。
- ◆経済的困窮や社会的孤立などの複合的な課題を抱えた生活困窮者が自立できるよう、自立相談支援機関と連携し包括的・伴走的な支援を行うとともに、生活困窮者を早期に発見するため、地域のつながりを生かし、見守りや声かけ活動を行います。
- ◆子どもの貧困の実態把握を行い、貧困の連鎖を防止するため、学習支援や養育相談を充実します。
- ◆引きこもりやニートなど生活を営むうえで困難を有する若者やその家族等が安心して社会生活を送ることができるよう、家庭・地域・関係機関等との連携強化を図り、若者の社会的自立への支援を行います。



2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(2) 健康づくり・地域医療の充実

現状と課題

- 本市は、健康づくりを個人の責任としてとらえるのではなく、都市の環境そのものを健康にする「健康都市」というWHO(世界保健機関)の考え方に賛同し、健康都市連合に加盟しました。そうした中、都市の機能のすべてによって、市民の健康寿命を延ばすことを目指し、保健指導や介護事業への参加を促進するとともに、地域の健康増進活動を支援しています。また、公立病院である医療センターの地域医療確保のために果たすべき役割を明らかにしつつ、亀山医師会をはじめとする地域の医療機関等と連携し、地域医療全体の再構築に向けて取り組みを進めてきました。今後は、市民が健康で幸せに暮らすことができ、安心して医療を受けられるまちづくりが求められています。
- 本市では、悪性新生物(がん)、生活習慣病^{※1}、感染症などの疾病予防対策として、亀山医師会と連携しながら各種がん検診、特定健診、特定保健指導、各種予防接種を実施するとともに、食を通じた健康づくりを行っています。今後は、健診受診率等の向上、食育の推進に継続して努めるとともに、疾病発症後の重症化予防、こころの健康ケア対策にも取り組んでいく必要があります。
- 医療センターについては、厳しい経営状況が続く中、経営健全化を目指し、平成28年4月から医療センターに地方公営企業法^{※2}の全部を適用し、病院事業管理者を配置するとともに、地域包括ケアの調整を担当する地域医療部を新設しました。そして、保健・医療・介護・生活支援・介護予防^{※3}を的確に提供できる体制を整えるため、今後は、地域包括ケアシステムの実現に向けた「地域包括ケア病床^{※4}」の設置など地域医療を支える取り組みを進める必要があります。さらに、建物の基幹的設備が老朽化しているため、施設整備も含めた機能強化が必要です。
- 全国的に救急出動件数が増加傾向にある中、本市では、消防救急室の設置や救急ワークステーション^{※5}の運用など、医療機関等との連携強化や救急隊員の知識・技術向上による救急体制の強化を図るとともに、救急車が必要な緊急性の高い方への対応が遅れることがないように、街頭広報などによる救急車の適正利用を呼び掛けています。引き続き、傷病者の搬送を適切に行うことができるよう、さらなる救急体制の強化が必要です。
- 本市の国民健康保険事業については、「第1次亀山市総合計画後期基本計画」における被保険者1人当たりの医療費増加率及び国民健康保険税収納率の目標値は達成しているものの、毎年医療費は増加しており、財政は依然厳しい状況です。今後は、健全な財政運営を目指し、医療費適正化に向けた効果的かつ効率的な保健事業を推進するなど、社会保障制度を取り巻く環境が変化しつつある中、後期高齢者医療制度を含めた公的医療保険制度の適切な運営に努めていく必要があります。



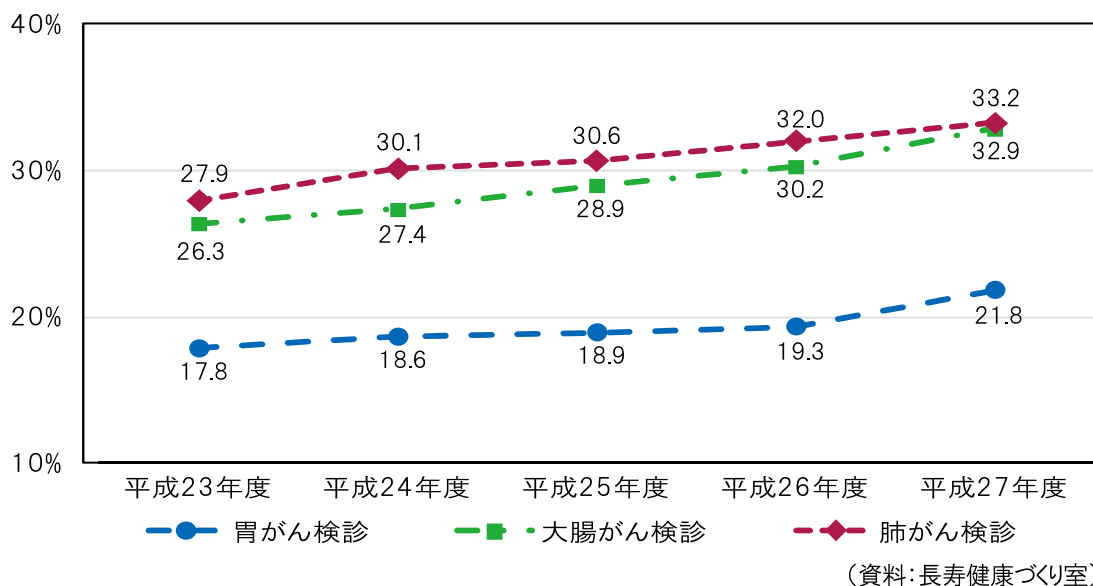
※1 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のこと。糖尿病、心臓病、脳卒中などがあげられる。

※2 地方公共団体の経営する企業の組織、財務、職員の身分について定めた法律。

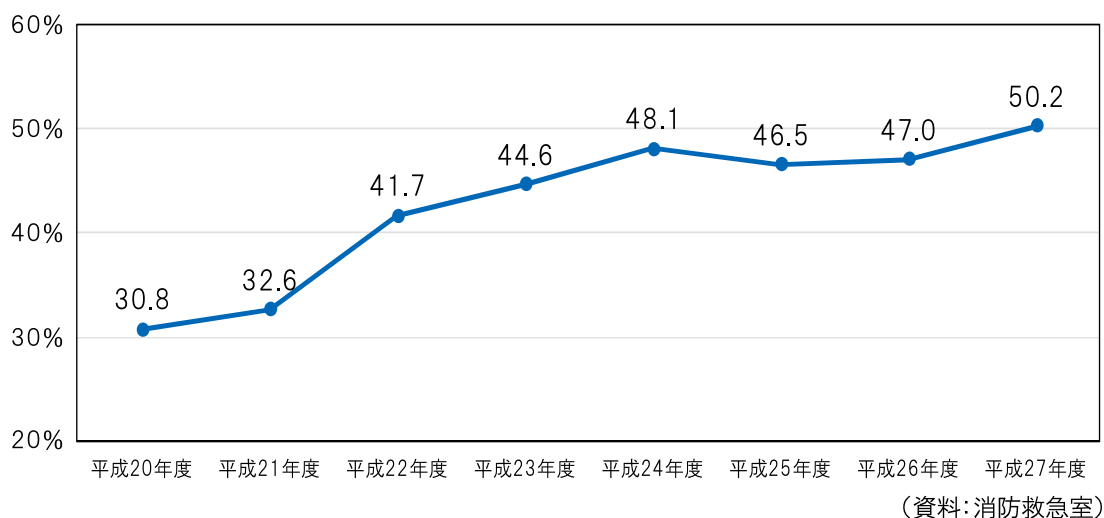
※3 高齢者が健康で自立した生活をおくれるよう、要介護状態になることをできる限り防ぎ、また要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすること。

※4 入院治療後、病状が安定した患者に対して、リハビリや退院支援など、効率的かつ密度の高い医療を提供するために、厳しい施設基準をクリアし、国から許可を受けた在宅復帰支援のための病床。

■各種がん検診の受診率の推移



■救急搬送の市内医療機関受入率の推移



※5 通常、119番に通報があったときに消防署から救急救命士の乗った救急車が駆け付けるところを、救急隊員だけでなく、医師と一緒に乗った救急車「ドクターカー」が現場に駆け付けるもの。救急隊員は医師からの直接的な指示や助言で、より救命に効果的な処置を行うことが可能になると期待されている。

目指す姿

市民一人ひとりが、地域において、生き生きと健康に暮らしています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
がん検診の受診率	肺がん:33.2% 胃がん:21.8% 大腸がん:32.9% (平成27年度)	肺がん:35.0% 胃がん:25.0% 大腸がん:35.0% (平成33年度)
医業収支比率	77.6% (平成27年度)	99.8% (平成33年度)
救急搬送の市内医療機関受入率	50.2% (平成27年度)	50.0%以上 (平成33年度)
国民健康保険被保険者 1 人当たり医療費の増加率 (対前年度)	4.1% (平成27年度)	4.0%以下 (平成33年度)

施策の方向

①健康な暮らしの支援

- ◆生涯にわたる健康づくりを支援するため、それぞれのライフステージに応じた情報提供、各種健診や相談など、市民が健康な暮らしを送ることのできる切れ目のない支援を行います。
- ◆健康増進に関する意識が高まり、健康づくりに取り組む市民が増えるよう、地域住民が主体となり、地域の実情に応じて取り組む健康づくり活動が広がるよう支援します。
- ◆感染症予防に関する知識の普及と予防接種の接種率の向上を図るなど、感染症予防を推進します。
- ◆生涯にわたり生活の質を維持し健やかな生活が送れるよう、歯と口腔の健康づくりに取り組みます。
- ◆食を通じた健康づくりを支援し、正しい食生活に対する市民の理解など、関係機関と連携しながら食育の普及を図ります。

②疾病予防と早期発見・治療の推進

- ◆こころの悩みを抱える人が早期に受診行動をとれるよう、正しい知識を普及するとともに、関係機関と連携し、相談機能の充実を図ります。
- ◆介護予防や認知症予防の知識や早期からの取り組みについて、健康教室や地域の通いの場など様々な機会を通じて普及促進を図ります。
- ◆特定健康診査^{*1}等の受診率の向上を図り、市民の糖尿病予防対策などの生活習慣病の予防につなげるとともに、亀山医師会・医療センターと連携し、生活習慣病の重症化予防に取り組みます。

③地域医療提供体制の整備

- ◆地域において必要となる医療体制の整備に向けて、多職種間の情報共有を進めるなど地域の医療と保健分野の各施策を一体的に推進します。
- ◆市民の立場に立った地域医療体制を構築するため、地域の医療機関等との連携強化に取り組むとともに、亀山地域医療学講座^{*2}の活用を図ります。

^{*1} 生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としている健康診査のこと。

^{*2} 2011(平成23)年6月から亀山市の寄附により三重大学に新たに設置された寄付講座のこと。医療センターを主なフィールドとして、実際の診療等を通じ、医療保健体制に関する研究・教育が行われている。

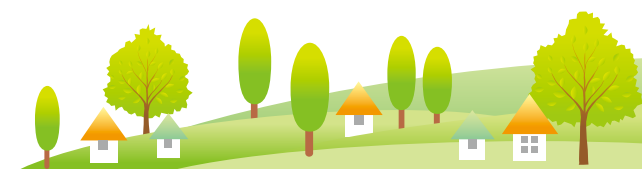
- ◆医療センターをはじめとする地域医療機関等と消防本部の連携をさらに強化するとともに、救急車の適正利用を促進することで良好な救急医療体制を確保します。

④医療センターの機能強化と経営健全化

- ◆亀山医師会や地域の医療機関との連携強化と役割分担によって、24時間365日の救急体制の充実強化を図ります。
- ◆医療センターが地域医療における重要な役割を果たせるよう、適正規模の地域包括ケア病床を設置するとともに、在宅医療^{※3}を推進します。
- ◆医療センターにおける安定的な医療提供のため、老朽化した施設を整備し、医療センターの機能強化を図ります。
- ◆病院事業管理者を経営責任者とした組織体制により、病院事業を包括的に管理することで経営の健全化に取り組みます。

⑤安心できる公的医療保険制度の運営

- ◆被保険者が安心して医療が受けられるよう国民健康保険事業の健全な運営を行うとともに、国や県の国民健康保険制度改革の動向を注視し、適切に対応します。
- ◆三重県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療事業の適切な実施を推進します。



※3 医師のほか、訪問看護師、薬剤師や理学療法士(リハビリ)等の医療関係者が、患者の住居に定期的に行う、計画的・継続的な医学管理・経過診療のこと。



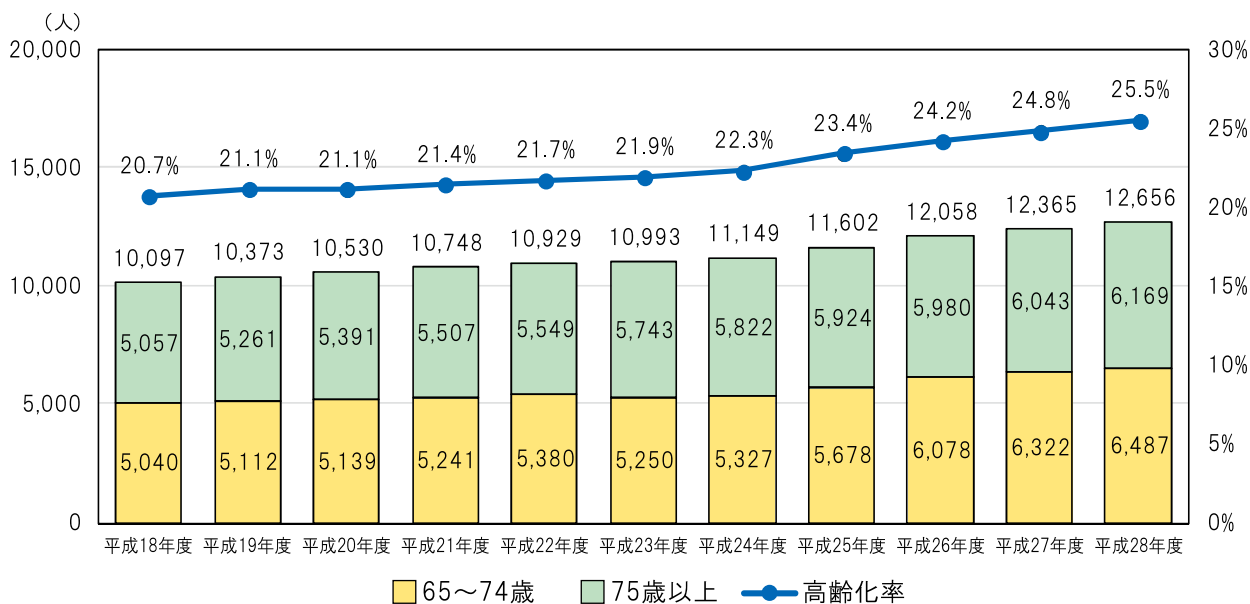
2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(3) 高齢者の地域生活支援の充実

現状と課題

- 本市では、平成25年度から多職種による在宅医療連携会議を開催するとともに、在宅医療連携システムを構築し、「かめやまホームケアネット」として運用してきました。一方で、高齢者の健康管理や介護予防、買い物などの生活支援、アクティブシニア^{※1}の活用による雇用創出などはいまだ課題となっています。高齢者が住み慣れた地域で安心して自立と尊厳ある暮らしを送れるように、あらゆる主体が連携・協力した地域包括ケアシステムが求められています。
- 本市では、団塊の世代が75歳(後期高齢者)となる平成37(2025)年を見据え、高齢者の医療、介護、地域生活などを一体的に支援するため、地域包括支援センター^{※2}の体制を強化するとともに、医療センターに地域医療室を設置し、地域包括ケアシステムの構築推進と組織間の横断的な調整を図っています。引き続き、在宅医療・介護、認知症対策、権利擁護、高齢者虐待対応などの相談・支援体制を充実・強化しながら、地域とともに高齢者の生活を支援していく必要があります。
- 介護保険事業は、鈴鹿亀山地区広域連合により、介護保険事業計画に基づいて、様々なサービスが提供されています。平成27年の介護保険制度の改正により、平成29年4月から、高齢者の積極的な地域社会への参加を通して、自立支援と介護予防の強化に取り組む新しい総合事業(新しい介護予防・日常生活支援総合事業)^{※3}が開始されるため、市の高齢者福祉施策も介護保険事業と一体的に進める必要があります。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らしていくためには、地域に通いの場があり閉じこもりが防止され、多様化する個々の生活状況に応じた生活支援サービスが提供されることが重要です。高齢者が元気で生きがいを持って過ごせるよう介護予防活動を推進し、高齢者同士の見守りや支え合いが行われるよう地域の活動を支援するとともに、多様な生活支援サービスの担い手を創出していく必要があります。
- 高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加の傾向にある中、本市では、認知症サポーター^{※4}養成講座を開催し、サポーターを多数養成するとともに、認知症初期支援集中チームの設置、認知症カフェ^{※5}の開催など、地域、事業者、市が一体となって認知症対策の充実に努めています。今後も高齢者の認知症や閉じこもりの予防をはじめ、より効果的な介護予防教室の開催、見守りネットワーク^{※6}づくりを進めていく必要があります。

■高齢者の推移(各年度 4月1日現在)



(資料:住民基本台帳)

※1 活動的なシニアの意。特に、定年退職後などに、自分の価値観を持って、趣味や活動に意欲的な高齢世代を指す。
 ※2 高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、2006(平成18)年度から新設された機関のこと。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が中心となって、介護予防に関するケアマネジメントや総合的な相談・支援などを行う。
 ※3 市区町村が介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、2011(平成23)年の介護保険制度の改正において創設された事業で、「介護予防事業」「包括的支援事業のうち介護予防ケアマネジメント事業」「市町村の判断により実施する事業」のすべてを一括して総合的に実施する事業。
 ※4 認知症サポーター養成講座を受けた人のこと。認知症の正しい知識を広め、認知症の人や家族を支援する役割を担う。

目指す姿

高齢者が、必要な介護・福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
在宅医療を実施する市内医療機関数	9機関 (平成27年度末現在)	15機関 (平成33年度末現在)
総合事業で高齢者に通いの場を提供する地域の団体等の数	— (平成27年度)	30団体 (平成33年度末現在)
認知症初期集中支援チームの高齢者及びその家族への支援件数	1件 (平成27年度)	12件 (平成33年度)

施策の方向

①地域包括ケアの推進

- ◆医療センターをはじめ地域の医療と介護の関係機関の連携強化を図り、在宅医療と在宅介護を推進するとともに、必要な介護基盤の整備や居宅介護サービスを強化します。
- ◆高齢者の医療、介護、地域生活などを一体的に支援するため、地域包括支援センターの機能を強化・拡大するとともに、医療・介護に関わる様々な職種が連携強化を図り、支援が必要な高齢者に対応するしくみづくりを推進します。
- ◆亀山市社会福祉協議会、亀山市シルバー人材センター、民間の事業者等から提供される生活支援サービスによって地域で生活する高齢者を支えられるよう、地域組織間の連携・調整を行う協議体とともに、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)^{※7}の活動を推進します。

②介護予防の推進

- ◆高齢者が介護を受けずに暮らしを営めるよう、運動機能の維持や認知症予防などの介護予防の充実を図ります。
- ◆地域で介護予防活動に取り組むリーダーや推進組織の育成・支援を行い、地域住民主体の介護予防活動の展開を促します。

③高齢者の生活と生きがいつくりの支援

- ◆高齢者の自立生活を支えるため、介護用品の支給、緊急時の連絡、配食等のサービスや外出支援など、生活支援の充実を図ります。
- ◆高齢者の生きがいつくりや健康増進等を進め、高齢者同士の地域での見守りや支え合いを促すため、老人クラブ活動を支援します。
- ◆高齢者の就労支援のため亀山市シルバー人材センターへの支援を通じ、就労の場の開拓を促します。

④認知症高齢者等対策の推進

- ◆亀山医師会等の各専門職の多職種連携によって、認知症の初期支援体制を整備し、認知症高齢者への訪問、アセスメント^{※8}及び家族支援を行います。
- ◆認知症サポーターの養成など地域の協力体制の拡充を図り、見守りのためのネットワークを強化します。
- ◆成年後見制度^{※9}の利用や権利擁護について、亀山市社会福祉協議会や鈴鹿亀山消費生活センターなどの関連機関と連携しながら、必要な人への支援を行います。

※5 認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場。地域での日常生活・家族支援の強化に向けての取り組みの一つ。
 ※6 小地域を単位として、近隣の人や関係機関が見守り、声かけ活動等を行い、だれもが安心して、住み慣れた地域で暮らせるような地域づくりを進める活動のこと。
 ※7 生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う。
 ※8 医療や福祉の分野においては、患者や要介護者に関する情報を基に、何が問題かを分析すること。 ※9 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人に不利益が生じないよう、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消したりできるようにする制度。

2.健康で生きがいを
持てる暮らしの充実

(3) 高齢者の地域生活支援の充実



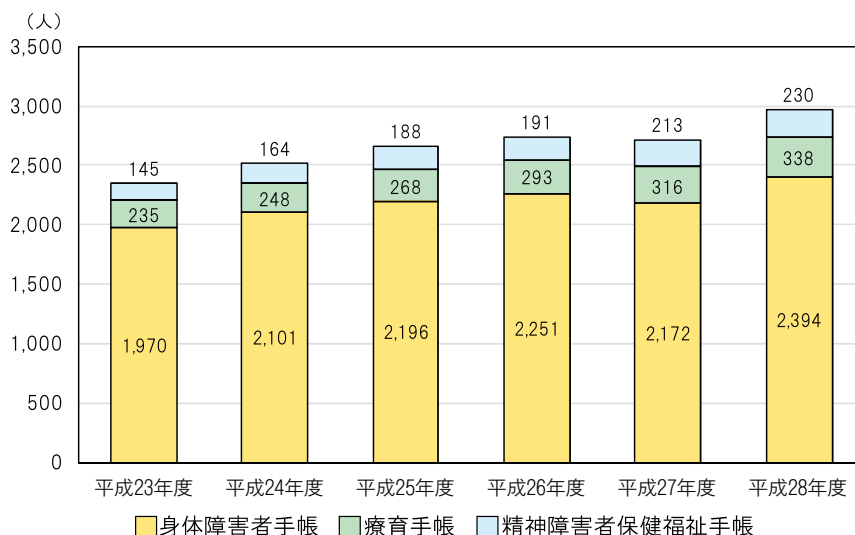
2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(4) 障がい者の自立と社会参加の促進

現状と課題

- 本市の障がい者(児)の数は、高齢化の影響などから、身体・知的・精神のいずれも増加傾向にあり、また障がいに関する相談内容についても複雑なケースが多くなっています。一方、近年では、障がいの有無に関わらず、だれもが住みやすい社会を目指した市民活動団体主催による福祉イベントなども開催されており、市民意識の高まりが見られます。今後も、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、社会参加や自立に向けた支援が求められています。
- 平成24年10月に障害者虐待防止法^{*1}、平成25年4月に障害者総合支援法^{*2}及び障害者優先調達推進法^{*3}、平成28年4月に障害者差別解消法^{*4}が施行されるなど、障がい者支援に必要な法整備が進められています。今後も、国の障害者制度改革の動向を見ながら、その対応をきめ細かく行っていくとともに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を互いに尊重し合いながら生活できるように、障がい者の差別解消や虐待の防止について、関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。
- 市では、障害者総合相談支援センター「あい」において、障がい者やその家族の相談支援に取り組んできました。平成27年度には、障害福祉サービスを利用する人に計画相談支援^{*5}事業所によるサービス利用支援に関する計画相談が行われるようになりました。今後は、相談内容に応じたそれぞれの役割の整理を行い、連携して支援する必要があります。
- 地域における居住の場や緊急時の避難場所として利用できるようグループホーム^{*6}等の充実を図り、医療、保健、福祉、教育及び就労等の関係機関と連携しながら、社会福祉資源をつなぐネットワークを構築し、鈴鹿・亀山圏域で地域生活支援拠点として地域支援機能を整備する必要があります。
- 本市では、就労継続支援^{*7}事業所が新規に開設されるなど、就労施設の充実が図られていますが、一般就労に結びついた件数は少ない状況です。障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、企業へ障がい者雇用に関する働きかけを行い、障がいの種別や程度によって様々な就労の場の確保を図っていく必要があります。
- 家族をはじめとする介助者が、高齢化でいなくなるなど、今後、成年後見制度を必要とする人が増加することが予想されるため、権利擁護事業等の普及・啓発に努めていく必要があります。
- 本市の障がい者医療助成については、県制度の対象範囲を拡大し、身体障害者手帳4級または、療育手帳中度の交付を受けている人の医療費及び市民税非課税世帯の入院時の食事療養費に対して助成を行い、経済的負担を緩和することにより、対象者の福祉の増進を図っています。受給資格者数は横ばいであるものの、助成金額は年々増加しており、制度を持続的に運営するためには、現行制度での運用について見直しを行う必要があります。

■障がい者数の推移(各年度4月1日現在)



(資料:地域福祉室)

*1 障がい者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律。

*2 これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づき提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。

*3 国や地方自治体が、障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることを定めた法律。

*4 すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。

目指す姿

障がいのある人が、自立に向けた支援やサービスを受けながら、住み慣れた地域で自立して暮らしています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
就労移行支援の利用者数	18人 (平成27年度)	25人 (平成33年度)
グループホームの利用者数	29人 (平成27年度)	45人 (平成33年度)

施策の方向

①障がい者の自立支援

- ◆障がいのある人が自立して生活できるよう、サービスの向上を図るとともに、障害者総合相談支援センター「あい」や計画相談支援事業所と連携しながら相談支援体制の充実を図ります。
- ◆障がいのある人が経済的に自立して生活できるよう、職場実習や就労移行支援等を通して、就労の支援を行うとともに、特例子会社や社会的事業所^{*8}等の就労の場の確保を進めます。
- ◆障がいのある人が自立した生活を送り、社会参加するため、医療・保健・福祉・教育及び就労等の関係機関と広域支援のネットワークを構築します。

②障がい者の福祉サービスの充実

- ◆障がいのある人が障がいや生活の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、福祉用具等の給付や訪問入浴サービスなど福祉サービスの充実を図ります。
- ◆障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、居住の場としてのグループホームや緊急時に受け入れ可能な短期入所施設などの基盤整備を促進します。
- ◆障がいのある人が経済的に安心して医療を受けることができるよう、県制度を踏まえつつ医療費の自己負担額の軽減を図ります。

③だれもが暮らしやすい社会に向けた取り組み

- ◆障害者差別解消法の啓発などを通して、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく人格と個性を尊重し合えるよう、市民意識の高揚を図ります。
- ◆障がいのある人が、コミュニケーションを円滑にできるよう、関係機関と連携し、相談体制を整備するなど、合理的配慮の拡充を行います。
- ◆だれもが暮らしやすい環境づくりを促進するため、ユニバーサルデザインの考え方の普及や様々な施設におけるバリアフリー化の啓発に努めます。
- ◆障がいのある人が権利を擁護され安心して生活できるよう、成年後見制度の利用など、権利擁護事業の活用を推進します。

※5 障害福祉サービス等の利用にあたり、障がい者のニーズや状態に合わせて「サービス利用計画」を作成すること。 ※6 障がい者や認知症の高齢者が、スタッフの支援を受けながら少人数で共同生活をする施設のこと。
 ※7 一般就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。A型(雇用型)とB型(非雇用型)がある。
 ※8 作業能力はあるものの、対人関係や健康管理等の理由により、一般企業に就労できない人を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境のもとで、障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働ける」新しい職場形態の事業所。



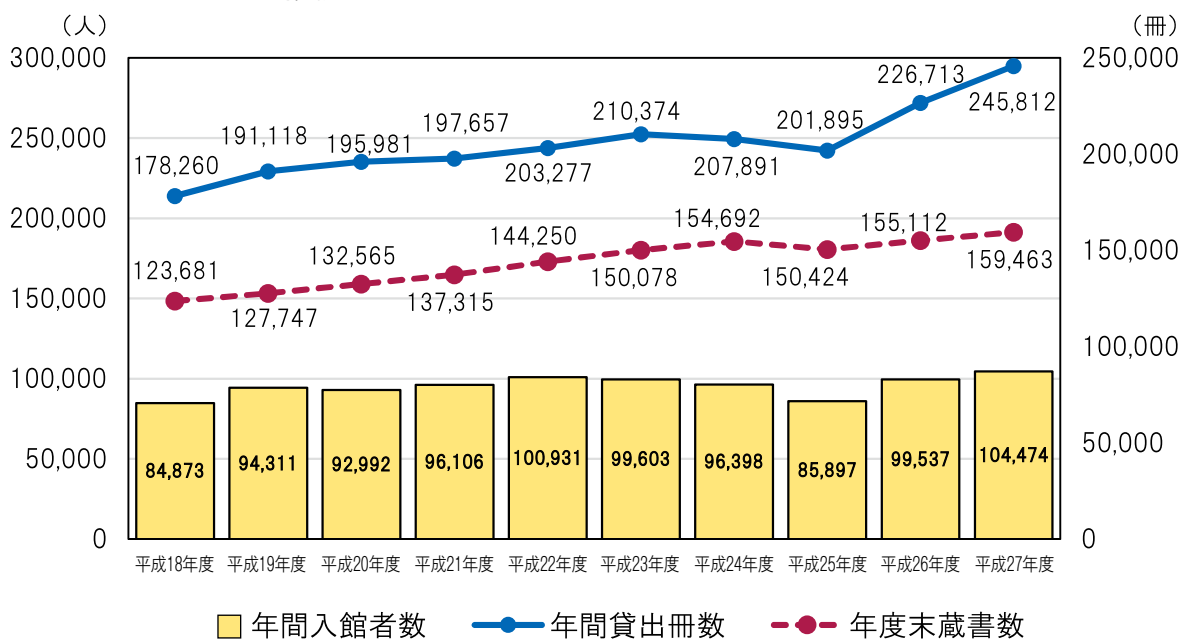
2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(5) 学びによる生きがいの創出

現状と課題

- 本市においては、中央公民館による公民館講座や、行政出前講座など、様々なテーマによる学びの機会を積極的に展開するとともに、産学民官の連携による「亀山市民大学キラリ^{※1}」を開講し、環境・文化・健康福祉など、幅広い分野での学習講座を行っています。こうした生涯を通じた学びの機会は、市民の生きがいづくりや地域課題の解決に向けた人材育成につながっています。こうした学習機会をさらに効果的に進めるためには、個々で完結してしまっているそれぞれの学習機会の体系的な再構築や、トータルコーディネート機能を確立していくことが求められています。
- 超高齢社会の進展や、情報化技術の著しい発達などから、人々の「学び」に関する環境も大きく変化する中、国の教育振興基本計画においても、「学び」を通じて個人や社会が直面する課題に対応する質の高い学習機会を充実させるとともに、学習成果が広く社会で活用されることを目指しています。本市においても、「学びによる生きがいづくり」をより広くとらえ、持続可能な社会づくりの担い手として地域創生に向けた人材育成を行い、地域についての学びを通じ、その成果を地域の課題解決などに生かすことを軸とした新しい生涯学習の展開が求められています。
- 人々が、人生をより深く、豊かに過ごすためには、読書活動は非常に重要なものです。本市では、市民の読書活動の定着のために、幼少期からの読書習慣を身に付けられるよう、ブックスタート事業、ファミリー読書リレーや、図書館ボランティアによるおはなし会の開催などにも取り組んでおり、幼少期のみならず、生涯を通じた読書活動の充実を図っています。こうした読書環境は、図書館が拠点としての機能を果たす必要がありますが、現在の市立図書館については、平成25年度に一部改修を行い、利便性の向上を図ったものの、蔵書や開架等のスペースの不足が課題となっています。こうした中、近年、経営手法を含めた図書館の提供するサービスは多様化が進んでいることから、本市においても、市民の読書や生涯学習の拠点性を高め、新しい時代に必要な機能を備えた図書館のあり方を見定めていくことが求められています。

■ 図書館の利用状況の推移



(資料:図書館)

※1 環境・文化・健康を柱として、様々な地域課題に取り組む地域で活躍する人材育成を図る講座のこと。

目指す姿

市民が、それぞれの学びの成果によって、地域社会で活躍しています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
市立図書館の入館者数	104,474人 (平成27年度)	120,000人 (平成33年度)
生涯学習講座の受講者数	25,320人 (平成27年度)	27,850人 (平成33年度)
生涯学習人材バンクを活用した講座開催数	14回 (平成27年度)	17回 (平成33年度)

施策の方向

① 地域へ生かせる学びの展開

- ◆ 学びの成果を地域課題の解決に生かすことができるよう、市民大学を核とした生涯を通じた学習体系の再構築を進めることで、学びのトータルコーディネート機能の充実を図ります。
- ◆ 地域の学びが地域課題の解決につながられるよう、モデル地区での取り組みや成果を踏まえながら、地域課題解決のための学習機会を展開するとともに、市民や地域が主体となった学びの機会の充実を図ります。
- ◆ 市民一人ひとりの郷土愛が深まるよう、自然環境や歴史文化などの地域資源を生かした学習機会の充実を図ります。

② 読書活動の推進

- ◆ 市立図書館を核とした地域や学校などを含めた読書活動ネットワークを構築することで、身近な読書環境づくりを推進します。
- ◆ あらゆる世代が読書に親しむ環境を創出し、交流が生まれる新しい学びを展開するため、計画的な市立図書館の図書の実績を充実を図ります。
- ◆ 幼少期からの読書習慣づくりのため、家庭における読書のきっかけづくりや習慣づけに取り組みます。
- ◆ 市民の読書活動や生涯学習の拠点としての機能の向上を図るため、新しい時代に必要な機能を備えた図書館整備に関する検討を行います。

③ だれもが学べる環境づくり

- ◆ 身近な地域での学習環境の充実を図るため、地区コミュニティセンターなどの学びの活動拠点としての充実を図ります。
- ◆ 市民が必要な学びの機会を得られるよう、市内で開催される多様な主体による学びの情報を、一元化して発信します。
- ◆ 人材バンクを活用することで、市民の幅広い学びの人材を活用した学習機会の充実を図ります。



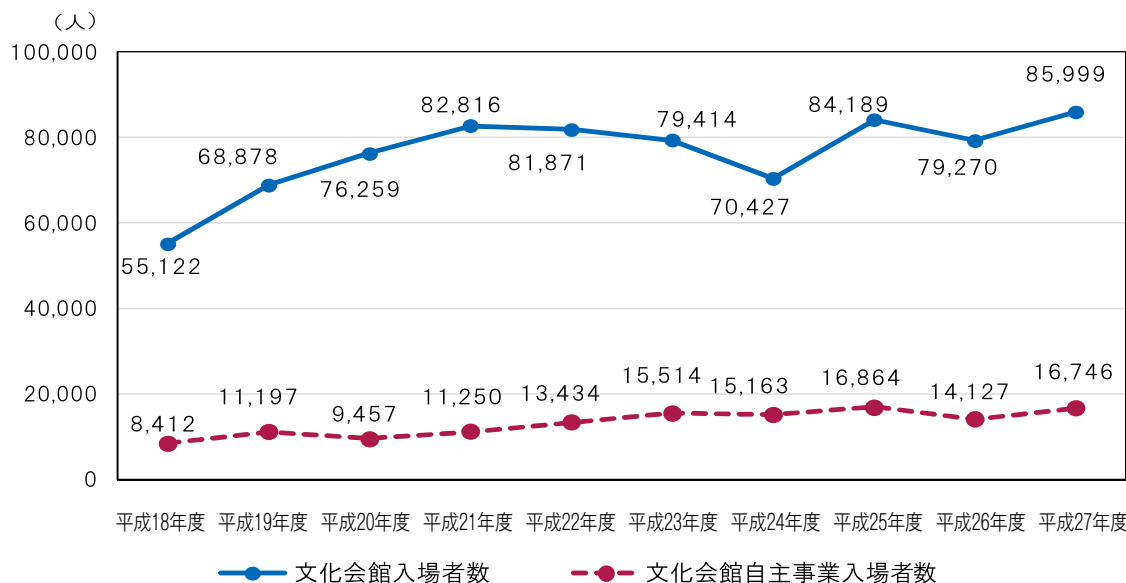
2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(6) 文化芸術の振興と文化交流の促進

現状と課題

- 平成26年度には、亀山市文化振興ビジョンに基づき、3年に一度を目途に全市的に文化に関する取り組みを行う文化年プロジェクトをスタートさせ、1年を通じた様々な文化事業の展開や亀山市文化大使による市内外での活動や情報発信により、多くの人々が亀山の文化を再認識する契機となりました。また、文化芸術活動の拠点である文化会館では市民参加型事業が多く開催されており、市内でも様々な分野の自主的な文化活動が活発に行われています。さらに、毎年、本市の名誉市民である中村晋也氏の作品展示や番組放映を行っており、今後も、子どもから高齢者に至るすべての人が文化によって心豊かな生活を営むことができ、幸福を実感できるような、文化振興に関する取り組みが求められています。
- かめやま文化年2014では、「みつめる」をテーマに年間を通じて全市的に文化に関する事業展開を行い、新たな文化の創造や文化を担う人づくりの契機となりました。今後、かめやま文化年プロジェクトを進める中で、人の心に潤いをもたらす、豊かな人間性を育む源となる文化の力について、市民へさらなる浸透を図るとともに、団体間や地域間、世代間の交流強化を図り、本市の文化を内外に広げる発信力の高い事業展開を行うことが必要です。
- 文化芸術の振興を図るうえで、地域文化の継承や新たな文化の創造を行うためには、文化の担い手となる人づくりが求められます。多様で魅力的な文化活動を実践する人材や団体などの育成や支援を行うとともに、優れた人材が各方面に育つような環境づくりを進める必要があります。
- 文化芸術活動の拠点施設として、文化会館等の計画的な改修整備や点検を進め、機能充実に努めています。今後は、文化会館を中心に、市内外の文化関連施設の相互連携を図り、市民が活動しやすいような環境を整えるとともに、既存施設の有効活用等により、市民が身近なところで文化芸術に親しめるような場づくりを進める必要があります。
- 本市では、市美術展や市民文化祭などの文化事業が定着し、市民の文化芸術に対する意識の高まりにつながっています。亀山市芸術文化協会を中心に様々な団体が活動を行うほか、現代アートやミュージカルといった新たな創造的活動も生まれるなど、市民レベルでの文化芸術活動の活性化が図られています。こうした活動の成果を発表できる機会や場の提供を行い、市民の活動意欲をより一層高めるとともに、活動情報を広く発信することにより、活動の輪を広げる取り組みを進める必要があります。

■文化会館入場者数の推移



(資料:文化スポーツ室)

目指す姿

市民が、文化的な個性や魅力にあふれたまちの中で心豊かに生活しています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
亀山市芸術文化協会の団体数・会員数	47団体 728人 (平成27年度末現在)	50団体 750人 (平成33年度末現在)
文化会館自主文化事業にかかる入場者数	16,746人 (平成27年度)	17,600人 (平成33年度)
市主催等の公募展への出演・出展者数	2,341人 (平成27年度)	2,500人 (平成33年度)

施策の方向

①文化政策の推進

- ◆文化資源を様々な分野に生かした文化の魅力あふれるまちづくりを推進します。
- ◆産業や観光振興など、異分野にも影響を与えることのできる、魅力ある新たな文化資源を創造します。
- ◆デザインマネジメント^{※1}を取り入れるなど、文化に関する情報発信力の強化を図ります。
- ◆文化政策の基本的な考え方などを示す条例整備に向けた検討を行います。
- ◆文化会館を基点とした地域に根ざした文化政策を推進します。

②文化交流の促進

- ◆新たな文化創造につなげられるように、個人や団体などが相互に交流・連携できる機会を充実するとともに、市内外の地域間の文化交流を積極的に推進します。
- ◆多種多様な文化の振興を図るため、各世代別活動の相互理解を深め、世代間の文化交流を促進します。

③文化の拠点づくり

- ◆文化の拠点の核となる文化会館の計画的な機能整備を図り、市民の施設利用を促進します。
- ◆文化会館を核として市内外の文化施設との相互連携によるネットワークづくりに努めます。
- ◆身近な文化活動の拠点化を図るため、アトリース^{※2}や創作活動の場として、公共施設の有効活用を図ります。
- ◆文化の力を生かした交流人口の拡大やまちのにぎわいの創出を図るため、市民が気軽に集い、活発な交流が促進できる多機能なギャラリー空間を備えた文化の拠点づくりを進めます。

④文化芸術活動の活性化

- ◆市民の文化芸術に対する意識を高めるため、文化芸術に関する情報を積極的に提供するとともに、優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を充実します。
- ◆市民の活動意欲をより一層高めるため、文化芸術活動の成果を発表する機会を充実します。
- ◆亀山市芸術文化協会等、芸術文化活動を行う団体との連携を強化し、文化芸術に優れた人材の育成と市民の自主的な活動を支援します。
- ◆文化会館と連携したアウトリーチ活動^{※3}の充実など、子どもたちの文化・芸術体験機会の確保と豊かな情操を育む機会の提供に努めます。

※1 デザインの視点を経営戦略に活用すること。デザインは、造形のみならず、ブランドや企業アイデンティティの確立に重要な役割を担っているという考え方。

※2 より多くの市民が身近に美術に親しむ機会を提供するため、美術館等が所蔵する美術作品を一定期間貸し出すこと。

※3 芸術家や文化施設などが、芸術文化に触れる機会の少ない人に対し、その生活の場などへ出向き、文化芸術に触れる機会を提供する活動のこと。



2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(7) スポーツの推進

現状と課題

- 2020(平成32)年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、スポーツ庁の新設など、近年、スポーツが大きく注目されています。三重県でも、平成30(2018)年に高校総体、平成33(2021)年に三重とこわか国体の開催が予定されており、本市はそれぞれの大会においてウエイトリフティング等の競技会場の一つとなっていることから、このような大きな大会が身近に感じられる絶好の機会を迎えます。また、かめやま文化年2014では、スポーツ・健康文化をテーマに、多数の市民の皆さんと一緒にラジオ体操に取り組みました。人格の形成や体力の維持向上、健康長寿の礎であり、明るく豊かな社会を形成するうえで欠かすことのできないスポーツを地域文化ととらえ、「する」、「観る」、「支える」といった側面から継続して発展させていくことが必要です。
- 本市では、市が開催するソフトボール大会やバレーボール大会、ニュースポーツ体験教室、総合型地域スポーツクラブ^{*1}や亀山市レクリエーション協会等が開催するスポーツ教室・大会などを通して、日常的にスポーツを楽しむ市民が増えています。今後も、生涯を通じてだれでも気軽にスポーツに取り組めるよう機会の提供に努め、スポーツ人口のより一層の拡大を図る必要があります。
- 生涯にわたり健康で充実した生活を送るためには、子どものころからの運動や健康に関する生活習慣づくりが大切です。運動や健康に関する正しい生活習慣が身につくよう、関係団体等と連携を図り、子どもたちが運動に親しむきっかけづくりを行うとともに、スポーツの専門的な指導者の確保に努める必要があります。
- 本市では、体育館や野球場、プールなどの運動施設について、必要に応じて改修を行うとともに、インターネットを活用した予約システムを導入するなど、市民が利用しやすい環境づくりを進めています。今後も施設の適切な維持管理に努めるとともに、市民ニーズに応じた競技施設の充実を図る必要があります。さらに、本市が高校総体や国体の競技会場となることから、施設整備を含めた計画的な準備を進め、地域からスポーツを盛り上げていくことが必要です。
- 本市では、亀山市体育協会、亀山市スポーツ少年団体連絡協議会、亀山市レクリエーション協会を中心に、多種多様な団体がそれぞれ活発な活動を展開しています。しかし、中には、役員の高齢化や指導者の不足、大幅な会員数の減少が見られる団体もあり、若い担い手の確保や指導者の育成を図るとともに、団体間の連携による組織の強化が必要となっています。一方で、総合型地域スポーツクラブについても、今後も安定した自主運営を継続するため、引き続き情報提供や助言などの支援を行っていく必要があります。

■市内の主な運動施設の利用状況の推移

単位: 人

施設名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
西野公園	52,595	67,620	81,048	73,561	74,466
東野公園	29,489	29,062	32,445	36,889	37,360
B&G海洋センター	32,973	33,114	34,604	34,678	35,445
関総合公園多目的グラウンド	10,385	12,732	11,918	10,976	10,065
その他	11,805	15,993	11,162	12,093	12,561
合計	137,247	158,521	171,177	168,197	169,897

(資料:文化スポーツ室)

^{*1} だれもが身近な地域で、それぞれの志向・レベルに応じて参加できる、地域住民が自主的・主体的に運営するスポーツクラブのこと。

目指す姿

市民が、スポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいます。

成果指標

指 標	現状値	目標値
市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	19,900人 (平成27年度)	21,000人 (平成33年度)
市内の主な運動施設の利用率	72.0% (平成27年度)	78.0% (平成33年度)
スポーツ関連団体の構成者数	4,754人 (平成27年度末現在)	5,000人 (平成33年度末現在)

施策の方向

① スポーツ活動の推進

- ◆総合型スポーツクラブなどスポーツ団体や関係機関が実施する各種教室や大会などを支援することで、市民がだれでも気軽にスポーツや運動に取り組めるよう、幅広い参加機会を提供します。
- ◆子どもが身近で気軽にスポーツや運動に取り組むことができるよう、家庭、学校、地域、スポーツ団体が連携してスポーツや運動に親しむ環境づくりに努めます。
- ◆生涯スポーツの推進のため、スポーツ推進委員の取り組みによる地域に根ざしたスポーツ活動の充実を図ります。

② スポーツの拠点づくり

- ◆市民が快適にスポーツに取り組めるよう、市民ニーズに応じた運動施設の利便性の向上を図り、市民の施設利用を促進します。
- ◆地域におけるスポーツ活動の拠点施設となる学校運動施設の有効活用を図ります。
- ◆大規模な大会等の開催に適した拠点づくりのため、施設環境の整備を進めます。

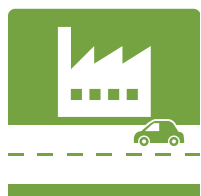
③ スポーツ団体の育成と競技力の向上

- ◆スポーツ活動の活性化を図るため、自主的にスポーツ活動を行う団体の組織強化や活動支援に取り組めます。
- ◆スポーツ競技力の向上を目指し、有能な競技者の全国大会等への出場を支援するとともに、スポーツ団体と連携し地域の専門的な指導者やリーダーの育成・活用を図り、地元アスリートの発掘、育成、支援につなげます。

④ スポーツ文化の浸透

- ◆市民がスポーツを観戦する楽しみ、応援する喜びを感じられるよう、スポーツに関する情報を積極的に提供するとともに、トップレベルの競技スポーツを身近に感じられる機会を創出します。
- ◆体力づくりや健康づくりのきっかけとして、ウォーキングやラジオ体操など、日常生活の中で、子どもから大人まで気軽に取り組める運動に関する情報を積極的に発信します。

まちづくり編



3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上

基本施策の大綱が目指すまちのイメージ

活力のあるまち

東西交通の要衝としての充実した交通基盤を生かし、広域的な連携・交流と、活発な産業が展開される『活力のあるまち』を目指します。

施策の大綱

交通拠点性を生かした都市活力の向上

基本施策

- 企業活動の促進・働く場の充実
- 地域に根ざした商工業の活性化
- 農林業の振興
- まちづくり観光の推進
- 広域的な交通拠点性の強化



3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上

(1) 企業活動の促進・働く場の充実

現状と課題

- 本市はこれまで、高速道路が結節する交通アクセスの利便性や中部・近畿両圏の中間に位置する地理的優位性を生かし、名阪亀山・関工業団地や亀山・関テクノヒルズ等を中心に内陸型工業都市として発展してきました。その一方で、国内の景気は、平成20年の世界同時不況以後、一定の回復傾向は見られるものの、企業の設備投資については、依然として海外投資が優先される傾向にある中で、国内産業の空洞化が懸念されています。本市においても、企業立地や産業活動が停滞した時期がありましたが、最近では民間産業団地における未造成区域の造成再開や、平成30年度に新名神高速道路の県内区間の全通が予定されるなど、産業基盤の整備が進められています。今後は、これらの基盤を生かしながら、安定した雇用や地域経済を活性化するため、企業立地や市内企業の活発な事業活動をより一層促進していく必要があります。
- 本市はこれまで、独自の産業奨励制度により、市内民間産業団地などへの企業の新規立地や既存企業の事業拡張を促進するとともに、企業ニーズや現行制度の検証を踏まえた新たな制度を確立しました。今後は、この制度を効果的に活用し、より積極的に企業誘致や市内企業の活性化を進めていく必要があります。
- 世界同時不況以降、県内でも有効求人倍率が1を下回る状況が続いていましたが、平成26年以降は1を上回り、緩やかに上昇傾向が続いています。本市における雇用対策は、亀山市雇用対策協議会が開催する求人懇談会などの取り組みに対する支援を通じて、市内企業の雇用確保や雇用の安定を図ってきました。こうした取り組みを継続するとともに、地方創生を推進する観点から、若者をはじめとして、女性、高齢者、障がい者など、多様な雇用を創出していくことが求められます。
- 経済、社会環境が変化する中、企業が持続的に発展していくためには、多様な働き方へのニーズに対応し、だれもが活躍できる労働環境を整えることが重要な課題です。こうした労働者の働きやすい環境を目指すためには、大企業はもとより、市内企業の大半を占める中小企業、特に小規模企業における「働き方改革」を推進する必要があります。
- 本市においては、地域の清掃活動や森林整備に関する活動など、企業によるCSRの取り組みが広がりをみせています。CSR活動^{※1}は企業価値を高め、地域経済の持続的発展にもつながることから、さらにその取り組みを応援していく必要があります。

■製造業の推移(従業員4人以上の事業所)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
事業所数(箇所)	135	133	124	119	121
従業員数(人)	10,523	10,523	9,630	9,498	9,701
1事業所当たり従業員数(人)	78	79	78	80	80
製造品出荷額等(億円)	10,860	6,247	7,637	7,717	10,495
1事業所当たり出荷額(億円)	80	47	62	65	87

(資料:工業統計調査)

※1 Corporate Social Responsibilityの略。企業が事業活動において利益を優先するだけでなく、顧客、株主、地域社会などの様々な利害関係者との関係を重視しながら、社会的責任を果たす活動のこと。

目指す姿

多様な企業が、市内に立地し、事業活動を活発に行うことで、雇用が創出されています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
企業立地・事業拡張件数	—	10件 (平成33年度末現在)
製造品出荷額等の額	10,495億円 (平成26年)	11,200億円 (平成33年)
製造業の従業者数	9,701人 (平成26年)	10,200人 (平成33年)

施策の方向

① 持続可能な産業構造の構築

◆経済情勢の変化にも対応できる持続可能な産業構造を構築していくため、本市が有する立地特性やポテンシャルを生かし、トップセールスや新たな産業振興奨励制度の活用による企業立地や既存企業の事業拡張による多様な産業集積を促進します。

② 既存企業の活性化

◆企業の経営基盤強化を促進するため、企業の商品開発や販路開拓を支援します。
◆既存企業が活発に事業活動を展開できるよう、企業ニーズを把握し、企業間交流や産学民官連携を促進するなど、企業支援体制を充実します。

③ 雇用の創出と働きやすい環境づくり

◆亀山市雇用対策協議会、ハローワークや商工会議所などの関係機関等と連携し、雇用を促進するとともに、経済・雇用の一体的な対策に取り組みます。
◆就労者の働きやすい環境を目指し、ハローワークや労働局等の関係機関と連携し、雇用や労働に関する相談に応じるとともに、企業や労働団体など関係機関と協議を行い、地域に根ざした「働き方改革」を進めます。

④ 企業との連携によるまちづくり

◆企業による様々な分野でのCSR活動を推奨するとともに、優れた事例の情報発信を図るなど、市内企業によるCSR活動の活発化を促すことで、企業との協働によるまちづくりを進めます。



3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上

(2) 地域に根ざした商工業の活性化

現状と課題

- 本市には、JR亀山駅周辺の中心的市街地や市北東部の国道306号線沿道等を中心に、一定の商業機能が集積し、市民の日常生活を支えています。また、総合計画策定のためのアンケート調査では、85%の方が「日常の買い物のしやすさ」に対して、重要と回答しており、市民の日々の暮らしを支える商業機能の充実が求められています。しかし、市内外における大規模店舗の立地や計画、及び後継者不足により、市内商業を取り巻く環境は変化しており、今後も一層、地域に根ざした商業の展開に取り組んでいく必要があります。
- 本市では、商店街を含む市街地のにぎわい形成を目指し、商業団体の主催による100円商店街^{※1}、亀山大市、まちゼミ^{※2}等の商業活性化の取り組みを支援しており、こうした取り組みは、多くの来訪者を呼び込み、商店街が持つ潜在的な魅力を発信しています。今後もこうした取り組みの実施により構築された関係者間のつながりを生かしながら、課題を共有し、その解決のための自主的な取り組みや資源活用の工夫が求められます。さらに、市街地における商店数の確保や空き店舗対策等については、現状を把握するとともに、支援策を検討していく必要があります。
- 本市では、亀山商工会議所などの関係機関と連携しながら、経営革新セミナー、販路開拓支援や各種の助成制度などにより、市内事業者の経営力強化に向けた取り組みを支援しています。地域に根ざした事業活動を行う市内事業者は、地域の経済や地域社会の担い手として重要な役割を果たしていることから、持続的な経営を促進するため、今後も支援していくことが求められます。
- 本市では、創業支援ネットワーク「カメヤマ創業アシスト」を形成し、創業セミナーの開催など、亀山商工会議所や金融機関等と連携し、創業者支援に取り組んでいます。こうした取り組みを継続するとともに、若者や女性などによる起業を地域の活性化につなげていく必要があります。

■卸・小売業の推移

区 分		平成14年	平成16年	平成19年	平成23年	平成26年
商店数	卸売業(店)	47	61	59	50	54
	小売業(店)	480	447	401	265	288
	計(店)	527	508	460	315	342
従業者数	卸売業(人)	297	351	331	258	355
	小売業(人)	2,540	2,442	2,624	1,797	1,886
	計(人)	2,837	2,793	2,955	2,055	2,241
販売面積	小売業(m ²)	43,070	45,541	47,982	36,102	41,180
販売額	卸売業(百万円)	71,789	85,677	13,782	15,117	22,278
	小売業(百万円)	34,426	33,880	40,971	29,306	32,095
	計(百万円)	106,215	119,557	54,753	44,423	54,372

(資料: 商業統計調査)

※1 商店街全体を100円ショップに見立て、すべての店の店頭に100円コーナーを設置する取り組みのこと。
 ※2 お店の店主(スタッフ)が講師となり、プロならではの専門的な知識と情報、コツを受講者(客)に伝える少人数制のゼミのこと。

目指す姿

市内事業者が、地域に根ざし活発な経営を行っています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
都市拠点における空き店舗活用件数	—	5件 (平成33年度末現在)
カメヤマ創業アシストのサポートを受けた創業件数	—	30件 (平成33年度末現在)

施策の方向

①にぎわいのある商業地域の形成

◆JR亀山駅周辺をはじめとする既存商業施設が集積する都市拠点において、空き店舗の活用等を促進するなど、都市形成と地域のまちづくりとの整合を図りながら、まちの魅力を向上させるにぎわいのある商業地域の形成を進めます。

②多様な主体による一体的な取り組みの促進

- ◆商業活性化に向けた取り組みを実行できる組織・人材の育成・確保を図るため、商業団体の組織力や団体間の連携強化を支援します。
- ◆事業者、商業団体、行政が一体となって、「亀山まちゼミ」、「亀山大市」、「亀山100円商店街」等の市内商業を活性化する取り組みを推進します。

③市内事業者の経営力の向上

◆市内商工業全体のレベルアップを促すため、県や商工会議所等の関係機関と連携し、市内事業者の新たな事業展開や魅力づくり、経営安定化に向けた支援を実施します。

④新たなビジネスの創出

- ◆商工会議所や金融機関など、地域の創業支援機関と連携し、市内での創業を支援します。特に若者や女性などを中心とした創業について、制度の充実を図ります。
- ◆農商工連携^{※3}、コミュニティビジネス^{※4}など、地域資源を活用した地域に根ざす産業の創出を促進します。



※3 農林業者と商工業者が互いの「技術」「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品の開発やサービスの提供、販路の拡大に取り組むこと。
 ※4 地域住民等が、地域資源を活用して、地域課題をビジネス手法により解決する事業のこと。



3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上

(3) 農林業の振興

現状と課題

- 本市では、鈴鹿川や安楽川、中の川などの河川流域を中心に水稻・麦、丘陵部で茶・野菜・花木・畜産等、多様な農業が展開されています。特に茶については、中の山パイロットを中心に生産されており、亀山茶としてのブランド化への取り組みが進められています。また、林業は、北勢地方随一の林業地帯として古くからスギ・ヒノキを主とした人工造林が進められ、良質な木材の生産・供給を行っています。
- 農業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況である中、国においては、「守る農業」から「攻めの農業」への転換や、生産者が安心して生産に取り組める支援など、農業の競争力の強化策に取り組むこととしており、今後の環境の変化を引き続き注視しながら、適切に対応していくことが求められます。
- 本市では、農地の利用集積の伸び悩みや獣害被害等により、農業経営力・農業生産力が低下し、耕作放棄地の増加が見られます。また、農業従事者の高齢化、後継者不足は、担い手となる認定農業者^{*1}や集落営農組織においても課題となってきました。こうした中、中山間地域において、地域農業の活性化のため、耕作放棄地解消や農地保全に取り組む営農組織も設立されています。今後は、担い手農家や集落営農組織の農業生産性向上や生産規模拡大のため、農地の利用集積を進めるとともに、意欲ある若者などの新規就農や営農組織への参画を促進することが必要です。
- 本市では、農業者や農業者団体が、地域の資源を生かした6次産業化^{*2}や農商工連携、ブランド化など農作物の付加価値向上への取り組みを行っています。農業が職業として自立し、選択しうる魅力とやりがいのある産業となるよう、農業の組織化や付加価値の向上など「儲かる農業」や「攻めの農業」への取り組みなどを支援することが必要です。また、「かめやまっ子給食^{*3}」を中心に、「顔の見える関係」のもとでの地産地消の取り組みを生かした食育の推進に努めています。次代の農業者の育成や農業への理解を深めるためにも、こうした取り組みを継続していく必要があります。
- 本市では、野生鳥獣による農作物や森林被害削減のため、県や獣害専門家と連携し、地域での獣害対策に取り組んでいます。今後も、生産意欲の減退や耕作放棄地の増加を防ぐため、行政と地域が一体となって獣害対策に取り組むことが必要です。
- 本市では、木材価格の低迷や経費の上昇等により、林業経営は依然として厳しい状況にある中、林業事業者による施業の集約化や路網整備等により生産性向上に取り組んでいます。また、公共建築物の木造化・木質化を進め、木材の利用拡大に取り組んでいる中、県内には木質バイオマス^{*4}発電所が3箇所稼働し、ますます木材(チップ材)の需要が高まっています。今後の持続可能な安定した林業経営に向け、さらに施業を集約化し、効率的な森林施業を進めるとともに、地域材のブランド化など付加価値向上や、公共建築物や一般建築物、木質バイオマス燃料等への利用を促進することが必要です。

■農家数及び経営耕地面積(地目別)の推移

区分		平成22年	平成27年	増減
総農家数(戸)		1,878	1,447	▲ 431
自給的農家数(戸)		831	722	▲ 109
販売農家(戸)	専業	213	170	▲ 43
	第1種兼業	63	18	▲ 45
	第2種兼業	771	537	▲ 234
経営耕地地目別面積(ha)	総面積	1,115	916	▲ 199
	田	832	675	▲ 157
	畑	127	127	0
	樹園地	156	114	▲ 42

(資料:農林業センサス)

*1 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業者のこと。
 *2 1次産業(農林水産業)が2次産業、3次産業と連携し、生産だけでなく、加工、流通、販売等を総合的に行うことで、事業の付加価値を高めること。
 *3 亀山産や県内産の食材を多く使用した亀山市独自の学校給食のこと。
 *4 再生可能な生物由来の有機性資源(化石資源を除く)で、木材からなるもの。

目指す姿

農林業の担い手が、効率的かつ安定した経営を営んでいます。

成果指標

指 標	現状値	目標値
新規認定農業者及び認定新規就農者の数	—	10人 (平成33年度末現在)
6次産業化や農商連携に取り組む認定農業者数	10人 (平成27年度末現在)	15人 (平成33年度末現在)
利用間伐施業面積	—	300ha (平成33年度末現在)

施策の方向

① 農業経営体の育成・確保

- ◆ 地域農業の維持・発展を図るため、農業の担い手として中心的な役割を果たす認定農業者や集落営農組織の育成・確保を図ります。
- ◆ 農業従事者の高齢化、後継者不足に対応するため、今後の担い手となる意欲ある若者などの新規就農や親元就農、集落営農組織への参画を支援します。

② 農業経営の安定化

- ◆ 農業が職業として自立し、選択しうる魅力とやりがいのある産業となるよう、県や農業協同組合など関係機関と連携しながら、「儲かる農業」や「攻めの農業」への取り組みを支援します。
- ◆ 農作業の効率化、維持管理費の軽減のための地域の実情に合った農業基盤の整備を進めます。
- ◆ 有害鳥獣による農作物への被害防止を図るため、行政と地域関係者が一体となった獣害対策に取り組めます。

③ 高付加価値農業の展開

- ◆ 地域の資源を生かした6次産業化、農商連携、ブランド化などの農畜産物の付加価値向上に取り組む農業者等を支援するとともに、都市住民や地域住民との交流を通じた農業の展開を支援します。
- ◆ 食に対する多様なニーズを見据えた、地域で生産された安心安全な農畜産物を地域で消費する地産地消への取り組みや、特産品の消費拡大への取り組みを支援します。
- ◆ 農業生産条件が不利な中山間地域において、地域の特性を生かした農業生産を支援し、地域の活性化を図ります。

④ 林業経営の安定化

- ◆ 林業事業者の持続可能な安定した林業経営のため、林業事業者が施業の集約化に必要な森林所有者の情報を得やすくするとともに、施業集約化や路網整備など林業生産活動を支援します。
- ◆ 木材関係団体等と連携し、地域材のブランド化など付加価値向上に取り組めます。
- ◆ 地域材の循環利用を図るため、地域材を利用した公共建築物の木造化・木質化を推進するとともに、一般建築物への地域材の普及や木質バイオマス燃料等への利用を促進します。

3. 交通拠点を生かした都市活力の向上

(3) 農林業の振興



3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上

(4) まちづくり観光の推進

現状と課題

- 本市は、地域文化と定住環境が調和する持続的な観光を実現していくため、地域が主体となってあらゆる資源を生かし、交流と活力を生み出す「まちづくり観光」の考え方を基本として様々な取り組みを進めてきました。特に、東海道関宿は、地域住民がそこで生活しながらも、歴史的な佇まいをまちの魅力として地域主体で磨き上げています。今後は、本市を目的地として来訪されるよう、交通利便性というポテンシャルを生かして、着地型観光^{※1}の推進と地域経済の活性化を見据えた取り組みが必要です。
- 本市では、まちづくり観光に携わる団体が増え、多様な主体により、様々な取り組みが進められています。しかし、これらをつなぎ合わせ、交流・集客を促進し、経済効果、資源保全など、地域のまちづくりにつなげる「まちづくり観光の好循環」の十分な形成にまでは至っていません。まちづくり観光を進めるコーディネート力、推進力が必要であり、関係者が一体となって観光振興に取り組み、地域経済につなげるしくみづくりを進める必要があります。
- 道の駅関宿やサンシャインパーク等の立ち寄り型観光施設への来訪者は増加しているものの、観光客の滞在時間が短くなっていることが、本市の課題です。今後は、商業機能の充実に努め、観光客が訪れた際に観光資源とともに名物や特産などでもてなすなど、観光客に長く滞在してもらえる環境づくりが必要です。
- 本市は、亀山みそ焼きうどんや亀山ラーメンなど、民間主体の食による観光振興が進められ、最近では、亀山商工会議所により「伊勢ノ国 まほろば街道」による街道観光が進められています。その一方で、首都圏などでのプロモーション活動を展開しているものの、まだまだ全国的な知名度は低い現状にあります。より多くの方に知ってもらい訪れてもらうため、本市が有する観光資源の掘り起こしや魅力の向上を図るとともに、より効果的な情報発信を行っていく必要があります。
- 平成28年に開催された伊勢志摩サミットを受け、会場となった伊勢志摩地域はもとより、本市においても海外での知名度が向上していることが考えられます。訪日外国人の本市への来訪状況等を見極めながら、こうした好機が生かせるよう、インバウンド^{※2}に対応した取り組みを進めていく必要があります。

■主要観光施設利用者数の推移

単位：人

施設名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
亀山市歴史博物館	10,027	10,877	10,267	10,691	10,095
関宿旅籠玉屋歴史資料館	20,724	18,726	18,918	14,735	18,696
名阪森林パーク	12,572	15,328	13,495	13,801	14,485
亀山市石水溪キャンプ場施設	7,706	6,295	8,337	6,853	8,017
道の駅関宿	62,807	62,881	96,016	105,658	108,159
亀山サンシャインパーク	94,742	84,437	78,497	109,293	147,198
合計	208,578	198,544	225,530	261,031	306,650

(資料：観光振興室)

※1 旅行の発地(出発地)ではなく、着地(到着地)が有する観光資源の情報や受け入れ側の観点から企画・立案・実施される観光形態のこと。

※2 主に観光分野において、海外から日本に来る観光客を指す。

目指す姿

来訪者が、地域の魅力に共感し、活気にあふれた交流が行われています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
主要観光施設入込客数	306,650人 (平成27年度)	368,000人 (平成33年度)
関宿内の観光関連店舗数	22店舗 (平成28年9月末日現在)	26店舗 (平成33年度末現在)
まちづくり観光に関わる団体数	89団体 (平成28年9月末日現在)	94団体 (平成33年度末現在)

施策の方向

① 持続可能なまちづくり観光の推進

- ◆観光による地域経済の活性化に向け、多様な主体をつなぎ合わせ、地域全体の観光マネジメントを担う亀山版DMO^{※3}の形成を検討します。
- ◆来訪者の増加と認知度の向上のため、シティプロモーション^{※4}戦略を活用し、市の魅力が市内外で共有されるよう、様々な機会を通じた情報発信を図ります。
- ◆まちづくり観光のコーディネート機能を果たす亀山市観光協会へ支援を行い、円滑な運営と組織力の強化を促進します。

② 観光地の魅力づくり

- ◆関宿等における第3次産業を中心とした起業を支援し、観光需要の獲得や来訪者の消費拡大を図ります。
- ◆本市が有する豊かな自然資源や多様な産業を活用した体験型観光の充実を図るとともに、歴史文化資産等を活用した教育観光の拡充に取り組みます。
- ◆関係機関と連携しながら、東海道をはじめとする歴史文化遺産を活用した観光促進を図ります。

③ 快適に滞在できる受け入れ環境の向上

- ◆観光客の利便性向上を図るため、観光施設の充実を図ります。
- ◆パンフレットの多言語対応や観光地における通信環境の充実に努め、外国人向けの観光情報提供サービスの向上を図ります。
- ◆観光客をおもてなしの心で迎えられよう、まちづくり観光を担う市民や市民活動団体に対する活動支援を行うとともに、団体同士の交流や研修会等を通じた人材育成を行います。

※3 Destination Marketing/Management Organizationの略。地域における観光をマネジメントする組織、法人のことで、地域の観光資源を活かし、地域と協働しながら観光地づくりを行うもの。
 ※4 都市の活性化促進のために、宣伝材料となる資源や魅力を確立し、それらを効果的に宣伝・広報するとともに、都市をPRすること。

3. 交通拠点を生かした
都市活力の向上
 (4) まちづくり観光の推進



3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上

(5) 広域的な交通拠点性の強化

現状と課題

- 古くから交通の要衝であった本市は、現在も広域交通網の結節点として、中部と関西の両圏域をつなぐ重要な役割を担っています。新名神高速道路などの広域高速道路網をはじめ、新たな国土の大動脈としてわが国の経済社会を支え、東京・大阪間の二重系化^{*1}による災害に強い国土形成等に大きく貢献することが期待されるリニア中央新幹線の実現により、交通の要衝としての地域ポテンシャルをさらに高めていくことが求められています。
- リニア中央新幹線については、東京・名古屋区間の整備が着実に進められる中、東京・大阪間の全線開業に向け、国が財政投融資の手法を活用することを表明したことにより、2045年から最大で8年間前倒しされる可能性が生まれました。このような動向を受け、官民連携組織である「リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議」による誘致活動をさらに強め、関係機関に対し、ルートや停車駅の早期決定を促していく必要があります。
- リニア中央新幹線の市内停車駅誘致に伴う駅周辺整備に備えるため、平成8年度から「リニア中央新幹線亀山駅整備基金」を設置し、計画的に積み立てています。引き続き、目標額の達成に向け、継続した積み立てを行うとともに、リニア効果を最大限に生かすため、経済効果や都市機能など、リニア中央新幹線の市内停車駅を踏まえたまちづくりについて研究していく必要があります。
- 本市は、交通の結節点であるがゆえに、東名阪自動車道において慢性的な交通渋滞が発生しています。こうした中、新名神高速道路の県内区間については、平成28年8月に四日市JCTから新四日市JCT間が開通し、また、新四日市JCTから亀山西JCT（仮称）間についても、現在開通に向けた工事が進められています。新名神高速道路の県内区間の全線開通は、東名阪自動車道の渋滞を解消し、本市の交通拠点性をさらに高めることから、関係機関に対し、事業の着実な進捗と早期の整備を促していく必要があります。
- 都市計画決定に向け、現在、環境アセスメントが進められている「鈴鹿亀山道路」については、亀山JCTと鈴鹿市北勢バイパスを結ぶ地域高規格道路として、インターチェンジへのアクセス向上や地域の利便性向上のみならず、南海トラフ地震等の大規模災害発生時において、内陸部と沿岸部を東西に連結する「くしの歯^{*2}」としての役割が期待されています。今後も関係機関と連携しながら、その実現に向けた取り組みが求められます。

■リニア中央新幹線を巡る近年の動き

年	内 容
昭和48年	リニア中央新幹線を全国新幹線鉄道整備法に基づく基本経路路線として決定
平成9年	山梨リニア実験線先行区間での走行試験開始
平成15年	有人走行で世界最高速度581kmを達成
平成23年	国土交通大臣がJR東海をリニア中央新幹線の営業主体及び建設主体として指名
平成25年	JR東海が東京・名古屋間の環境影響評価準備書を公表
平成26年	東京・名古屋間工事着工
平成28年	「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定。財政投融資制度を活用し、リニア中央新幹線の全線開業を最大8年間前倒しすることを盛り込む。

(資料:企画政策室)

^{*1} 不慮の事故や障害が発生した場合においても、その機能を維持できるよう予備設備を準備しておくこと。

^{*2} 東日本大震災に伴う大津波により沿岸部に甚大な被害が発生したことから、国土交通省が宮城県や自衛隊と協力して啓開した緊急輸送道路を「くしの歯型」として名付けたもの。

目指す姿

市内外の人が、高速交通ネットワークを活用し、広域的な交流・連携を行っています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
リニア中央新幹線亀山駅整備基金残高	15億5,090万円 (平成27年度末現在)	20億円 (平成33年度末現在)

施策の方向

① リニア中央新幹線市内停車駅の誘致の推進

- ◆リニア中央新幹線の三重・奈良ルート of 早期決定と市内停車駅誘致に向け、三重県など関係機関等との連携を強化し、市民・企業・商業者と一体となった積極的な誘致活動を展開するとともに、市民の意識高揚を図ります。
- ◆リニア中央新幹線の市内停車駅整備の効果を最大限に生かすことができるよう、経済効果や都市機能など、市内停車駅を核としたまちづくりの検討を行います。
- ◆リニア中央新幹線の市内停車駅整備を見据え、計画的な財源確保に努めます。

② 広域道路網の強化

- ◆広域高速道路網の結節点としての機能をさらに高めるため、関係機関に対し、新名神高速道路の早期整備を促します。
- ◆内陸部と沿岸部の東西軸となる鈴鹿亀山道路や国道1号亀山バイパスの4車線化、国道1号関バイパスなど、広域道路網の強化に向けた取り組みを促進します。
- ◆市内交通ネットワークとの有機的な結合を図れる広域道路網の整備を促進します。



まちづくり編



4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実

基本施策の大綱が目指すまちのイメージ

豊かな子育てができるまち

亀山市ならではの充実した子育て支援と、質の高い教育に支えられながら、市全体が子どもたちの成長を見守る中で、『豊かな子育てができるまち』を目指します。

施策の大綱

子育てと子どもの成長を支える環境の充実

基本施策

子どもたちの豊かな学びと成長

安心して産み育てられる環境づくりの推進



4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実

(1) 子どもたちの豊かな学びと成長

現状と課題

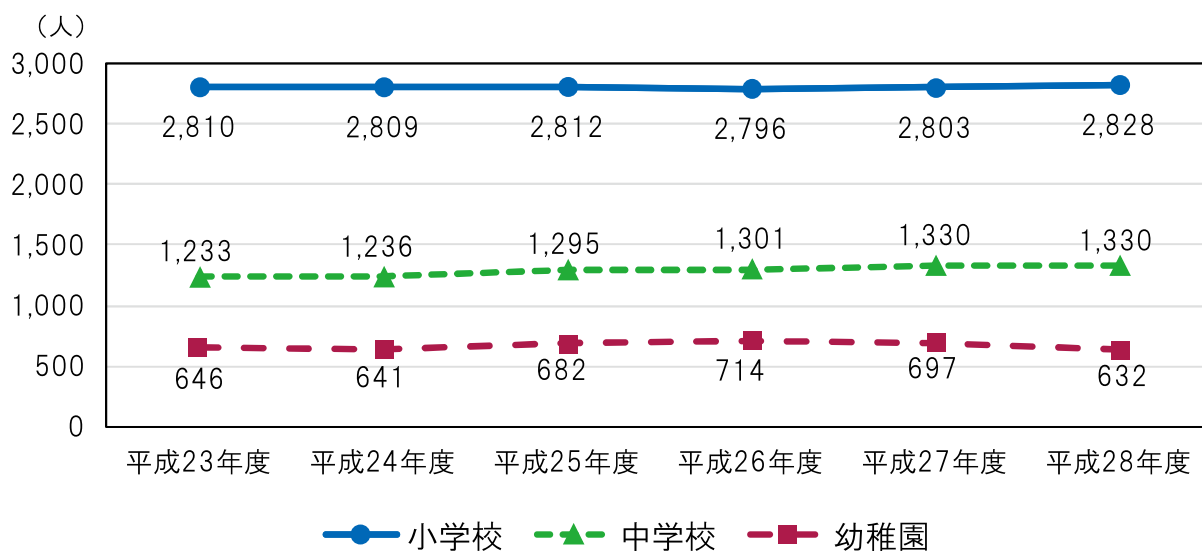
- 本市には、江戸時代には亀山藩の藩校明倫舎が置かれ、明治以降は、鈴鹿高等女子学校や三重県女子師範学校を核として地域全体で教育の風土が培われ、「教育のまち」と呼ばれてきた歴史を持っています。近年においては、すべての子どもたちの確かな学力を育むため、少人数教育推進事業や個の学び支援事業などをはじめとした、きめ細やかな教育を推進しています。また、豊かな自然やそれぞれの特色ある歴史文化が存在する各地域では、活発な地域活動が展開されるとともに、子どもたちと地域とのつながりも強く残されており、学校と地域とが連携していくために必要な環境が整っています。こうした環境を生かしながら、将来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を支えていくことが求められています。
- 国においては、第2期教育振興基本計画に基づき、「自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学び」を目指した教育改革が進められています。一方、三重県においては、平成27年度に三重県教育ビジョンが策定され、「生き抜いていく力の育成」や「教育安心県の実現」などの基本方針が示されています。本市においても、こうした国や県の方針などを踏まえつつ、総合教育会議での協議を行いながら、平成28年度に亀山市教育大綱を策定しました。この基本理念である「学びあふれる教育のまち かめやま」の実現に向け、亀山市学校教育ビジョンを推進し、今後の人口減少や少子化など、教育を取り巻く社会情勢の大きな変化に対応していく必要があります。
- 本市では、子どもたちの学力の向上に向けて、平成26年度に「亀山市学力向上推進計画」を策定し、「学校力・教師力の向上」「児童生徒への学習支援」「家庭への働きかけ」の3つの重点的な取り組みを進めるとともに、運動部活動指導者などの外部講師を派遣するなど、体力の向上にも取り組んでいます。今後は、アクティブ・ラーニング^{※1}の推進など、次期学習指導要領への動きを注視しながら、子どもたちが自ら学ぼうとする意欲を高め、これからの時代に必要となる「確かな学力」と「よりよい運動習慣・生活習慣」を確実に身に付けられるよう、学校と家庭・地域が連携して取り組みを進める必要があります。また、いじめなどに関する意識の高まりから、積極的な姿勢で認知を行っています。また、不登校については増加傾向にあり、これら学校生活の諸課題について、未然防止や迅速な対応を可能とする取り組みが必要となっています。さらには、家庭の経済状況によって子どもの学習環境が制約されることは、子どもたちの確かな自立を阻害する要因となることから、そうした状況に左右されることのない必要な学びの機会の確保が求められています。
- 本市では、独自の取り組みである、少人数教育推進教員の配置、個の学び支援事業等による介助員の配置、市内中学校におけるデリバリー給食の導入、ICT^{※2}機器の授業への活用など、学校における子どもたちのより良い学習環境づくりを積極的に進めています。また、サマースクール対応教室及び特別支援教室をはじめとした、学校施設への空調機設置を拡大することで、施設面での学習環境の充実にも取り組んでいます。今後も、こうした子どもたちが学びやすい環境を整えると同時に、学校施設についても長寿命化を図るため、老朽化の進んでいる施設では大規模な整備・改修を計画的に進めることが必要です。
- 本市では、子どもたちを育むための大人の行動指針である「亀山っ子」市民宣言^{※3}に基づき、基本的な生活習慣と自己肯定感の確立を基軸とした家庭教育に関する取り組みを進めています。社会環境が急速に変化する中で、家庭・地域の教育力を維持・向上させていくため、「亀山っ子」市民宣言のもと、学校教育と一体的な取り組みを進めていく必要があります。

※1 教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、児童生徒の主体的・能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称。

※2 Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称のこと。

※3 市内の青少年育成関連団体から構成される亀山市青少年育成市民会議において、2008(平成20)年5月の同会議総会の場で採択された市民宣言のこと。幼稚園や小・中学生の保護者や関係団体等の意見を聴きながら、大人の行動指針となる「子ども像」をつくり、それを「6カ条からなる「亀山っ子」市民宣言」とした。

■児童・生徒数の推移(各年度5月1日現在)

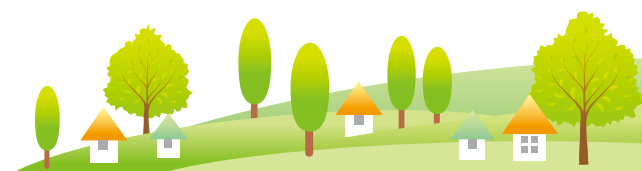


(資料:学校基本調査)



4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実

(1) 子どもたちの豊かな学びと成長



目指す姿

子どもたちが、将来の自立につながる生きる力を身に付けています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
コミュニティ・スクール ^{*1} 実施校数	3校 (平成28年4月1日現在)	8校 (平成33年度末現在)
普通教室等への空調機設置率	小学校:36.2% 中学校:50.0% 幼稚園:25.0% (平成28年9月1日現在)	小学校:100% 中学校:100% 幼稚園:100% (平成33年度末現在)
学校評価アンケートにおける授業理解度	小学校:88% 中学校:83% (平成27年度)	小学校:92% 中学校:85% (平成33年度)
学校評価アンケートにおける学校満足度	小学校:91% 中学校:91% (平成27年度)	小学校:92% 中学校:92% (平成33年度)

施策の方向

①地域とともにある学校づくり

- ◆学校・地域・家庭が連携・協働したより良い教育を実現するため、コミュニティ・スクール等の取り組みを充実するとともに、地域や学校の特性を生かした特色ある学校づくりを推進します。
- ◆多様化・複雑化する教育課題に組織的に対応するため、学校関係者評価の充実を図るとともに、多様な人材が生かされる「チーム学校」としての組織力の強化を図ります。
- ◆子どもの安全を確保するため、教職員の危機管理・防災に対する意識を向上させるとともに、学校、家庭、地域、関係機関との連携による安全教育・防災教育を推進します。

②学びの環境の充実

- ◆子どもたちが安全で快適な学校生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインへの配慮やライフサイクルコストの意識を持った施設・設備の計画的な整備を進めます。
- ◆学校における子どもたちの生活環境の充実を図るため、学校給食への地元食材の利用推進や食物アレルギー対策を行うとともに、中学校給食の完全実施に向けた多面的な検討を行います。

③子どもたちの育ちのための学びの展開

- ◆就学前から中学校までの一貫性のある学習環境の充実を図るため、一体的で質の高い就学前教育により小学校への段差の解消を図るとともに、教職員同士の連携を強化します。
- ◆子どもたちの学力・体力の向上を図るため、充実した教職員研修や外部講師の派遣などにより、教師の指導力の向上と授業改善を図ります。
- ◆子どもたちの読書習慣や情報活用力を高められるよう、市立図書館との連携を図りながら、学校図書の実践や学校司書や図書館支援員などとの連携による学校図書館を活用した授業づくりを支援します。

*1 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進めるしくみのこと。

- ◆子どもたちが将来自立した社会人として必要な場面で適切に判断・選択する力を持てるよう、命の大切さや思いやり、やさしさ、規範意識等についてしっかり考える道徳・人権教育を推進します。
- ◆豊かな感性を育むため、伝統文化や優れた芸術に直接触れたり、体験したり、自ら表現したりする機会を積極的に取り入れます。
- ◆様々な情報をもとに、主体的に問題を発見・解決することができるよう、学習・生活の中でICTを手段として活用する力を育むとともに、情報モラル^{※2}の向上を図ります。
- ◆子どもたちが多様な国・地域の文化や考え方に触れられるよう、外国語活動や英語科の授業を通じてコミュニケーション能力の向上を図るとともに、国際理解教育や多文化共生教育を推進します。
- ◆家庭や学校などでの日々の生活や指導を通じて、子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けられるよう食育の充実を図ります。
- ◆子どもたちが、社会と自分とのかかわりや自分の将来を考えたり、社会参画への意識を高めたりして成長する機会とするため、職場体験などの体験学習の機会の充実を図ります。

④家庭・地域の教育力の向上

- ◆地域全体で子どもの育ちを見守ることができるよう、学校、家庭、地域が連携・協働する取り組みを推進するとともに、意識啓発に取り組みます。
- ◆家庭生活を通じて幼少期から基本的な生活習慣を身に付けられるよう、家庭教育の重要性についての意識啓発を図るとともに、親の学びの取り組みを進めます。

⑤すべての子どもの学びを支える教育の推進

- ◆一人ひとりの子どもの特性や事情に配慮し、個々の能力を最大限に伸ばすことができるよう、特別支援教育^{※3}や外国人児童生徒への教育支援など、それぞれの学びの機会の確保に努めます。
- ◆学力差に応じたきめ細やかな教育の充実のため、少人数学級の設置や習熟度に応じた授業など、指導をより工夫した少人数教育を推進します。
- ◆子どもたちが心地よい学校生活を過ごせるよう、福祉と教育の連携による子どもや保護者へのいじめ問題や不登校などの悩みについての相談・支援体制の充実を図ります。

⑥青少年の健全育成と青少年活動の促進

- ◆青少年育成市民会議の活動を通じ、「亀山っ子」市民宣言の市民への理解共有を図るとともに、その実践活動への支援を行います。
- ◆地域の実情を踏まえながら、地域・福祉・教育の連携による青少年の自立支援や見守りの体制強化を図るとともに、青少年の居場所づくりとリーダーの育成に取り組みます。



※2 情報社会において、他人への影響を考慮したり、違法・有害な情報等に対して安全・適切に活動するために身につけるべき知識と行動のこと。

※3 障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を行うこと。



4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実

(2) 安心して産み育てられる環境づくりの推進

現状と課題

- 本市では、他市に先駆けた中学生までの医療費無料化や、妊婦健康診査や幼児健康診査などの妊娠前から継続した育児支援に取り組むとともに、子ども総合センターを設置し、子育てに関する取り組みを一元的に進めることで、子育てにやさしいまちとして、内外に認められてきました。こうした本市の特徴的な取り組みの充実を図ることで、子育て世帯を市全体で支えていくことが重要です。
- 少子化が進む一方で、女性の就業率の上昇など、就労環境の変化に伴い、本市においても保育需要は増加の傾向にあります。特に、低年齢児の保育需要は10年間で1.5倍と急激に伸びており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。こうした中、平成23年度の待機児童館の開設や、平成25年度には新たに民間保育所を誘致するなど、保育需要の拡大にも積極的に対応するとともに、平成28年度には関認定こども園アスレを開設するなど、就学前の教育・保育環境の充実にも取り組んでいます。しかし、待機児童数は横ばいで推移し、いまだ解消には至っておらず、引き続き、幼稚園と保育所を合わせた就学前教育・保育の提供体制の最適化を進めるとともに、小規模保育事業などの多様な受け入れ機能が求められています。
- 本市の子育て支援センターは、子育てに関する不安や悩みを相談する場として、また、子育て中の保護者同士のコミュニケーションの場として、多くの保護者に利用されています。近年は、低年齢児から保育施設を利用する保護者が増えてきたことなどから、子育て支援センターの利用者数は減少傾向にありますが、「かめやまげんきっこ育成事業^{*1}」をきっかけに新たな利用者が増加しつつあります。未就園児を持つ保護者にとって、こうした機会を通じた相談や交流は、子育ての孤立を防ぐために重要なものであることから、引き続き、子育て支援センターの利用促進や保護者への働きかけを行うことで、子育て世帯同士の交流を促進する必要があります。
- 全国的にも身体的・心理的な虐待や育児放棄など、児童虐待が増加する中、発生の予防や早期の発見・対応などが求められています。本市においては、地域や関係機関と連携したきめ細かな対応に努めてきたことから、児童虐待への認識も高まり、認知件数も多く、早期発見につながっています。引き続き、児童虐待を見逃ごすことのないよう早期対応に努め、子どもたちが健やかに成長できる社会づくりが重要です。
- 共働き世帯の増加に伴い、放課後児童クラブ^{*2}の需要が高まる中、本市では、平成26年度からの3年間で6つの放課後児童クラブの設置を支援するなど、待機児童の発生を未然に防いできました。こうした放課後児童クラブの需要は今後も増加が見込まれることから、需要に対応した体制を整えることが求められます。一方、放課後の居場所づくりとしてすべての小学校区において放課後子ども教室^{*3}を展開するとともに、地域と子どもの交流にも取り組んでいます。引き続き、放課後子ども教室などを通じた子どもの体験活動の充実を図るとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携が求められます。
- 本市では、独自に策定した「亀山市保幼共通カリキュラム^{*4}」や「亀山市保幼小接続カリキュラム^{*5}」の実践による就学前教育と、家庭教育出前講座や子どもの基礎的な生活習慣づくりなど家庭教育を積極的に進めており、こうした取り組みを一元的に進めることで、子どもたちの健やかな成長を促していく必要があります。
- 価値観の多様化などから結婚に関する意識に変化が見られ、男女ともに晩婚化・未婚化が進むとともに、子育てに関する負担感の増大など様々な要因から、希望する子ども数をかなえられないケースも増えてきています。これからも、若い世代が、出会いから結婚・出産まで、自らの希望をかなえられるような環境づくりが重要となっています。
- ひとり親家庭は、子育てと仕事という二つの役割を一人で担い、様々な生活課題や不安を抱えており、生活の安定と自立に向けた支援を図る必要があります。

^{*1} 成長過程で運動能力が最も伸びると言われる乳幼児期の保護者を対象に、運動や食、生活リズムによる体づくりの重要性について周知し、また親子で参加・体験することにより、心身共に健康な子(かめやまげんきっこ)の育成を目指す事業。
^{*2} 保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生を対象に、児童厚生施設等を利用して、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全育成を図るもの。
^{*3} 放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、学校の校庭や教室等を活用して、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようになる取り組み。

■ 就学前児童数及び保育所児童数の推移(各年度4月1日現在)

区分		単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
出生数		人	453	461	455	473	455	-
就学前児童数		人	2,796	2,839	2,862	2,901	2,869	2,827
保育所	設置数	公立 箇所	9	9	9	9	9	9
		私立 箇所	4	4	5	5	5	5
	定員	人	965	975	1,095	1,095	1,115	1,190
	児童数 (うち広域入所)	人	1,044 (25)	1,094 (24)	1,093 (23)	1,080 (20)	1,078 (20)	1,188 (41)
	3歳未満児 (うち広域入所)	人	350 (10)	360 (11)	366 (7)	364 (7)	357 (7)	357 (12)
	障がい児保育	人	35	45	33	28	36	39

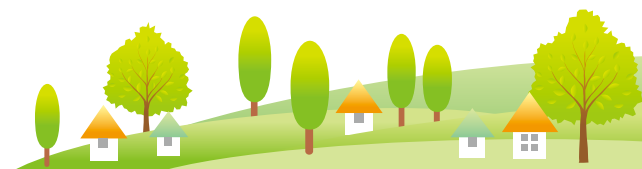
※保育所等には、平成28年度は認定こども園及び小規模保育事業を含みます。

(資料:子ども家庭室、戸籍市民室)



4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実

(2) 安心して産み育てられる環境づくりの推進



※4 保育所・幼稚園等、様々な保育施設で育つ子どもたちに「質の高い教育と保育」を保障するために、平成27年度に策定したカリキュラム、子どもの発達過程に即し、必要な教育・保育の内容とねらいを順序だてて編成している。

※5 保育所・幼稚園等から小学校への滑らかな生活と学びの接続を考え、互いを理解し見通しを持った保育・教育を進めるために、平成26年度に策定された保育者及び教職員等の指導の目安となるカリキュラム。

目指す姿

子育て世帯が、周りに支えられながら、安心して子どもを育てています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
出生数	455人 (平成27年度)	465人 (平成33年度)
子育て支援センター利用者数	34,932人 (平成27年度)	37,000人 (平成33年度)
低年齢児(3歳未満児)の待機児童数	6人 (平成28年4月1日現在)	0人 (平成33年4月1日現在)

施策の方向

① 健やかに産み育てられるための支援の充実

- ◆安心して産み、健やかに子育てができるよう、妊娠期から幼児期まで継続的な育児支援を行うとともに、不妊治療など子どもを持つための必要な支援を行います。
- ◆安心して子どもを育てていけるよう、子どもの医療費や多子世帯の保育所等の利用者負担など、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。
- ◆ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた相談・支援を行います。

② 就学前教育・保育施設の再編・整備

- ◆就学前の幼児が適切な教育・保育を受けられるよう、就学前教育・保育施設の再編と最適な配置の検討を行います。
- ◆就学前幼児の一体的な教育・保育の環境を整えるため、療育など多様な機能を合わせ持つ拠点となる認定こども園の整備を進めるとともに、必要な施設環境の充実を図ります。

③ 子育てが孤立しない環境づくり

- ◆子ども総合センターを核に、子育てに関する相談体制や情報提供の充実を図ることで、切れ目のない子育て支援を行います。
- ◆子育てをする親同士の交流の場や情報を提供するとともに、地域で活動する子育てサークルへの支援を行うことで、子育て世帯のネットワークづくりを進めます。
- ◆地域住民と子育て世帯との交流機会を充実し、地域全体で子育て世帯を見守り、支える環境づくりを進めます。
- ◆発達につまずきのある子どもへの支援を迅速かつ適切に行えるよう、専門機関との連携を図り、早期発見、早期支援の体制を充実します。
- ◆児童虐待の発生予防や早期発見・対応が図れるよう、地域や関係機関等との連携を強化します。
- ◆様々な理由から一時的に養育困難となった児童を短期間受け入れるなど、児童養護施設と連携した支援を行います。

④ 仕事と子育てが両立できる環境づくり

- ◆仕事と子育ての両立ができるよう、保護者の就労形態やニーズに応じた、多様な保育サービスを提供します。
- ◆放課後児童が安心して生活できる居場所を確保するため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実と連携強化を図ります。
- ◆男性の育児参加を促進するとともに、だれもが子育てに参加しやすい社会環境づくりに取り組みます。

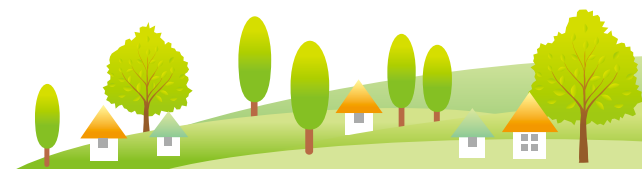
⑤ 出会い・結婚から定住への支援

- ◆結婚や出会いを望む人が希望をかなえられるよう、企業や団体が行う男女の出会いの機会づくりへの支援を行うとともに、市の実施するイベント等を通じた結婚への意識啓発及び機会づくりに取り組みます。
- ◆充実した子育て環境をアピールするシティプロモーション活動を展開することで、子育て世帯の移住・定住の促進に取り組みます。
- ◆安心してこの地で暮らすことができるよう、子育て世帯の住宅取得に対する支援を行います。



4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実

(2) 安心して産み育てられる環境づくりの推進



まちづくり編



5. 市民力・地域力の 活性化

基本施策の大綱が目指すまちのイメージ

つながりと交流のあるまち

人と人がつながり、絆のある地域が自立しながら、多様な交流にあふれる『つながりと交流のあるまち』を目指します。

施策の大綱

市民力・地域力の活性化

基本施策

自立した地域まちづくり活動の促進

市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進

共生社会の推進



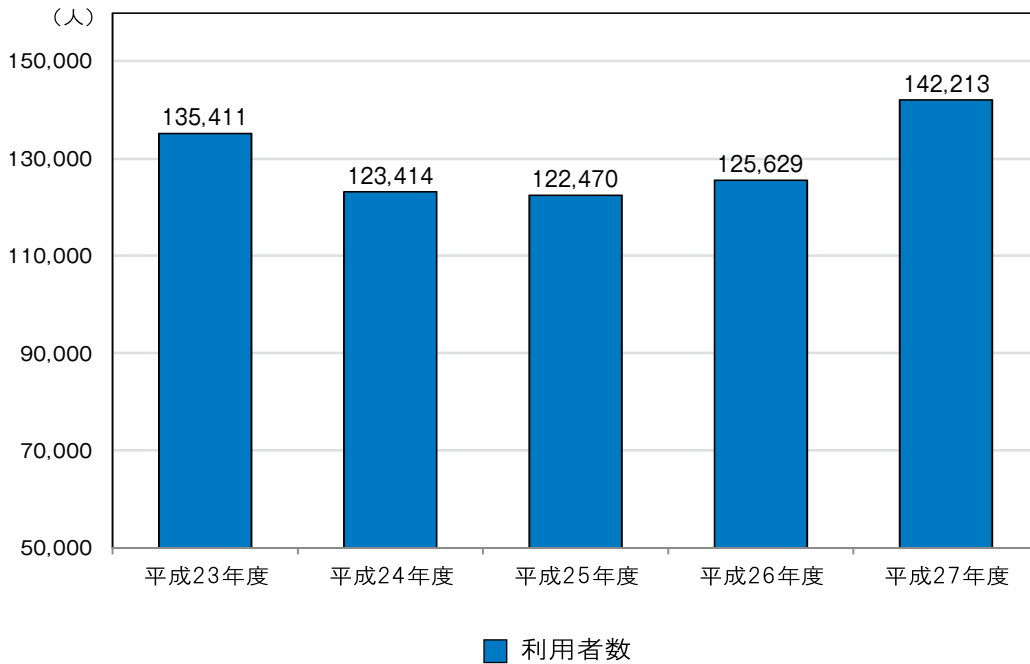
5. 市民力・地域力の活性化

(1) 自立した地域まちづくり活動の促進

現状と課題

- 人口減少や高齢化、核家族化など、地域を取り巻く状況が変化する中で、多様化する地域課題解決に向け、従来の地域自治を見直す必要性が高まっています。全国的にも、新たな地域自治の形として、自治会のみならず、老人会、婦人会、PTA、市民活動団体、企業など様々な主体が構成員となる地域まちづくり協議会の組織化が進められてきました。こうした中、本市においても、平成28年4月に地域まちづくり協議会の位置付け等を明らかにする亀山市地域まちづくり協議会条例を施行し、同年5月には、市内全域に地域まちづくり協議会が設立され、構成員間での情報共有や合意形成のしくみができあがることで、地域課題の解決に向けて、自分たちで考え、責任を持って行動する取り組みが始まっています。今後は、市と地域が連携して課題解決に向けて取り組む必要があることから、地域まちづくり協議会を中心とした新たな地域自治のしくみが十分に機能していくよう、地域まちづくり活動に対する総合的な支援が求められます。
- 地域まちづくり協議会を中心とした地域の主体的な活動の環境の整備と並行して、その活動拠点となる地区コミュニティセンター等については、関南部地区コミュニティセンターが新たに完成するなど、活動の活性化につながる施設整備を実施してきました。一方、活動拠点施設の中には老朽化が進んでいるものもあり、また、地域まちづくり活動が活発になることに伴う施設の充実の必要性なども考えられることから、今後も適切な維持管理や計画的な整備等の対応が求められます。
- 地域では高齢化が進むとともに、近隣関係が希薄化し、次世代の地域活動の担い手となる人材が不足しています。その一方で、本市の中学生・高校生は地域活動に参加する割合が高いという調査結果もあります。今後、地域レベルでも人口減少が進む中で、世代を越えてまちづくりに参加することが求められることから、地域自治に対する意識を高め、若者や子育て世代を含めたすべての世代のまちづくりへの参加を促すことが必要です。

■地域まちづくり活動拠点施設の利用者の推移



(資料：地域づくり支援室)

目指す姿

市民が、地域まちづくり協議会の活動を通して、地域の課題解決に向かい、自立した地域づくりに取り組んでいます。

成果指標

指 標	現状値	目標値
地域まちづくり計画に基づき事業を展開する地域まちづくり協議会の数	3協議会 (平成27年度末現在)	22協議会 (平成33年度末現在)
地域活動拠点施設の利用者数	142,213人 (平成27年度)	150,000人 (平成33年度)
ホームページにより情報発信している地域まちづくり協議会の数	8協議会 (平成27年度末現在)	22協議会 (平成33年度末現在)

施策の方向

①地域まちづくり活動の活性化

- ◆地域まちづくり協議会における、それぞれの地域の将来目標やまちづくりの基本方針及びその主な取り組みを定めた地域まちづくり計画の策定及び計画推進に関する活動を支援します。
- ◆地域まちづくり協議会に対し、それぞれの地域特性に応じた主体的な地域まちづくり活動を推進するための財政的支援を行います。
- ◆ICTの利活用による地域まちづくり協議会の情報発信を促進するとともに、相互の情報交換・情報共有ができるしくみづくりを進めます。

②地域まちづくり活動拠点施設の充実

- ◆地域まちづくり協議会の活動拠点である地区コミュニティセンター等の整備・充実に図ります。

③地域まちづくり協議会の組織強化

- ◆地域まちづくり協議会が継続した活動を展開できるよう、地域で活躍できる地域リーダーの発掘及び育成を支援します。
- ◆講座や研修会等を活用して、若者世代など多様な市民が地域まちづくりに参画するよう、市民意識の啓発に取り組めます。
- ◆地域まちづくり協議会を構成する自治会や老人会、婦人会、PTAなど様々な主体間の連携協力を支援します。

④地域まちづくり協議会との連携強化

- ◆地域まちづくり協議会と行政が協働して地域課題解決に取り組むことができるよう、庁内体制の整備等を推進します。



5. 市民力・地域力の活性化

(2) 市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進

現状と課題

- 本市は、亀山市まちづくり基本条例に基づき、亀山市らしいまちづくりを進めており、その基本原則の中でも市民との協働の考え方を明らかにしています。その具体的な手法として、協働事業提案制度や市民活動応援制度などの制度を活用し、協働のまちづくりを進めてきました。今後人口減少や超高齢化が進む中においては、こうした取り組みをさらに発展させていく必要があります。
- まちづくりへの市民参画・協働を進めるうえでは、市民同士あるいは市民と行政とが情報を共有し、課題に対する認識を共有することが不可欠です。一方、スマートフォン^{*1}など携帯端末やSNS^{*2}の普及などが進み、情報が行政や組織からの一方的な発信だけではなく、市民発の情報発信や市民間での情報交流が活発になっています。市民参画と協働によるまちづくりを推進するためには、多様な媒体を駆使しながら、まちづくりに関する情報の発信や広聴・コミュニケーションを行うことが求められます。また、だれもが情報にアクセスしやすい環境を整えることも必要です。
- 本市では、様々な分野における市民活動が展開されており、協働事業提案制度や市民活動応援制度を設け、市民と行政の協働や市民活動の支援を図ってきました。しかし、市民活動団体のネットワークである亀山市民ネット^{*3}の登録団体数は、一定数まで増加後、停滞をしており、活動主体の固定化が見られます。また、協働事業提案制度の提案件数は、減少傾向にあります。今後は、既存制度の有効活用などにより、市民活動の充実に努める必要があります。また、地域活動や社会活動への参加が少ない若者が、市政や市民活動に参加しやすい環境を整えることが必要です。
- 本市では、歴史文化資源やスポーツ活動などを通じた、各分野における市民ぐるみの都市間交流が進められています。こうした都市間交流については、高齢者世代の参加が多く、若い世代の参加が少ないことから、今後は、若い世代を含めた市民や市民活動団体、事業者との協働による都市間交流を進めることで、圏域の活力を高めていくことが求められます。
- 地方創生の流れの中、全国的に地方移住への気運が高まり、地方への新しい人の流れが生まれつつあります。あわせて、地方ではそれぞれの地域の魅力を発信し、地方に目を向けてもらうようシティプロモーションの取り組みが進んでいます。本市も、県や周辺市町と連携しつつ、首都圏などでのプロモーション活動を展開しています。しかし、全国的に見れば亀山市の知名度は低いことから、本市の多彩な魅力についての積極的なプロモーション活動を展開しつつ、地域資源に磨きをかけることによって、様々な人が訪れる魅力的なまちを目指すことが求められます。さらに、こうした交流促進の取り組みにより、若者の回帰などの移住・定住や地域活力の向上へつなげることが重要です。

■協働事業提案制度に基づく協働事業実施件数の推移

単位:件

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市民提案	3	2	1	1	1	2
行政提案	0	0	2	1	0	0
合計	3	2	3	2	1	2

(資料: 共生社会推進室)

*1 個人用の携帯コンピュータの機能を併せ持った携帯電話のこと。

*2 インターネット上で人と人の社会的なつながりを構築できるサービスのこと。

*3 市民と亀山市が協働で制作したホームページで、ボランティアや市民活動団体が相互に情報交流できる場のこと。

目指す姿

多様な主体が、参画・協働してまちづくりに取り組み、交流により活発な活動を行っています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
かめやま若者未来会議の登録者数（累計）	35人 （平成28年9月末日現在）	60人 （平成33年度末現在）
市ホームページのトップページアクセス数	588,177件 （平成27年度）	620,000件 （平成33年度）
協働事業提案制度の実施件数（累計）	22件 （平成28年度）	27件 （平成33年度）
移住相談後の移住件数	0件 （平成28年9月末日現在）	30件 （平成33年度末現在）

施策の方向

① 市民参画・協働の促進

- ◆市民の声をまちづくりに生かせるよう、様々な分野の計画段階から実施・検証に至るまで市民の意見を広く聴く機会を確保します。
- ◆市民がいつでも、どこでも必要な情報を取得できるよう、多様な媒体を介した情報発信の充実を図るとともに、ICTを活用したコミュニケーション機能の充実を図ります。
- ◆協働事業提案制度などを用いて、多様な主体と行政の協働によるまちづくりを推進します。
- ◆若者の力によって地域の活力を生み出せるよう、若者同士の交流機会の創出など、若者世代の積極的なまちづくりへの参画を促進します。

② 市民活動の活性化

- ◆新たな市民活動の芽生えや既存の市民活動の活性化を図るために、協働に関する意識啓発や情報発信・研修を行います。
- ◆協働の指針に基づく補助金制度や市民活動応援制度による支援や、市民活動に関する相談受付など、活動の状況に応じた的確な対応を図ります。
- ◆市民の自主的な活動を支え、協働を推進する拠点施設である「みらい」の機能を充実します。

③ 市民交流・地域間交流の促進

- ◆市民や市民活動団体間の相互理解や連帯感を醸成するため、イベントや地域行事など様々な機会を通じて市民交流を促進します。
- ◆地域への愛着を育むとともに地域の魅力や活力を高めるため、市民や市民活動団体等と協働し、歴史文化、自然など共通性のある自治体との都市間交流を推進します。

④ 移住交流の促進

- ◆本市が移住先として選ばれるため、県等と連携し、移住に関する情報発信や相談体制の充実を図るとともに、地域資源を活用した移住体験機会の提供を図ります。
- ◆移住希望者が本市で住み慣れるため、地域住民との交流の場づくりや空き家情報バンク登録物件の掘り起こしなど地域と連携した受入体制を整備します。
- ◆本市の多彩な魅力を積極的に推し出すシティプロモーションを推進し、移住希望者に対する認知度の向上を図り、移住・転入へつなげます。
- ◆若者の市外への流出に歯止めをかけるとともに、移住・定住を加速させることを目的として、大学等の在学中に借り入れた奨学金等の返還金に対する助成支援など、関係機関と連携したUIターン^{*4}を促進する取り組みを進めます。

※4 Uターンは地方から都市部へ移住した人が再び地方の生まれ故郷に戻ることで、Iターンは出身地とは別の地方に移り住むこと、Jターンは地方から都市部へ移住した人が生まれ故郷の近くの都市に戻り定住すること。これらを合わせた総称。



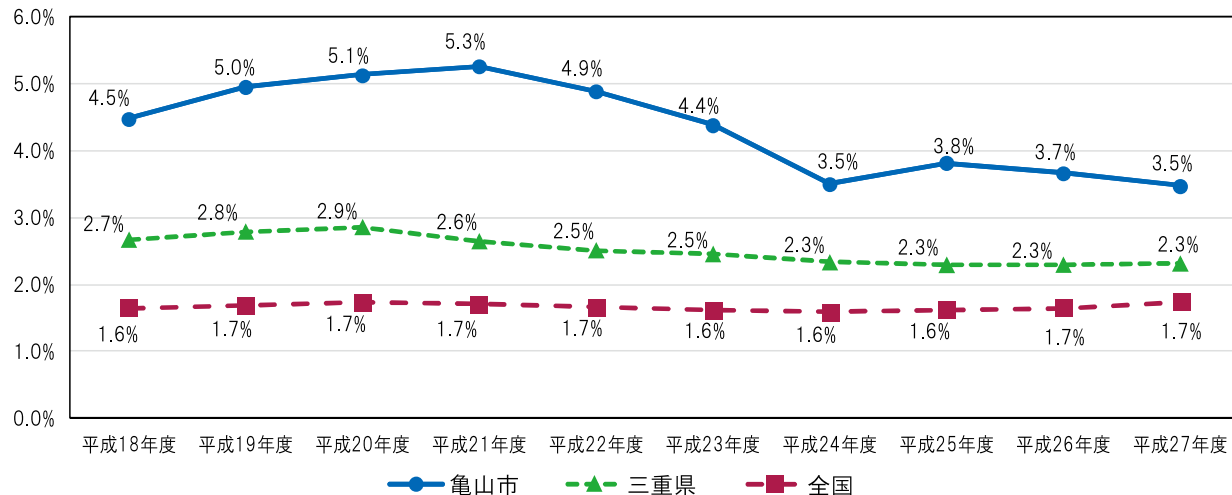
5. 市民力・地域力の活性化

(3) 共生社会の推進

現状と課題

- 本市は平成25年度に「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」を制定し、地域、学校、家庭などあらゆる場面において、人権尊重の視点を持ち、各種の施策に取り組むこととしています。また、男女共同参画の分野においては、平成20年度に「亀山市男女が生き生き輝く条例」を制定したほか、本市の特徴的な取り組みとして、「亀山市の家族の時間づくり」に取り組み、幼稚園、小中学校や事業所の協力を得て、休みをマッチングして、ワーク・ライフ・バランス^{*1}の普及を図ってきました。そして、多文化共生については、本市は、外国人集住都市会議に加盟し、外国人住民にかかる問題の調査研究や情報交換をしており、日本人と外国人がお互いの文化を理解できるよう様々な取り組みを行ってきました。今後は、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合って、ともに暮らしていくことのできる社会づくりが求められています。
- 性別、年齢、国籍の違いや障がいの有無などに関わらず、社会を構成する様々な人が、それぞれの人間性を尊重されながらともに生きる社会を築いていくことが、現代に生きる私たちの使命であると言えます。本市においても平成27年度に人権施策基本方針を策定し、人権施策に総合的に取り組んでいます。また人間性を育む学校においても、子どもの発達段階に合わせて人権感覚を身に付け、実践行動力を高められるよう、道徳をはじめ教育活動全体を通じて人権教育に取り組んでいます。基本的人権は普遍的なものである一方、インターネット利用に起因する人権侵害やLGBT^{**2}をはじめとする性的マイノリティ^{**3}の人たちへの偏見など、人権問題は社会の変化とともに移り変わっていくことから、こうした問題に対応しつつ人権啓発、人権教育に取り組んでいくことが必要です。
- 人口減少が進む中で、性別に関わらずだれもが輝き、活躍できる社会としていくことが求められています。本市でも、男女共同参画基本計画に基づき、講演会や各種教室などの学習機会の提供や、学校教育・社会教育における意識啓発を行うとともに、審議会等における女性登用を進めてきました。一方で、男女共同参画に逆行するセクシュアル・ハラスメント^{**4}、マタニティ・パタニティハラスメント^{**5}やDV^{**6}の問題も顕在化してきています。性別にかかわらずだれもが安心して暮らし、輝ける社会づくりに向けて、引き続き、男女共同参画の意識を高めるとともに、働き方をはじめとする社会のしくみの変革を促していくことが必要です。
- 本市は外国人が多く定住することから、これまでも市民活動団体の運営による在住・在勤の外国人向けの日本語教室の開催などを通じて、日本の生活習慣や文化を学ぶ機会を提供し、外国人住民と交流しながらお互いの理解を深めてきました。また、学校においても、日本語での学習に困難がある児童生徒への学習支援として、通訳や相談員を配置するなどしています。景気の変動により、外国人労働者も減少が見られ、外国人住民もピーク時の60%程度に減少していますが、一方で国籍の多様化が見られます。社会のグローバル化が進む中で、多文化共生を目指し、外国人への理解を深めるとともに、外国人住民が日常生活に困らないよう情報提供を進めていくことが必要です。

■人口に対する在留外国人の割合



※平成23年度以前は登録外国人数（資料：在留外国人統計）

^{*1} ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、だれもが働きやすいしくみをつくること。2007(平成19)年12月には、働き方の改革を促す「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と、具体的な数値目標を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。
^{*2} 性的少数派を指す言葉で、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字から取ったもの。
^{*3} 性的少数派。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーや性同一性障がいの人などを指す。

目指す姿

市民一人ひとりが、互いに人権を尊重し合い、多様性を認め合いながら、ともに暮らしています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
人権啓発イベント参画団体数	21団体 (平成28年度)	24団体 (平成33年度)
審議会等における女性の登用率	36.1% (平成28年4月1日現在)	40.0% (平成33年度末現在)
ワーク・ライフ・バランスに積極的な取り組みを行う事業所数（累計）	— (平成28年度)	6社 (平成33年度)
日本語教室の年間延べ受講者数	648人 (平成27年度)	700人 (平成33年度)

施策の方向

① 人権を尊重し合えるまちづくりの推進

- ◆ 行政のあらゆる分野の施策推進において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、市民一人ひとりの人権感覚を磨き、人権の視点を広げて、あらゆる人権問題に総合的に取り組みます。
- ◆ 人権意識を高めるため、市民活動団体や地域、学校と連携を図り、あらゆる機会を通じて人権啓発に取り組むとともに、幼児期から生涯にわたるライフステージにおいて人権教育を推進します。
- ◆ 複雑・多様化する人権問題の解決に向けて、法務局などの関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。

② 男女共同参画の推進

- ◆ 男女が生き生きと輝く男女共同参画意識の高揚を図るため、様々な手段による啓発活動や情報提供、学習機会の充実に努めます。
- ◆ 男女が対等な立場で参画し責任を担うまちづくりに向けて、市の政策・方針決定過程の場への女性の参画を積極的に進めるとともに、職場や地域において、それぞれの能力が発揮できる環境づくりを推進します。
- ◆ 男女が心身ともに健やかに安心して暮らせるよう、セクシュアル・ハラスメント、DV、ストーカー行為などの悩みや暴力等に対する相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化による被害者の自立に向けた支援を行います。

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

- ◆ だれもが自らの能力を発揮しながら、夢や希望を持ち人生を楽しむため、労働時間の見直しや休暇取得の促進、柔軟な勤務体系の導入などの「働き方改革」に率先して取り組むとともに、個人や市内事業所や関係団体等に対する意識啓発を図ります。
- ◆ 男女が安心して仕事と育児の両立ができる職場環境の整備を一層推進するため、長時間労働の抑制や休暇取得の促進などを積極的に進める市内の事業所の取り組みを支援します。

④ 多文化共生の推進

- ◆ 関係団体の協力を得ながら、やさしい日本語の普及や日本語等の学習機会など相互理解が深まる取り組みの充実を図ります。
- ◆ 生活の利便性や災害時対応など暮らしに関わる情報提供を行うとともに、仕事や子育てなど様々な分野に対する多言語での相談体制の充実を図るなど、外国人の暮らしの不安解消に努めます。
- ◆ 地域における国際交流が活発化するよう、国際交流団体の活動を支援します。

※4 相手の意に反した性的言動(嫌がらせ)を行い、相手を不快な思いにさせること。

※5 マタニティ・ハラスメントとは、働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産・育児に関して、職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのこと。一方、パタニティ・ハラスメントとは、働く男性が育児休業を取ったり、育児支援目的の短時間勤務制度等を活用して育児参画することを職場の上司や同僚が妨げたり、嫌がらせをしたりすること。

※6 Domestic Violenceの略。夫婦や恋人、元夫婦や元恋人など、親密な関係にある男女間の暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力等も含まれる。

行政経営編



6.行政経営

基本施策

職員の能力を生かせる組織力の強化

財産・情報の適正な管理・活用

持続性を保つ健全な財政運営



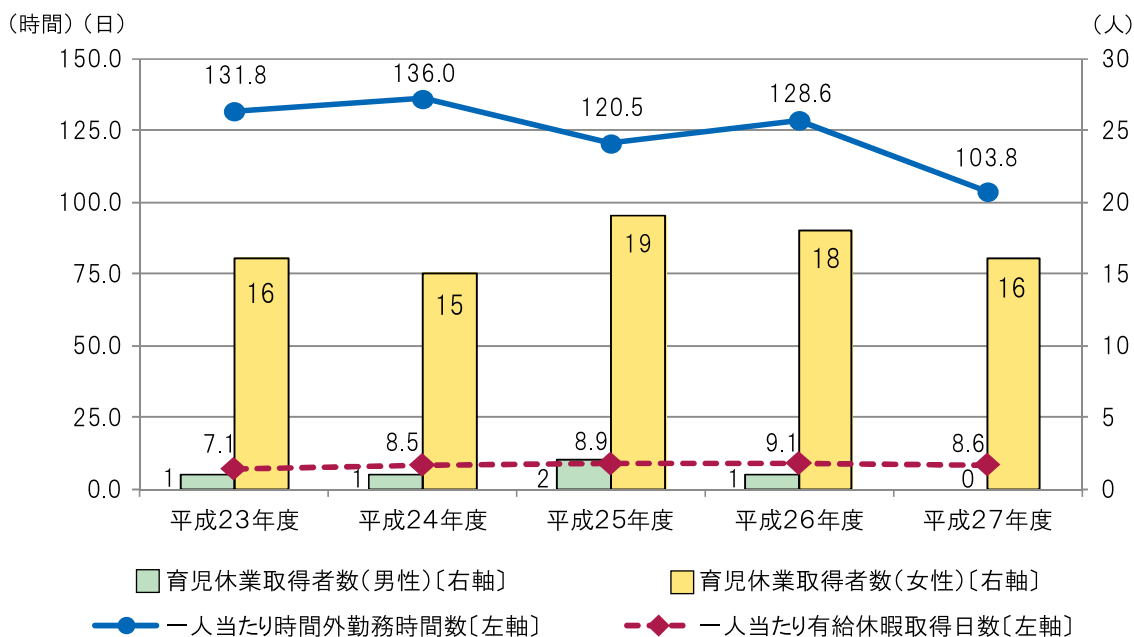
6. 行政経営

(1) 職員の能力を生かせる組織力の強化

現状と課題

- 本格的な人口減少の時代を迎え、地方自治のしくみも時代に合わせて見直していくことが必要です。全国的に地方創生の取り組みが進む中で、地域の特性や資源を生かし、他の地域との差別化をしていくことが求められており、従来以上に行政職員にも発想力や企画力が必要とされるとともに、住民や企業などとの協働を活発化していくことが必要不可欠となっています。一方で、広域的な課題に対して、県域を越えるなどの新たな枠組みで取り組みを進めることも必要となっています。
- 本市では、平成25年4月に、組織マネジメントの機能強化と事務の効率化を図るため、局長級を導入した二層管理体制^{*1}を軸とした組織・機構改革を行いました。また、平成26年4月には、建築行政に関する県からの権限移譲^{*2}による限定特定行政庁^{*3}への移行に伴い、建築部門の組織体制の見直しを行いました。今後も、複雑化・多様化する行政需要に対応できるよう、組織体制を見直すことが求められています。また、組織的なマネジメント機能の強化や職員のモチベーションの向上を図るため、平成28年度から人事評価制度を導入しました。引き続き、施策評価を含めた行政評価システム^{*4}などのマネジメントシステムを連携し、さらなるマネジメント機能の強化を図る必要があります。
- 平成28年5月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第6次地方分権一括法)が施行される中、国においては、地方自治体への事務権限の移譲等に関する地方自治体からの提案を促しています。引き続き、国からの関連情報の把握に努め、市の自主性を向上させる的確な対応が求められます。
- 本市では、職員のコンプライアンス^{*5}に関する意識向上を図るため、職員コンプライアンスハンドブックの作成や、継続的なコンプライアンス研修を実施しています。また、改正行政不服審査法^{*6}への対応や、亀山市情報公開条例、亀山市個人情報保護条例に基づき、適切な制度運用にも努めています。今後も、こうした取り組みを通じ、職員のコンプライアンス意識の更なる向上が求められています。
- 本市では、市民サービスの向上に向け、窓口アンケート結果を踏まえた真摯な対応や、様々な業務に必要なスキルアップ研修を行うことで、窓口対応等における質の向上や、まちづくりの専門家としての職員の能力向上に努めています。また、行政の実務上の継続性を確保するため、個々の職員が積み重ねてきた知識や経験を、次代の職員に適切に継承することのできるしくみの確立が必要となっています。

■職員の時間外勤務、有給休暇、育児休業の取得状況



(資料: 人事情報室)

^{*1} マネジメント機能及び組織内体制の強化を図るための部長、局長による管理体制のこと。
^{*2} 住民に身近な事務はできるだけ住民に身近な市町村が担えるよう、市町村の行財政規模・能力に応じて、国・県から市町村へ事務権限の移譲を進めること。
^{*3} 特定行政庁とは、建築確認申請に対する確認を行う建築主事を置く市町村の長のこと。このうち、一部の事務権限を持つものを限定特定行政庁という。
^{*4} 行政が実施している政策や施策、事務事業について、その有効性、効率性、必要性を評価し、改善するためのしくみのこと。

目指す姿

職員が、個々の能力を生かせる組織体制のもと、市民からの信頼を得られています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
人事評価制度における実績評価の評価点合計 (管理職平均)	81.23点 (平成27年度)	85点 (平成33年度)
一人当たり有給休暇取得日数	8.6日 (平成27年度)	10日 (平成33年度)
ストレスチェック制度 ^{※7} における市役所全体の総合した健康リスク	91点 (平成28年度)	90点以下 (平成33年度)

施策の方向

①時代を拓く職員の能力の向上

- ◆職員が時代の求める能力を身に付けられるよう、長期的な視点を持った計画的な研修や人事交流等を通じて、人材育成に取り組みます。
- ◆市民の信頼と期待に応えられるよう、市民サービスの向上という明確な目的を持ち、コンプライアンスやコスト意識を持った職務遂行に努めます。

②職員のやる気を高める組織マネジメントの強化

- ◆複雑化・多様化する行政課題に的確に対応することができるよう、迅速な意思決定とマネジメント機能を高めるための柔軟な組織体制を構築します。
- ◆効果的・効率的な行政経営を進めるため、短期的なマネジメント方針による目的の明確化を図るとともに、総合計画との整合を意識した各分野計画の進捗管理を進めます。
- ◆職員のモチベーションを高められるよう、適切な人事評価制度の運用を図るとともに、有給休暇の取得しやすい職場意識の醸成などワーク・ライフ・バランスの推進に向けた職場環境の整備を進めます。
- ◆適正な定員管理と人材活用を図るため、勤務実態に応じた労働力と継続的な業務量の把握に基づく適切な人員配置を行うとともに、育児や病気などからの職場復帰への支援体制を充実します。

③地方分権^{※8}と広域連携の推進

- ◆市の自主性・自立性を高めるため、国からの関連情報を把握し、権限移譲等に的確に対応します。
- ◆市民サービスの向上に向けた政策の推進や効率的な行政経営のため、広域的な連携の強化を図ります。

※5 企業・組織が経営・活動を行ううえで、法令や各種規則などのルール、社会的規範などを守ること。
 ※6 行政庁の処分等によって不利益を受けた国民が不服を申し立て、これを行政庁が審査する手続について定めた法律。
 ※7 2015(平成27)年の労働安全衛生法の改正により、労働者が50人以上の事業所において、毎年、ストレス状態の程度を確かめる検査を義務付けるもの。
 ※8 国の権限や財源を地方自治体に移譲すること。



6. 行政経営

(2) 財産・情報の適正な管理・活用

現状と課題

- 地方公共団体においては、厳しい財政状況が続くとともに、人口減少や少子高齢化等から公共施設等の利用ニーズの変化が見込まれる中、長期的な視点による、計画的な公共施設の更新・統廃合・長寿命化などの取り組みが求められています。このことから、本市においては、平成25年度に「亀山市公共施設白書」を作成し、公共施設の現状や今後の維持管理や更新に要する経費などを把握し、これに基づき、道路・橋梁などのインフラを含めた市の施設全般を対象とした「亀山市公共施設等総合管理計画」を策定しました。今後は、将来の多大な施設更新コストを踏まえつつ、施設の総合的・計画的な管理を行う必要があります。
- ICTが目覚ましく進展する中、行政、民間等のあらゆる主体において様々な個人情報が使用されていることから、プライバシーの侵害等の懸念から個人情報の保護に対する意識が高まっています。こうした中、平成28年1月から、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)*1の運用が開始されたことから、市においても、亀山市個人情報保護条例を一部改正するなど、必要な措置を講じつつ、適切な制度運用に努めています。引き続き、適切な個人情報の管理運用を徹底するとともに、マイナンバーの活用による市民の利便性の向上や、多様な行政情報の公開・活用を図ることが求められています。
- 建設から60年を経過しようとしている市庁舎については、平成19年度に耐震補強工事を終え、施設の耐震性は確保しているものの、平成28年4月の熊本地震における断続的な震度6を超える地震の発生はこれまでの想定を超えるものであり、今後の防災拠点としての機能の面で不安材料となっています。また、年々増加する行政事務の多様化などから、事務所、会議室、公文書管理などにおいても、必要なスペースが十分確保できないことや、西庁舎へのアクセスなどバリアフリー面を含めた施設の利便性や、設備の老朽化などから維持管理コストの増加も課題となっています。今後は、災害時等における防災拠点としての機能の確保、効率的な事務処理や、市民や来訪者の利用環境を含め、中長期的な視点による市庁舎のあり方を検討することが必要です。

■ 公共財産の状況(平成27年度末現在)

単位: m²

	合計				行政財産				普通財産				
	土地	建物		合計	土地	建物		合計	土地	建物		合計	
		木造	非木造			木造	非木造			木造	非木造		
本庁舎	7,468	194	5,793	5,987	7,468	194	5,793	5,987	0	0	0	0	
その他の行政財産	消防施設	22,110	745	4,968	5,713	22,110	745	4,968	5,713	0	0	0	0
	その他の施設	149,698	85	21,058	21,143	149,698	85	21,058	21,143	0	0	0	0
	小計	171,808	830	26,026	26,856	171,808	830	26,026	26,856	0	0	0	0
公共用財産	学校	300,687	3,847	71,086	74,933	300,687	3,847	71,086	74,933	0	0	0	0
	公営住宅	97,535	807	17,489	18,296	97,535	807	17,489	18,296	0	0	0	0
	公園	666,924	71	302	373	666,924	71	302	373	0	0	0	0
	その他の施設	957,277	10,138	49,094	59,232	957,277	10,138	46,491	56,629	0	0	2,603	2,603
	小計	2,022,423	14,863	137,971	152,834	2,022,423	14,863	135,368	150,231	0	0	2,603	2,603
宅地	45,035	0	0	0	0	0	0	0	45,035	0	0	0	
山林	880,728	0	0	0	0	0	0	0	880,728	0	0	0	
原野	35,469	0	0	0	0	0	0	0	35,469	0	0	0	
雑種地	30,417	0	0	0	0	0	0	0	30,417	0	0	0	
その他	13,238	165	3,440	3,605	0	0	0	0	13,238	165	3,440	3,605	
合計	3,206,586	16,052	173,230	189,282	2,201,699	15,887	167,187	183,074	1,004,887	165	6,043	6,208	

(資料: 契約管財室)

*1 すべての国民に個別の管理番号が割り振られ、それに基づいて、社会保障や税をはじめとする行政手続きに使用する制度。

目指す姿

市の財産と情報が、適切に管理されています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
施設の統廃合を決定した公共施設数（累計）	—	3施設 （平成33年度末現在）
オープンデータ ^{※2} の公開データセット件数	0件 （平成28年4月1日現在）	20件 （平成33年4月1日現在）

施策の方向

① 行政情報の適切な管理

- ◆市民の利便性の向上を図るため、マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供に取り組みます。
- ◆市民や地域、事業者が、新たな事業創造や課題解決ができるよう、活用可能な行政情報のオープンデータ化を推進します。
- ◆特定個人情報をはじめとしたあらゆる行政情報を適切に管理できるよう、職員の意識を高めるとともに、クラウドコンピューティング^{※3}の活用など必要なセキュリティ対策を進めます。
- ◆公文書取扱いの段階に応じた適正な運用を図るとともに、公文書保存の最適化を進めます。
- ◆効率的・効果的に職務を行うことができるよう、様々な業務マニュアルや職務に必要な庁内情報の共有化を進めます。

② 公有財産の効率的・効果的な活用

- ◆必要な公共施設等を適切に維持・管理することができるよう、市民ニーズの動向の変化などを見極めながら、計画的な施設の統廃合や複合化を行うとともに、アセットマネジメント^{※4}による効率的な施設管理を行います。
- ◆ライフサイクルコストや民間活力を活用した多様な運営手法等の事前評価を行うとともに、長期的な整備効果を見据えた計画的な施設整備を行います。
- ◆行政財産の利用状況を把握し、適切な財産管理を行うとともに、今後の活用見通し等を勘案しながら処分・活用を進めます。

③ 新庁舎建設の推進

- ◆行政サービスの提供や防災など行政の中心拠点となる新庁舎建設に向けて、都市機能・防災なども含めた多面的な検討を行うとともに、事業実施に向けた財源確保に努めます。

※2 インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータの総称。

※3 インターネット上のサービスの利用形態のことで、電子メールやグループウェア、業務システムなどのさまざまな情報処理のサービスを受けることができる。

※4 建築物、道路、橋梁などの公共施設を「資産」としてとらえ、施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な視点に立って効率的・効果的に管理・運営し、資産全体の効用を最大化するための資産管理の方法。



6. 行政経営

(3) 持続性を保つ健全な財政運営

現状と課題

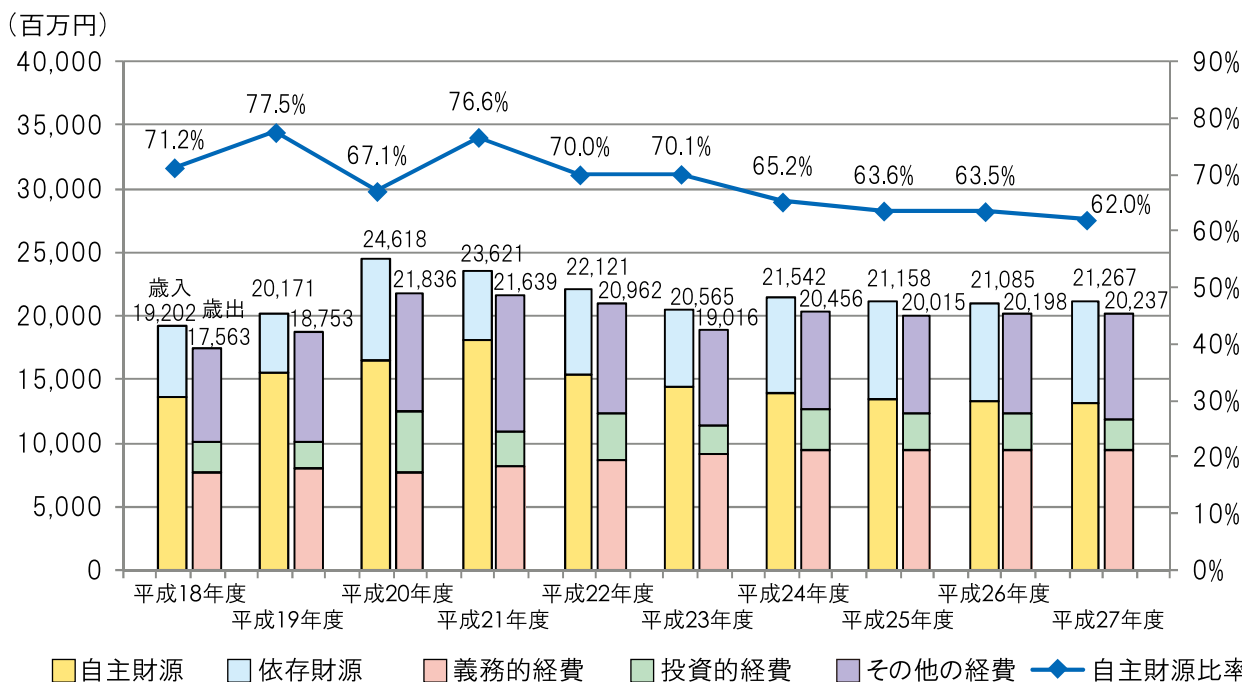
- 本市では、合併後10年を経過し、普通交付税の合併算定替^{*1}の特例措置の段階的な縮減や、税制改正による法人市民税の減収など、歳入の減少傾向が続いています。一方、社会保障費や公共施設の更新費用の増加など歳出の増加が見込まれ、今後の財政運営には一層の厳しい状況が見込まれます。こうした状況の中、財政の健全性を保った持続的な財政運営を行うため、行財政改革の推進による歳入歳出の構造的課題の解消を図ることが求められています。また、市の財政状況を多面的に分析できるよう、公会計制度改革を進めるとともに、市の財政状況について、市民と情報共有していくことも重要です。
- 本市においては、市税をはじめとした収入の減少が続く中、新たな財源確保を図るため、市ホームページや、市庁舎玄関ロビーを活用した広告収入の確保に取り組んでいます。引き続き、市の所有する建物、土地等の財産を有効に活用し、多様な手法による財源確保の取り組みが求められています。一方、市の歳入の根幹である市税については、公平公正な課税に努めつつ、コンビニ収納の導入など、多様な納付環境の整備を図るとともに、三重地方税管理回収機構への移管などによる滞納市税の収納体制の強化を図っています。引き続き、適切な賦課徴収の徹底に努めていく必要があります。
- 今後、厳しい状況が続く中においては、真に市民サービスの向上につなげられるような、より効果的な行政評価システムのステップアップにより、限られた財源を最大限有効に活用する必要があります。また、公営企業の健全経営に向け、平成27年度から公共下水道事業を企業会計へ移行させるとともに、平成28年度からは病院事業に事業管理者を設置することで経営体制の強化を図ってきました。引き続き、一般会計^{*2}へ過度に依存することのない自立した経営が求められています。

■ 主な財政指標等の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
財政力指数(3年平均)	1.018	1.197	1.326	1.388	1.279	1.120	0.999	0.975	0.976	0.964
経常収支比率	80.4%	74.6%	69.8%	76.4%	85.2%	88.6%	93.5%	88.5%	87.0%	86.9%
公債費負担比率	13.9%	13.0%	12.3%	12.6%	14.1%	14.8%	14.2%	15.9%	14.5%	13.9%
基金残高(百万円)	5,679	6,642	9,402	10,350	11,246	9,936	8,889	9,165	9,053	8,659
財政調整基金(百万円)	2,800	3,275	4,367	3,944	4,514	4,539	3,957	4,474	4,452	4,269
市債残高(百万円)	20,608	19,534	21,212	20,353	19,903	18,410	18,129	17,629	17,375	17,015

(資料:財政行革室)

■ 歳入・歳出決算の推移



(資料:財政行革室)

^{*1} 合併後の市町村に交付する普通交付税の額が、合併前の市町村が存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定される特例措置。

^{*2} 行政を運営するための市税等を主な財源として、基本的な経費を組み入れて計上した会計で、市の予算の中心となるもの。

目指す姿

市の財政状況が、健全な運営により持続性を保ち続けています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
市税収納率（現年度）	98.91% （平成27年度）	99.0%以上 （平成33年度）
経常収支比率	86.9% （平成27年度）	85%以下 （平成33年度）
将来負担比率	— （平成27年度）	指数無しを維持 （平成33年度）
資金不足比率が発生した会計数	0会計 （平成27年度）	0会計 （平成33年度）

施策の方向

① 多様な手法による安定した財源の確保

- ◆ 固定資産等の課税対象を的確に把握し、適正な評価を行うとともに、多様な納税環境の充実と滞納市税の徴収体制を強化することで、公平・公正な賦課・徴収を行います。
- ◆ 施設の統廃合などにより利用されなくなる公共施設等について、民間等への貸し付けや、売却を行うなど財源の確保を図ります。
- ◆ 産業振興や地域知名度の向上など多面的な効果につなげられるよう、多様な主体との連携を図りながら、ふるさと納税の取り組みを推進します。
- ◆ 税外未収債権の回収・管理に努め、公平な負担による収入の確保に取り組みます。

② 財源の有効活用

- ◆ 持続可能な財政運営を進めるため、経済状況や市政推進の方向性を踏まえながら、中長期的な見通しを持った財政運営に努めます。
- ◆ 効率的な予算配分による施策の効果的な推進を図るため、既存事業の枠組みにとらわれることなく事業の再編を進めます。
- ◆ 貴重な財源を活用する事業の実施効果を高めるため、P D C Aサイクル^{※3}による事務事業^{※4}評価を行うとともに、計画段階での事前評価に取り組みます。
- ◆ 財政状況を多面的に分析できるよう、公会計制度改革を進めるとともに、市の財政状況を分かりやすく開示し、市民との情報共有を行います。
- ◆ 新たな公共施設整備などの大規模事業の実施に備えた計画的な財源確保に努めるとともに、基金の有効活用を図ります。

③ 企業会計・外郭団体の自立した経営の推進

- ◆ 地方公営企業については、独立採算制の原則のもと健全な運営に取り組みます。
- ◆ 外郭団体については、財政的支援のあり方を見直し、自立した経営を促進します。

※3 事業を効果的に管理するための手法の一つで、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すもの。

※4 自治体が政策や施策を実現させるために取り組む個々の行政手段のこと。内部的な定型事務(予算編成事務など)、市民サービスに直結する事務(証明書交付事務など)や事業に分けられる。

参考資料

KAMEYAMA

亀山市総合計画条例

平成 27 年 6 月 30 日条例第 24 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示したものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づいて市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示したものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画の具体的な実施に関して策定する計画をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。

第 2 章 基本的事項

(総合計画の策定)

第 3 条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

(総合計画の位置付け)

第 4 条 総合計画は、市の最上位の計画とし、市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図らなければならない。

2 市は、総合計画を基本方針として市政の運営を行わなければならない。

(総合計画の変更又は廃止)

第 5 条 市は、市政に関する情勢に大きな変化があった場合において、市の将来像の方向性を変更する必要があると認めるときは、総合計画を変更し、又は廃止することができる。

第 3 章 策定方針

(社会経済情勢の変化等の反映)

第 6 条 総合計画は、社会経済情勢の変化、地域の実情等を踏まえ、これらに適合する内容で策定するものとする。

(市民の参画の機会の確保)

第 7 条 総合計画の策定にあたっては、市民の参画の機会を確保するものとする。

(行政各部門の連携)

第 8 条 総合計画の策定にあたっては、効果的な体制を確立し、行政各部門間相互で連携しながら策定するものとする。

(総合計画の変更についての準用)

第 9 条 前 3 条の規定は、総合計画の変更について準用する。

第4章 策定手続き等

(審議会への諮問)

第10条 市長は、次の各号に掲げるときは、あらかじめ、第14条に規定する亀山市総合計画審議会に諮問するものとする。

- (1) 基本構想又は基本計画を策定しようとするとき。
- (2) 基本構想又は基本計画を変更し、又は廃止しようとする場合において特に必要があると認めるとき。

(議会の議決)

第11条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(総合計画の公表)

第12条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(策定後の措置)

第13条 市長は、総合計画を計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、総合計画の実施状況について公表するものとする。

第5章 総合計画審議会

(設置)

第14条 第10条の規定による諮問に応じ調査審議するため、亀山市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、その者の調査審議に係る亀山市総合計画の決定の日までとする。

第6章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(亀山市総合計画審議会条例の廃止)

2 亀山市総合計画審議会条例(平成17年亀山市条例第17号)は、廃止する。

前期基本計画・基本施策別成果指標一覧

成果指標	設定の趣旨	現状値		目標値		目標値の設定根拠	出典
		数値	年度	数値	年度		
用途指定地域内の宅地面積 (ha)	土地利用が効率的に行われている状況を把握するため設定する。	674.9	平成27年度末現在	682.0	平成33年度末現在	近年の土地利用状況を踏まえ、適切な誘導等を行うことにより、用途指定地域内の宅地面積を毎年1.2ha増加させることを目指す。	都市計画室調べ
市街地再開発事業等が行われた件数 (件)	市街地の再開発が行われ活性化している状況を把握するため設定する。	—	—	2	平成33年度末現在	JR亀山駅前再開発を進めることにより、2件の市街地再開発事業が行われることを目指す。	都市計画室調べ
公園等環境美化ボランティア活動団体数 (団体)	市民が安全で快適な都市空間を確保する取り組み状況を把握するため設定する。	19	平成28年9月末日現在	24	平成33年度末現在	積極的な啓発等を行い、毎年1団体の増加を目指す。	都市計画室調べ
あんしん賃貸住宅、高齢者向け賃貸住宅等の登録戸数 (戸)	住宅セーフティネットが確保されている状況を把握するため設定する。	4	平成28年9月末日現在	30	平成33年度末現在	関係機関と連携した取り組みを行うことにより、高齢者や障がい者に配慮された賃貸住宅の年間5件程度の増加を目指す。	営繕住宅室調べ
条例に基づく空き家の管理指導に対する是正割合 (%)	空き家が適正に管理され、住環境が良好に保たれている状況を把握するため設定する。	—	—	100	平成33年度末現在	亀山市空家等対策の推進に関する条例に基づく適正指導により、生活環境に悪影響を及ぼす全ての空家等が是正されることを目指す。	営繕住宅室調べ
空き家情報バンクの契約成立件数(累計) (件)	空き家を活用した定住状況を把握するため設定する。	8	平成28年9月末日現在	30	平成33年度末現在	空き家情報バンクの積極的な運用により、年間4件程度の契約成立を目指す。	営繕住宅室調べ
上水道の有収率 (北中勢水道を除く) (%)	安定した水道事業が進められている状況を把握するため設定する。	89.2	平成27年度	92.6	平成33年度	5年間で約3ポイント増加させることを目指す。	上水道室調べ
汚水処理人口普及率 (%)	生活排水処理が適切に行われている状況を把握するため設定する。	86.2	平成27年度末現在	90.0	平成33年度末現在	生活排水処理アクションプログラムの目標値を参考に設定。	環境保全室調べ
水道事業会計の経常収支比率 (%)	水道事業会計が健全に運営されている状況を把握するため設定する。	109.07	平成27年度	110.00	平成33年度	一定の収益を確保し、施設の建設、改良、再構築を可能とする財政基盤を目指す。	上水道室調べ
公共下水道事業会計の経常収支比率 (%)	公共下水道会計が健全に運営されている状況を把握するため設定する。	103.19	平成27年度	100.00	平成33年度	整備中である公共下水道事業の状況等を鑑み、経常損益が生じない会計運営を目指す。	下水道室調べ
都市計画道路の整備率 (%)	市内の道路網が確保された状況を把握するため設定する。	58.1	平成27年度末現在	70.0	平成33年度末現在	5年間で総延長2.5kmの市道を改良することを目指す。	都市計画室調べ
市道の改良延長 (km)	生活道路が改善された状況を把握するため設定する。	—	—	2.5	平成33年度末現在	厳しい経済状況の中でも、現状と同等の事業規模において道路改良を進めることを目指す。	道路整備室調べ
橋梁の耐震化率 (%)	安全かつ適正に管理されている橋梁の状況を把握するため設定する。	45.5	平成27年度末現在	50.0	平成33年度末現在	年間1橋梁の耐震化を進め、道路交通者の安全を確保することを目指す。	維持修繕室調べ
道路環境美化ボランティア活動団体数 (団体)	地域に密着した安全な道路環境が確保されている状況を把握するため設定する。	9	平成28年9月末日現在	14	平成33年度末現在	積極的な啓発等を行い、毎年1団体の増加を目指す。	維持修繕室調べ
市内JR駅の乗車人員 (1日平均) (人)	市民生活に必要な公共交通が確保されている状況を把握するため設定する。	3,402	平成26年度	3,400	平成33年度	減少傾向にあるJRの旅客乗車人員を利用促進に取り組むことで、現状維持を目指す。	三重県統計書
市コミュニティ系バス及び乗合タクシーの利用者数 (人)	市民生活に必要な公共交通が確保されている状況を把握するため設定する。	99,645	平成27年度	102,000	平成33年度	効果的な市コミュニティ系バスの再編と乗合タクシーの運行により、合計で2,000人の利用者増加を目指す。	商工業振興室調べ
自主防災組織結成率 (%)	地域における防災活動に取り組む体制が整っている状況を把握するため設定する。	83.8	平成27年度末現在	100.0	平成33年度末現在	市民の防災意識の向上や結成支援により、自主防災組織結成率100%を目指す。	危機管理室調べ
木造住宅の耐震化率 (%)	地域の耐災害性が確保されている状況を把握するため設定する。	84.9	平成28年度末現在	91.2	平成33年度末現在	亀山市耐震改修促進計画を参考に目標値を設定。	危機管理室調べ

成果指標	設定の趣旨	現状値		目標値		目標値の設定根拠	出典
		現状値	年度	目標値	年度		
火災出動に関する平均所要時間 (覚知から放水開始まで) (分/秒)	火災に対する適正な消防力が確保されている状況を把握するため設定する。	12'53"	平成27年度	12'00"	平成33年度	所要時間の始点を従来の「出動指令」から「覚知」に変更するとともに、消防施設の充実や人材育成等により、火災出動に要する所要時間を12分に短縮することを目指す。	消防救急室調べ
救急出動に関する平均所要時間 (覚知から病院収容まで) (分/秒)	救急に対する適正な消防力が確保されている状況を把握するため設定する。	39'55"	平成27年度	37'00"	平成33年度	所要時間の始点を従来の「出動指令」から「覚知」に変更するとともに、救急救命士の養成による救急体制の強化や医療機関等との連携により、救急出動に要する所要時間を37分に短縮することを目指す。	消防救急室調べ
交通事故死傷者数 (人)	市民が安全に暮らしている状況を把握するため設定する。	211	平成27年	200以下	平成33年	亀山市交通安全計画の目標値を参考に設定。	三重の交通統計
地球温暖化防止対策に関するイベント等への参加者数 (人)	市民が地球温暖化防止対策を理解し、取り組んでいる状況を把握するため設定する。	1,288	平成27年度	1,500	平成33年度	地球温暖化防止対策を推進し、5年間で20%の参加者数を増加させることを目指す。	環境保全部調べ
ごみの資源化率 (%)	市民が循環型社会の形成に取り組む状況を把握するため設定する。	37.0	平成27年度	42.2	平成33年度	亀山市一般廃棄物処理基本計画の目標値を参考に目標を設定。	廃棄物対策室調べ
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	市民が循環型社会の形成に取り組む状況を把握するため設定する。	995	平成27年度	919	平成33年度	亀山市一般廃棄物処理基本計画の目標値を参考に目標を設定。	廃棄物対策室調べ
自然公園の利用者数 (人)	自然に親しめる環境が確保されている状況を把握するため設定する。	13,717	平成27年度	20,000	平成33年度	市民の環境意識の高揚を図り、亀山里山公園と亀山森林公園を併せ、延べ20,000人に利用してもらうことを目指す。	環境保全部・森林林業室調べ
環境林整備面積 (ha)	森林環境が保全されている状況を把握するため設定する。	1,187	平成27年度末現在	1,700	平成33年度末現在	過去の実績を踏まえ、年間100haの森林整備を目指す。	森林林業室調べ
東海道沿道における文化財公開施設年間見学者数 (人)	東海道沿道の歴史資源を活用したまちづくりが行われている状況を把握するため設定する。	54,082	平成27年度	67,500	平成33年度	歴史的な風致を生かしたまちづくりを進めることで、既存施設の入館者数が5%増加すること、および関の山車会館の開館および旧佐野家住宅の公開による増加を目標に設定。	まちなみ文化財室調べ
伝統的建造物群保存地区内の街道に面した建造物の修理修景事業の完了率 (%)	関宿のまちなみ保存が進められている状況を把握するため設定する。	56.0	平成27年度末現在	60.0	平成33年度末現在	伝統的建造物群保存地区である関宿の保存修理・修景の取り組みを進めることで、事業完了率を60%とすることを目標に設定。	まちなみ文化財室調べ
国・県・市の指定等を受ける文化財の数 (件)	歴史文化の継承が行なわれている状況を把握するため設定する。	132	平成27年度末現在	135	平成33年度末現在	文化財の適切な保存に努めることで、鈴鹿関を代表として国等の指定を受ける文化財数が3件増加することを目標に設定。	まちなみ文化財室調べ
歴史博物館の利用者数 (人)	歴史文化を学び、地域で活用されている状況を把握するため設定する。	11,561	平成27年度	13,000	平成33年度	地域・学校と連携した歴史博物館の活用の取り組みが展開されることにより、歴史博物館の利用者が15%増加することを目標に設定。(博物館入館者数、出前授業、移動展示、出前トークの総数)	歴史博物館調べ
亀山市ボランティアセンターの登録者数 (人)	地域での支え合いの環境が整っている状況を把握するため設定する。	751	平成27年度末現在	900	平成33年度末現在	現行の亀山市地域福祉計画の目標値と現状値を参考に目標を設定。	地域福祉室調べ
ふれあい・いきいきサロン活動及び子育てサロンの設置団体数 (団体)	地域での支え合いの環境が整っている状況を把握するため設定する。	60	平成27年度末現在	110	平成33年度末現在	今後、サロンの新設などを支援することにより、地域での支え合い体制を充実させていくという考え方に沿って、目標値を設定。	地域福祉室調べ
生活保護世帯で就労能力・意欲のある者が就労・増収となった世帯の割合 (%)	自立支援に向けた取り組みが行われている状況を把握するため設定する。	50.0	平成27年度末現在	50.0以上	平成33年度末現在	現状の水準以上に自立支援を行うことを目標に設定。	地域福祉室調べ

成果指標	設定の趣旨	現状値		目標値		目標値の設定根拠	出典
		数値	年度	数値	年度		
がん検診の受診率 (肺がん) (%)	市民の身体的な健康状態を把握するため設定する。	33.2	平成27年度	35.0	平成33年度	現状の受診率を踏まえ、ライフステージに応じた情報提供等を行うことで、受診率を1.06倍向上させることを目標に設定。	長寿健康づくり室調べ
がん検診の受診率 (胃がん) (%)	市民の身体的な健康状態を把握するため設定する。	21.8	平成27年度	25.0	平成33年度	現状の受診率を踏まえ、ライフステージに応じた情報提供等を行うことで、受診率を1.15倍向上させることを目標に設定。	長寿健康づくり室調べ
がん検診の受診率 (大腸がん) (%)	市民の身体的な健康状態を把握するため設定する。	32.9	平成27年度	35.0	平成33年度	現状の受診率を踏まえ、ライフステージに応じた情報提供等を行うことで、受診率を1.07倍向上させることを目標に設定。	長寿健康づくり室調べ
医業収支比率 (%)	医療センターの事業運営状況を把握するため設定する。	77.6	平成27年度	99.8	平成33年度	今後策定予定の亀山市健康・医療推進計画の目標値を参考に、目標を設定。	医事管理室調べ
救急搬送の市内医療機関受入率 (%)	地域医療の体制が確保されている状況を把握するため設定する。	50.2	平成27年度	50以上	平成33年度	地域医療提供体制の構築に取り組むことで、現状値の救急搬送の市内医療機関での受入率を維持することを目標に設定。	消防救急室調べ
国民健康保険被保険者1人当たり医療費の増加率(対前年度) (%)	国民健康保険事業の運営状況を把握するため設定する。	4.1	平成27年度	4.0以下	平成33年度	平成23年度から27年度までの医療費の平均増加率3%に、高齢化による医療費増1%を加味して、目標値を設定。	保険年金室調べ
在宅医療を実施する市内医療機関数 (機関)	高齢者が安心して暮らせる環境が整っている状況を把握するため設定する。	9	平成27年度末現在	15	平成33年度末現在	現状値のホームケアネット関係機関に加えて、内科標榜医療機関の80%が在宅医療を実施することを目標に設定。	長寿健康づくり室調べ
総合事業で高齢者に通いの場を提供する地域の団体等の数 (団体)	高齢者が安心して暮らせる環境が整っている状況を把握するため設定する。	—	平成27年度	30	平成33年度末現在	平成29年度から開始する総合事業において、一般介護予防事業介護予防普及啓発事業(鈴鹿亀山共通事業)における地域での取り組み実施団体数を目標に設定。	長寿健康づくり室調べ
認知症初期集中支援チームの高齢者及びその家族への支援件数 (件)	高齢者が安心して暮らせる環境が整っている状況を把握するため設定する。	1	平成27年度	12	平成33年度	現状値を踏まえ、認知症初期集中支援チームによる支援が1カ月当たり1件できるよう目標を設定。	長寿健康づくり室調べ
就労移行支援の利用者数 (人)	障がいのある人が支援やサービスを受けられる環境が整っている状況を把握するため設定する。	18	平成27年度	25	平成33年度	現在の利用状況や今後の利用見込みから推測して、目標値を設定。	地域福祉室調べ
グループホームの利用者数 (人)	障がいのある人が支援やサービスを受けられる環境が整っている状況を把握するため設定する。	29	平成27年度	45	平成33年度	現在の利用状況や今後の利用見込みから推測して、目標値を設定。	地域福祉室調べ
市立図書館の入館者数 (人)	生涯学習の拠点である図書館の利用状況を見ることで、読書活動の状況を把握するため設定する。	104,474	平成27年度	120,000	平成33年度	5年間で15%の利用者を増加させることを目指す。	図書館調べ
生涯学習講座の受講者数 (人)	生涯学習講座の受講者数を見ることで、幅広い市民の学びの活動状況を把握するため設定する。	25,320	平成27年度	27,850	平成33年度	5年間で10%の講座受講者を増加させることを目指す。	生涯学習室調べ
生涯学習人材バンクを活用した講座開催数 (回)	生涯学習講座等を通じた育成された人材を活用し、市民の主体的な学びの状況を把握するため設定する。	14	平成27年度	17	平成33年度	5年間で20%の講座開催を増加させることを目指す。	生涯学習室調べ
亀山市芸術文化協会の団体数 (団体)	市民が文化芸術に親しみを持っている状況を把握するため設定する。	47	平成27年度末現在	50	平成33年度末現在	文化芸術活動の活性化に取り組むことにより、芸術文化協会に、会員10名程度が所属する団体が3団体新たに加盟することを目標に設定。	文化スポーツ室調べ
亀山市芸術文化協会の会員数 (人)	市民が文化芸術に親しみを持っている状況を把握するため設定する。	728	平成27年度末現在	750	平成33年度末現在	文化芸術活動の活性化に取り組むことにより、芸術文化協会に、会員10名程度が所属する団体が3団体新たに加盟することを目標に設定。	文化スポーツ室調べ

成果指標	設定の趣旨	現状値		目標値		目標値の設定根拠	出典
		数値	年度	数値	年度		
文化会館自主文化事業にかかる入場者数(人)	市民が文化芸術に親しみを持っている状況を把握するため設定する。	16,746	平成27年度	17,600	平成33年度	市民の文化芸術活動の利便性を高めることで、文化会館の自主文化事業の年間入場者が5%増加することを目標に設定。	文化スポーツ室調べ
市主催等の公募展への出演・出展者数(人)	市民が文化芸術に親しみを持っている状況を把握するため設定する。	2,341	平成27年度	2,500	平成33年度	市民や団体が積極的に文化芸術活動に関わる交流を進めることで、公募展への出演・出展者数を現状より5%増加することを目標に設定。	文化スポーツ室調べ
市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数(人)	市民がそれぞれの状況に応じてスポーツに取り組んでいる状況を把握するため設定する。	19,900	平成27年度	21,000	平成33年度	市民が積極的にスポーツ活動に関わる機会を提供することで、教室や大会等への参加者数を現状より5%増加することを目標に設定。	文化スポーツ室調べ
市内の主な運動施設の利用率(%)	市民がそれぞれの状況に応じてスポーツに取り組んでいる状況を把握するため設定する。	72.0	平成27年度	78.0	平成33年度	市民が快適にスポーツに取り組めるよう、施設の利便性の向上を図ることで、主な運動施設の利用率を現状より毎年度1%増加させることを目標に設定。	文化スポーツ室調べ
スポーツ関連団体の構成者数(人)	市民がそれぞれの状況に応じてスポーツに取り組んでいる状況を把握するため設定する。	4,754	平成27年度末現在	5,000	平成33年度末現在	スポーツに関する情報提供や指導者の育成等により、スポーツ関連団体の構成者数を現状より5%増加することを目標に設定。	文化スポーツ室調べ
企業立地・事業拡張件数(件)	製造業を中心に企業活動の状況を把握するため設定する。	—	—	10	平成33年度末現在	産業基盤が整備される背景や奨励制度の活用により、年間2件の企業立地又は事業拡張を目指す。	商工業振興室調べ
製造品出荷額等の額(億円)	製造業を中心に企業活動の状況を把握するため設定する。	10,495	平成26年	11,200	平成33年	国のGDP成長率の予測値を参考にし、目標値を設定。	工業統計調査
製造業の従業者数(人)	製造業を中心に企業活動の状況を把握するため設定する。	9,701	平成26年	10,200	平成33年	製造業の平均事業者数を参考に、5年間で500人の従業員数の増加を目指す。	工業統計調査
都市拠点における空き店舗活用件数(件)	地域に根ざした商業の取り組み状況を把握するため設定する。	—	—	5	平成33年度末現在	空き店舗の活用を促進することにより、年間1店舗の出店を目指す。	商工業振興室調べ
カメラマ創業者アシストのサポートを受けた創業件数(件)	新たな事業者が地域に根ざした事業活動に取り組む状況を把握するため設定する。	—	—	30	平成33年度末現在	関係機関と連携した創業支援により、年間6件の創業を目指す。	商工業振興室調べ
新規認定農業者及び認定新規就農者の数(人)	地域農業の維持・発展が図られている状況を把握するため設定する。	—	—	10	平成33年度末現在	地域農業の担い手の育成・確保を図ることにより、新規認定農業者や認定新規就農者を年間2名確保することを目指す。	農政室調べ
6次産業化や農商連携に取り組む認定農業者数(人)	農産物の付加価値を高める取り組み状況を把握するため設定する。	10	平成27年度末現在	15	平成33年度末現在	農畜産物の付加価値向上への取り組みを支援することにより、6次産業化や農商連携に取り組む認定農業者が年間1名増加することを目指す。	農政室調べ
利用間伐施業面積(ha)	林業事業者の事業活動の状況を把握するため設定する。	—	—	300	平成33年度末現在	過去の実績を踏まえ、林業事業者が年間60haの森林整備を行うことを目指す。	森林林業室調べ
主要観光施設入込客数(人)	来訪者が本市の魅力に共感し、交流している状況を把握するため設定する。	306,650	平成27年度	368,000	平成33年度	効果的な情報発信や観光地の魅力の向上を図り、20%の入込客数の増加を目指す。	観光振興室調べ
関宿内の観光関連店舗数(店舗)	観光地の商業機能が充実している状況を把握するため設定する。	22	平成28年9月末日現在	26	平成33年度末現在	関宿における出店を促進し、5年間で4店舗の増加を目指す。	観光振興室調べ
まちづくり観光に関わる団体数(団体)	地域の魅力を生かした交流が行われている状況を把握するため設定する。	89	平成28年9月末日現在	94	平成33年度末現在	まちづくり観光の人材育成や活動支援により、まちづくり観光に関わる団体が5団体増加することを目指す。	観光振興室調べ

成果指標	設定の趣旨	現状値		目標値		目標値の設定根拠	出典
		数値	時期	数値	時期		
リニア中央新幹線 亀山駅整備基金残高 (万円)	リニア中央新幹線の市内駅整備に向けた備えが行われている状況を把握するため設定する。	155,090	平成27年度末現在	200,000	平成33年度末現在	計画的な積み立てを行い、基金残高を20億円まで増加させることを目指す。	企画政策室調べ
コミュニティ・スクール 実施校数 (校)	学校と地域が連携し、良好な教育環境が整えられている状況を把握するため設定する。	3	平成28年 4月1日 現在	8	平成33年度末現在	毎年度1校ずつコミュニティ・スクールの認定を行うことを目指す。	教育研究室調べ
普通教室への空調 機設置率(小学校) (%)	学校生活を送る校舎の環境が良好に保たれている状況を把握するため設定する。	36.2	平成28年 9月1日 現在	100	平成33年度末現在	前期基本計画期間内において、計画的に全学校の普通教室に空調機を完備することを目指す。	教育総務室調べ
普通教室への空調 機設置率(中学校) (%)	学校生活を送る校舎の環境が良好に保たれている状況を把握するため設定する。	50.0	平成28年 9月1日 現在	100	平成33年度末現在	前期基本計画期間内において、計画的に全学校の普通教室に空調機を完備することを目指す。	教育総務室調べ
保育室への空調機 設置率(幼稚園) (%)	幼稚園生活を送る園舎の環境が良好に保たれている状況を把握するため設定する。	25.0	平成28年 9月1日 現在	100	平成33年度末現在	前期基本計画期間内において、計画的に全幼稚園の保育室に空調機を完備することを目指す。	教育総務室調べ
学校評価アンケート における授業理解度 (小学校) (%)	子どもの学習における自己肯定感を把握するため設定する。	88	平成27年度	92	平成33年度	授業における指導改善などを行うことで、児童・生徒の授業理解度を高めることを目指す。	学校アンケート調査
学校評価アンケート における授業理解度 (中学校) (%)	子どもの学習における自己肯定感を把握するため設定する。	83	平成27年度	85	平成33年度	授業における指導改善などを行うことで、児童・生徒の授業理解度を高めることを目指す。	学校アンケート調査
学校評価アンケート における学校満足度 (小学校) (%)	子どもの学校生活における自己肯定感を把握するため設定する。	91	平成27年度	92	平成33年度	学校生活環境の改善を図ることで、児童・生徒の授業理解度を高めることを目指す。	学校アンケート調査
学校評価アンケート における学校満足度 (中学校) (%)	子どもの学校生活における自己肯定感を把握するため設定する。	91	平成27年度	92	平成33年度	学校生活環境の改善を図ることで、児童・生徒の授業理解度を高めることを目指す。	学校アンケート調査
出生数 (人)	市民が安心して出産の希望を叶えている状況を把握するため設定する。	455	平成27年度	465	平成33年度	若い世代の転入促進や子育て支援を行うことで、市民の出産数の増加を目指す。	戸籍市民室調べ
子育て支援センター 利用者数 (人)	子育て支援センターを利用することで、子育てに関する人とのつながりを持っている状況を把握するため設定する。	34,932	平成27年度	37,000	平成33年度	毎年度1%の利用者数の増加を目指す。	子ども家庭室調べ
低年齢児(3歳未満児) の待機児童数 (人)	需要が増加傾向にある低年齢児の保育環境の状況を把握するため設定する。	6	平成28年 4月1日 現在	0	平成33年 4月1日 現在	保育サービスの環境を整えることで、低年齢児においても待機児童を発生させないことを目指す。	子ども家庭室調べ
地域まちづくり計画 に基づき事業を展開 する地域まちづくり 協議会の数 (協議会)	各地域の住民が地域まちづくり活動に取り組む状況を把握するため設定する。	3	平成27年 度末現在	22	平成33年 度末現在	地域まちづくり活動に対する総合的な支援により、市内すべての地域まちづくり協議会において地域まちづくり計画が策定され、その計画に基づいた事業が実施されることを目標に設定。	地域づくり支援室調べ
地域活動拠点施設 の利用者数 (人)	各地域の住民が地域まちづくり活動に取り組む状況を把握するため設定する。	142,213	平成27年度	150,000	平成33年度	地域まちづくり活動が活性化され、地域活動拠点施設の利用者数が5%増加することを目指す。	地域づくり支援室調べ
ホームページにより 情報発信している地 域まちづくり協議会 の数 (協議会)	各地域の住民が地域まちづくり活動に取り組む状況を把握するため設定する。	8	平成27年 度末現在	22	平成33年 度末現在	地域まちづくり活動に対する総合的な支援により、市内すべての地域まちづくり協議会においてホームページによる情報発信が実施されることを目標に設定。	地域づくり支援室調べ
かめやま若者未来会 議の登録者数 (累計) (人)	多様な主体がまちづくりに参画している状況を把握するため設定する。	35	平成28年 9月末日 現在	60	平成33年 度末現在	若者世代の積極的なまちづくりへの参画を促すことにより、かめやま若者未来会議に毎年5名の新規登録者が増加することを目指す。	企画政策室調べ

成果指標	設定の趣旨	現状値		目標値		目標値の設定根拠	出典
		現状値	現状値	目標値	目標値		
市ホームページのトップページアクセス数(件)	市民参画に向けて、情報通信手段を活用して市民が情報を取得している状況を把握するため設定する。	588,177	平成27年度	620,000	平成33年度	ホームページのトップ画面で市民に分かりやすい情報提供を行うことで、現状よりも5%のアクセス数の増加を目標に設定。	広報秘書室調べ
協働事業提案制度の実施件数(累計)(件)	協働によるまちづくりの取り組み状況を把握するため設定する。	22	平成28年度	27	平成33年度	近年の協働事業の実績を踏まえ、新たに協働事業で実施される件数が毎年1件は確保されることを目標に設定。	共生社会推進室調べ
移住相談後の移住件数(件)	移住交流の状況を把握するため設定する。	0	平成28年9月末日現在	30	平成33年度末現在	様々な機会を捉えて移住交流を促進することにより、5年間で30件の移住を目標に設定。	企画政策室調べ
人権啓発イベント参画団体数(団体)	人権に関する市民意識の高まりを把握するため設定する。	21	平成28年度	24	平成33年度	人権啓発を行うことで、人権啓発を目的としたイベントの実行委員会等構成団体数(実行委員数)が3団体増加することを目標に設定。	共生社会推進室調べ
審議会等における女性の登用率(%)	男女共同参画の意識の浸透と実現が図られている状況を把握するため設定する。	36.1	平成28年4月1日現在	40.0	平成33年度末現在	現状値および男女共同参画基本計画の目標値を踏まえて、現行計画の目標値である40%を目標に設定。	共生社会推進室調べ
ワーク・ライフ・バランスに積極的な取り組みを行う事業所数(累計)(社)	男女共同参画の意識の浸透と実現が図られている状況を把握するため設定する。	—	平成28年度	6	平成33年度	市内事業所等への働きかけを行うことで、「三重県男女がいきいきと輝いている企業」認証を取得する事業所が5年間で6社に増加することを目標に設定。	共生社会推進室調べ
日本語教室の年間延べ受講者数(人)	外国人住民の地域での暮らしに対する関心度を把握するため設定する。	648	平成27年度	700	平成33年度	近年の教室の受講者数を踏まえて、受講者数が10%増加することを目標に設定。	共生社会推進室調べ
人事評価制度における実績評価の評価点合計(管理職平均)(点)	人事評価制度において、施策や事業の実施成果を評価する実績評価の評価点のみをみることで、行政マネジメントの状況を把握するため、設定する。組織的な状況を見る観点から、全職員ではなく、管理職のみを対象とする。	81.23	平成27年度	85	平成33年度	毎年度1%程度の向上を図ることを目指し、設定。	人事情報室調べ
一人当たり有給休暇取得日数(日)	職員の有給休暇取得日数を見ることで、職員のワーク・ライフ・バランスの状況の側面を把握する観点から設定する。	8.6	平成27年度	10	平成33年度	毎年度3%程度の向上を図ることを目指し、設定。	人事情報室調べ
ストレスチェック制度における市役所全体の総合した健康リスク(点)	新たに制度化された職員のストレスの状況を把握することで、職員のメンタル面の健康状況を把握する観点から設定する。	91	平成28年度	90以下	平成33年度	現在のストレスリスクの高くない状況を維持することを目指す。100点以上がストレスリスクの高い職場の基準。	人事情報室調べ
施設の統廃合を決定した公共施設数(累計)(施設)	公共施設が効率的な管理に向けて、施設の統廃合が進んでいる状況を把握するため設定する。	—	—	3	平成33年度末現在	今後十分な検討を行いながら施設の統廃合を進め、5年間で3施設の統廃合の決定を行うことを目指す。	契約管財室調べ
オープンデータの公開データセット件数(件)	市の保有するデータを有効に活用できる状況を把握するため設定する。	0	平成28年4月1日現在	20	平成33年4月1日現在	オープンデータに積極的に取り組みを進める福井県鯖江市の公開状況を目指す。	人事情報室調べ
市税収納率(現年度)(%)	市の歳入の根幹である市税の収納状況を見ることで、財源確保の状況を把握するため設定する。	98.91	平成27年度	99.0以上	平成33年度	納税環境の充実とともに徴収体制の強化を図り、引き続き、収納率の向上を目指す。	納税室調べ
経常収支比率(%)	毎年度の財政運営の健全性をみるため設定する。	86.9	平成27年度	85以下	平成33年度	今後、不透明な経済情勢が続く中であっても、当該年度の財政運営の健全性を維持させることを目指す。	地方財政状況調査
将来負担比率(%)	長期的視点から、市の実質的な負債の負担状況を把握するため設定する。	—	平成27年度	指数無しを維持	平成33年度	今後、不透明な経済情勢が続く中であっても、長期的な視点での財政運営の健全性を維持させることを目指す。	財政行革室調べ
資金不足比率が発生した会計数(会計)	市の各会計の経営状況が、健全に行われている状況を把握するため設定する。	0	平成27年度	0	平成33年度	今後、不透明な経済情勢が続く中であっても、各会計の健全性を維持させることを目指す。	財政行革室調べ

亀山市総合計画審議会 委員名簿

平成27年10月7日委嘱（亀山市総合計画条例第15条第2項）

（順不同、敬称略）

選出区分	氏名	経歴	役職
第1号（公共的団体）	小河明邦	亀山市自治会連合会会長	
第1号（公共的団体）	鈴木壽一	亀山市地域まちづくり協議会連絡会議会長 （～平成28年5月20日 亀山市地区コミュニティ連絡協議会会長）	
第1号（公共的団体）	久山光子	亀山市婦人会連絡協議会会長	
第1号（公共的団体）	榎谷英一	亀山市社会福祉協議会会長	副会長
第1号（公共的団体）	岩佐憲治	亀山商工会議所会頭	
第1号（公共的団体）	夏本伸宏	連合三重亀山地域協議会議長	
第2号 （知識経験を有する者）	村山顕人	東京大学大学院工学系研究科准教授	会長
第3号（公募委員）	岡田義昭	—	
第3号（公募委員）	川辺一弘	—	
第3号（公募委員）	前田恵美子	—	
第3号（公募委員）	豊田夏美	—	
第4号 （その他必要と認める者）	大萱宗靖	亀山市教育委員会委員	
第4号 （その他必要と認める者）	宮坂美智子	亀山市農業委員会委員	
第4号 （その他必要と認める者）	村林守	亀山市行政改革推進委員会委員長	

諮問・答申

(諮問)

亀企第1644号
平成28年10月31日亀山市総合計画審議会
会長 村山 顕 人 様

亀山市長 櫻 井 義 之

第2次亀山市総合計画に係る基本構想及び前期基本計画について（諮問）

亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第24号）第10条第1号の規定により、第2次亀山市総合計画に係る基本構想（諮問案）及び前期基本計画（諮問案）について、貴審議会の意見を求めます。

(答申)

平成28年12月7日

亀山市長 櫻 井 義 之 様

亀山市総合計画審議会
会長 村山 顕 人

第2次亀山市総合計画に係る基本構想及び前期基本計画について（答申）

平成28年10月31日付け亀企第1644号で諮問のありました第2次亀山市総合計画に係る基本構想及び前期基本計画につきましては、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、適当と認められますので、その旨答申します。

また、この答申及び当審議会における審議過程を尊重し、第2次総合計画の策定を行うとともに、下記の事項に十分留意し、「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都かめやま」の実現に努められるよう要望します。

記

- 1 第2次総合計画における最大の課題である人口減少問題にしっかりと向き合い、亀山市人口ビジョンにおける将来人口の展望を意識しながら、中長期的な視点を持った若い世代の定住促進などを積極的に進められたい。
- 2 前期基本計画の施策やその推進のための事務事業などを含めた総合的な行政評価を実施することで、第2次総合計画の効果的な推進を図られたい。また、施策推進や評価の実施にあたっては、成果指標だけでなく、本来の上位目的を十分に理解し、取り組まれたい。
- 3 前期基本計画に位置付けた施策を着実に推進することができるよう、中期的な財政見通し等を踏まえ、安定した財政運営に努めるとともに、積極的な行財政改革を推進されたい。

策定経過

〔総合計画審議会〕

	日時・場所	議 事
第1回	平成27年10月7日（水） 14：00～ 総合保健福祉センター2階大会議室	委嘱状交付
		総合計画審議会について
		会長、副会長選任
		第2次亀山市総合計画の策定について
		(1) 第1次亀山市総合計画について
		(2) 亀山市まちづくり基本条例について
第2回	平成28年1月25日（月） 14：00～ 市役所本庁舎3階大会議室	(3) 亀山市総合計画条例について
		(4) 第2次亀山市総合計画策定方針について
		(5) 亀山市の地方創生の取組について
		第2次総合計画策定の背景等について
		(1) 第2次亀山市総合計画策定に関する基礎資料集について
		(2) 地方創生の取組について
		第1次総合計画・基本構想の検証について
		第2次総合計画・基本構想（骨格案）について
第3回	平成28年5月19日（木） 15：00～ 市役所本庁舎3階大会議室	(1) 基本構想の骨子
		(2) 将来推計人口
		(3) 目指す都市の姿
		(4) 土地利用構想
		第2次総合計画・基本構想（中間案）について
第4回	平成28年8月23日（火） 10：00～ 市役所本庁舎3階大会議室	第2次総合計画の諮問について
		第2次総合計画・前期基本計画について
		(1) 前期基本計画（検討案）について
		(2) 戦略プロジェクトについて
第5回	平成28年10月31日（月） 14：00～ 市役所本庁舎3階大会議室	第2次総合計画の諮問
		第2次総合計画の審議
		(1) 基本構想について
第6回	平成28年11月7日（月） 14：00～ 市役所本庁舎3階大会議室	(2) 前期基本計画戦略プロジェクトについて
		第2次総合計画の集中審議
		(1) 基本計画について
第7回	平成28年11月9日（水） 14：00～ 市役所本庁舎3階大会議室	・施策大綱1
		・施策大綱2
		第2次総合計画の集中審議
		(1) 基本計画について
		・施策大綱3
		・施策大綱4
		・施策大綱5
・施策大綱6		

	日時・場所	議 事
第8回	平成28年11月28日(月) 14:00～ 市役所本庁舎3階委員会室	第2次総合計画の総括審議
		(1) 基本構想について
		(2) 基本計画について
		・戦略プロジェクト関係 ・各基本施策関係 ・成果指標関係
第9回	平成28年12月7日(水) 17:00～ 市役所本庁舎3階大会議室	第2次総合計画の答申

〔庁内検討経過〕

検討組織	構 成	開催回数	
中期戦略会議	委員長：市長	12回	
	副委員長：副市長、教育長、地域医療統括官（平成28年度）		
	委員：消防長、医療センター院長、部長級職員		
	全21名（平成27年度は20名）		
分野別政策検討部会	中期戦略会議の下部組織として、各分野別の関係室長により構成		
部会名	平成27年度	平成28年度	
産業・環境・交通	5名	5名	9回
都市建設・防災	11名	11名	8回
市民協働・文化・共生	9名	8名	9回
子育て・教育	7名	7名	10回
健康・福祉・医療	6名	6名	9回
行政経営	8名	9名	11回
総合計画基本構想 策定プロジェクト・ チーム	市職員：17名 将来都市像検討グループ：9名 土地利用構想検討グループ：8名	全体:2回 都市像:13回 土地利用:15回	

庁内ワークショップ

日 時	平成28年5月17日(火) 15:00～17:15
場 所	市役所本庁舎3階大会議室
対象者	入庁4年目までの若手職員
参加者	32名
テーブルファシリテーター・補助	12名（基本構想策定プロジェクト・チーム職員）
内 容	「まちのイメージ」や「都市像の展開方針」などに関する意見をワークショップ形式（ワールド・カフェ）で聞きとる。 ○亀山市の「良いところ」「問題なところ」を考えよう ○亀山市の「まちのイメージ」について考えよう ○まちのために自分たちで出来ることを考えよう

〔その他〕

市民アンケート調査	平成28年1月	18歳以上の市民2,000人を対象に実施
市民フォーラム	平成28年5月22日(日) 13:30～17:00	「まちのイメージ」や「都市像の展開方針」などに関するテーマでのワークショップを実施(全体35名)
パブリックコメント	平成28年12月22日(木) ～平成29年1月20日(金)	「第2次亀山市総合計画 基本構想(案)及び前期基本計画(案)」についての意見募集

用語解説一覧

ア行

アートリース

より多くの市民が身近に美術に親しむ機会を提供するため、美術館等が所蔵する美術作品を一定期間貸し出すこと。

ICT

Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称のこと。

IT市史

インターネット上で公開し、いつでも、どこでも、だれでも利用できるものを目指した市史のこと。文字や画像だけでなく、音声・映像も活用し、検索機能も備えた全国の先駆けとなる新しい試み。

アウトリーチ活動

芸術家や文化施設などが、芸術文化に触れる機会の少ない人に対し、その生活の場などへ出向き、文化芸術に触れる機会を提供する活動のこと。

アクティブ・ラーニング

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、児童生徒の主体的・能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称。

アクティブシニア

活動的なシニアの意。特に、定年退職後などに、自分の価値観を持って、趣味や活動に意欲的な高齢世代を指す。

アセスメント

医療や福祉の分野においては、患者や要介護者に関する情報を基に、何が問題かを分析すること。

アセットマネジメント

建築物、道路、橋梁などの公共施設を「資産」としてとらえ、施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な視点に立って効率的・効果的に管理・運営し、資産全体の効用を最大化するための資産管理の方法。

新しい総合事業（新しい介護予防・日常生活支援総合事業）

市区町村が介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、2011（平成23）年の介護保険制度の改正において創設された事業で、「介護予防事業」「包括的支援事業のうち介護予防ケアマネジメント事業」「市町村の判断により実施する事業」のすべてを一括して総合的に実施する事業。

一億総活躍社会

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とした政策プランのこと。

一般会計

行政を運営するための市税等を主な財源として、基本的な経費を組み入れて計上した会計で、市の予算の中心となるもの。

インバウンド

主に観光分野において、海外から日本に来る観光客を指す。

インフラ

インフラストラクチャーの略で、社会資本などと訳される。道

路、上・下水道、電気、公共施設など産業や社会生活の基盤となる施設のこと。

SNS

インターネット上で人と人の社会的なつながりを構築できるサービスのこと。

LGBT

性的少数派を指す言葉で、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字から取ったもの。

オープンデータ

インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータの総称。

カ行

介護予防

高齢者が健康で自立した生活をおくれるよう、要介護状態になることをできる限り防ぎ、また要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすること。

改正行政不服審査法

行政庁の処分等によって不利益を受けた国民が不服を申し立て、これを行政庁が審査する手続について定めた法律。

合併算定替

合併後の市町村に交付する普通交付税の額が、合併前の市町村が存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定される特例措置。

かめやまげんきっこ育成事業

成長過程で運動能力が最も伸びると言われる乳幼児期の保護者を対象に、運動や食、生活リズムによる体づくりの重要性について周知し、また親子で参加・体験することにより、心身共に健康な子（かめやまげんきっこ）の育成を目指す事業。

亀山市地域まちづくり協議会条例

自分たちの暮らす地域を自分たちで創りあげるという理念及び民主的な運営の下に、地域課題の解決に取り組む自治組織である地域まちづくり協議会の活動の定着化及び活性化を図り、亀山市らしいまちの実現に資することを目的とした条例。

亀山市保幼共通カリキュラム

保育所・幼稚園等、様々な保育施設で育つ子どもたちに「質の高い教育と保育」を保障するために、平成27年度に策定したカリキュラム。子どもの発達過程に即し、必要な教育・保育の内容とねらいを順序だてて編成している。

亀山市保幼小接続カリキュラム

保育所・幼稚園等から小学校への滑らかな生活と学びの接続を考え、互いを理解し見通しを持った保育・教育を進めるために、平成26年度に策定された保育者及び教職員等の指導の目安となるカリキュラム。

亀山市まちづくり基本条例

市民・市議会・市の執行機関の3者がそれぞれの役割に基づいて、互いを尊重し、協働してまちづくりに取り組むためのそれぞれの権利や責務、亀山市のまちづくりを行う際に誰にも共通な9つのきまり（基本原則）などを定めることによって、「一

人ひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまち」を実現することを目的とした条例。

亀山市民大学キラリ

環境・文化・健康を柱として、様々な地域課題に取り組む地域で活躍する人材育成を図る講座のこと。

亀山市民ネット

市民と亀山市が協働で制作したホームページで、ボランティアや市民活動団体が相互に情報交流できる場のこと。

亀山地域医療学講座

2011（平成23）年6月から亀山市の寄附により三重大学に新たに設置された寄附講座のこと。医療センターを主なフィールドとして、実際の診療等を通じ、医療保健体制に関する研究・教育が行われている。

かめやまっ子給食

亀山産や県内産の食材を多く使用した亀山市独自の学校給食のこと。

「亀山っ子」市民宣言

市内の青少年育成関連団体から構成される亀山市青少年育成市民会議において、2008（平成20）年5月の同会議総会の場で採択された市民宣言のこと。幼稚園や小・中学生の保護者や関係団体等の意見を聴きながら、大人の行動指針となる「子ども像」をつくり、それを「6カ条からなる『亀山っ子』市民宣言」とした。

環境保全条例

開発行為と環境の保全との調和等を図るため、開発行為に関し必要な措置等を定め、もって環境の保全の推進に寄与することを目的とした条例。

企業会計

地方公営企業法の規定の全部または一部の適用を受けて設置する特別の会計。一般会計などとは異なり企業会計方式に基づいており、経営に伴う収入によって必要な経費を賄うこととする独立採算制が原則とされている。

救急ワークステーション

通常、119番に通報があったときに消防署から救急救命士の乗った救急車が駆け付けるところを、救急隊員だけでなく、医師と一緒に乗った救急車「ドクターカー」が現場に駆け付けるもの。救急隊員は医師からの直接的な指示や助言で、より救命に効果的な処置を行うことが可能になると期待されている。

行政評価システム

行政が実施している政策や施策、事務事業について、その有効性、効率性、必要性を評価し、改善するためのしくみのこと。

協働事業提案制度

協働事業提案制度は、市民と行政の多様なアイデアを提案する窓口を設置し、事業化できるものは市民と行政が協働で事業化していくための制度。

「くしの歯」

東日本大震災に伴う大津波により沿岸部に甚大な被害が発生したことから、国土交通省が宮城県や自衛隊と協力して啓開した緊急輸送道路を「くしの歯型」として名付けたもの。

クラウドコンピューティング

インターネット上のサービスの利用形態のことで、電子メールやグループウェア、業務システムなどのさまざまな情報処理のサービスを受けることができる。

グループホーム

障がい者や認知症の高齢者が、スタッフの支援を受けながら少人数で共同生活をする施設のこと。

グローバル化

国境などを越えて、地球規模で社会的あるいは経済的な影響が及び、変化が引き起こされること。

計画相談支援

障害福祉サービス等の利用にあたり、障がい者のニーズや状態に合わせて「サービス利用計画」を作成すること。

経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる経常一般財源に余裕があり、財源構造が弾力性に富んでいることを示す。

権限移譲

住民に身近な事務はできるだけ住民に身近な市町村が担えるよう、市町村の行財政規模・能力に応じて、国・県から市町村へ事務権限の移譲を進めること。

健康寿命

世界保健機関（WHO）が2000（平成12）年に提唱した指標で、日常的な介護を必要とせず、心身とも自立して暮らすことのできる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、健康寿命をいかに延ばすかが課題となっている。

健康都市連合

2003（平成15）年にWHO西太平洋地域で設立された健康都市づくりに取り組む都市間の国際的なネットワークのこと。国際的な協働を通して健康都市の発展のための知識や技術を開発することを目的としている。

限定特定行政庁

特定行政庁とは、建築確認申請に対する確認を行う建築主事を置く市町村の長のこと。このうち、一部の事務権限を持つものを限定特定行政庁という。

公園等環境美化ボランティア制度

市民と市が協力して進める新しい「まち美化プログラム」。市民が身近な公共の場である公園や緑地などの里親となって清掃等のボランティア活動を実施する制度。

後期高齢者

75歳以上の高齢者を指す。

鉱区禁止区域

鉱業等に係る土地利用の調整手段等に関する法律に基づき、指定された鉱物の鉱区とすることができない地域のこと。

交通系ICシステム

鉄道をはじめとする公共交通機関で運賃支払いICカードを利用できるシステムのこと。電子マネー機能を備える場合が多い。

子育てサロン

幼稚園や保育園に通っていない概ね3歳までの乳幼児の育児・健康に関する相談や情報の提供を行う活動のこと。

COP21

2015（平成27）年に開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議。開催されたパリにおいて締結された、新しい気候変動の抑制に関する国際的な協定をパリ協定という。

コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進めるしくみのこと。

コミュニティビジネス

地域住民等が、地域資源を活用して、地域課題をビジネス手法により解決する事業のこと。

コンパクト&ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

コンプライアンス

企業・組織が経営・活動を行ううえで、法令や各種規則などのルール、社会的規範などを守ること。

サ行

災害時要援護者

高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時において、必要な情報を把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとるのに支援を要する人のこと。

在宅医療

医師のほか、訪問看護師、薬剤師や理学療法士（リハビリ）等の医療関係者が、患者の住居に定期的に訪問して行う、計画的・継続的な医学管理・経過診療のこと。

在宅医療連携システム

市内の多職種（医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所など）が連携して在宅医療を実施するしくみまたはその名称。

CSR活動

Corporate Social Responsibility の略。企業が事業活動において利益を優先するだけでなく、顧客、株主、地域社会などの様々な利害関係者との関係を重視しながら、社会的責任を果たす活動のこと。

シティプロモーション

都市の活性化促進のために、宣伝材料となる資源や魅力を確認し、それらを効果的に宣伝・広報するとともに、都市をPRすること。

指定管理者制度

公の施設の管理・運営を民間事業者等に任せることを認める制度のこと。

市民活動応援制度

「市民力・地域力が輝くまちづくり」を進めるための市民参加型の健康、福祉、環境、文化、スポーツ、防犯、防災、子育て、国際交流など、さまざまな分野で社会貢献的活動をしている市民活動団体を、市民が市民活動応援券を用いて応援する制度。

事務事業

自治体が政策や施策を実現させるために取り組む個々の行政手段のこと。内部的な定型事務（予算編成事務など）、市民サービスに直結する事務（証明書交付事務など）や事業に分けられる。

社会的事業所

作業能力はあるものの、対人関係や健康管理等の理由により、一般企業に就労できない人を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境のもとで、障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働ける」新しい職場形態の事業所。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

すべての国民に個別の管理番号が割り振られ、それに基づいて、社会保障や税をはじめとする行政手続きに使用する制度。

就労継続支援

一般就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。A型（雇用型）とB型（非雇用型）がある。

住宅ストック

ストックとは備蓄や在庫など、ある一時点に存在するものの意味で、住宅ストックといった場合、特に社会資産としての側面に着目した現存する住宅のことを指す。

住宅セーフティネット

低所得者、高齢者、障がい者など住宅を確保するのが困難な人に対して、その居住を支援するしくみのこと。

障害者虐待防止法

障がい者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律。

障害者差別解消法

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。

障害者総合支援法

これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づき提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供するしくみを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。

障害者優先調達推進法

国や地方自治体が、障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることを定めた法律。

情報モラル

情報社会において、他人への影響を考慮したり、違法・有害な情報等に対して安全・適切に活動するために身につけるべき知

識と行動のこと。

スーパー・メガリージョン

「国土のグランドデザイン2050」の中で示された、リニア中央新幹線によって三大都市圏が結ばれることによって形成される世界最大の都市圏を指す。

ストレスチェック制度

2015（平成27）年の労働安全衛生法の改正により、労働者が50人以上の事業所において、毎年、ストレス状態の程度を確かめる検査を義務付けるもの。

スマートフォン

個人用の携帯コンピュータの機能を併せ持った携帯電話のこと。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のこと。糖尿病、心臓病、脳卒中などがあげられる。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う。

性的マイノリティ

性的少数派。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーや性同一性障がいの人などを指す。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人に不利益が生じないように、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消したりできるようにする制度。

生物多様性地域戦略

生物多様性基本法において地方公共団体の策定が努力義務とされている、区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。

生物多様性に関する条約

1992（平成4）年の地球サミットで採択され、翌年発効した条約で、生物の多様性の保全と持続的な利用、及び遺伝子資源から生まれる利益の公平な配分を目的とした国際条約。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的言動（嫌がらせ）を行い、相手を不快な思いにさせること。

総合型地域スポーツクラブ

だれもが身近な地域で、それぞれの志向・レベルに応じて参加できる、地域住民が自主的・主体的に運営するスポーツクラブのこと。

タ行

待機児童

保育所等入所申請しながらも定員超過などの理由から入所できない児童のこと。

団塊の世代

日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代。

地域包括ケアシステム

2025（平成37）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

地域包括ケア病床

入院治療後、病状が安定した患者に対して、リハビリや退院支援など、効率的かつ密度の高い医療を提供するために、厳しい施設基準をクリアし、国から許可を受けた在宅復帰支援のための病床。

地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、2006（平成18）年度から新設された機関のこと。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が中心となって、介護予防に関するケアマネジメントや総合的な相談・支援などを行う。

地方公営企業法

地方公共団体の経営する企業の組織、財務、職員の身分について定めた法律。

地方分権

国の権限や財源を地方自治体に移譲すること。

着地型観光

旅行の発地（出発地）ではなく、着地（到着地）が有する観光資源の情報や受け入れ側の観点から企画・立案・実施される観光形態のこと。

直接支払制度

農業・農村が持つ多面的機能を維持・発揮させるため、営農活動や地域活動に対して直接的に支払われる支援制度のこと。

DMO

Destination Marketing/Management Organization の略。地域における観光をマネジメントする組織、法人のことで、地域の観光資源を活かし、地域と協働しながら観光地づくりを行うもの。

DV

Domestic Violence の略。夫婦や恋人、元夫婦や元恋人など、親密な関係にある男女間の暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力等も含まれる。

低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

デザインマネジメント

デザインの視点を経営戦略に活用すること。デザインは、造形のみならず、ブランドや企業アイデンティティの確立に重要な役割を担っているという考え方。

東海道歴史文化回廊

「東海道」を基軸に地域の歴史、文化、自然などの資産（歴史文化資産）を、人々の興味と関心の湧く様々なストーリーでつなぎ、暮らしや活動のなかで守り生かしていくことで、地域に、そして亀山市に交流の輪と一体感を醸成していくしくみのこと。

投資的経費

地方公共団体の経費のうち、固定的な資本の形成に向けられる経費のこと。普通建設事業・災害復旧事業・失業対策事業を指す。

道路環境美化ボランティア推進事業

ボランティアとなる市民が里親となり、道路や公園等の公共施設を養子とみなして我が子のように面倒み（美化・清掃活動を行い）、これを市がサポートするボランティア制度。

道路ストック

トンネル・橋梁・照明灯などの道路構造物のこと。

特定健康診査

生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としている健康診査のこと。

特別支援教育

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を行うこと。

ナ行

南海トラフ

四国の南方海底にある深い溝（トラフ）のこと。東海、東南海、南海の3地震が連動して起こる巨大地震の発生が懸念されている。

ニート

15～34歳の若者で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない人のこと。

二重系化

不慮の事故や障害が発生した場合においても、その機能を維持できるよう予備設備を準備しておくこと。

2025年問題

日本において、2025（平成37）年に「団塊の世代」の人々がすべて75歳以上になることにより起こる、医療や介護施設が不足するなどの諸問題のこと。

二層管理体制

マネジメント機能及び組織内体制の強化を図るための部長、局長による管理体制のこと。

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受けた人のこと。認知症の正しい知識を広め、認知症の人や家族を支援する役割を担う。

認知症カフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場。地域での日常生活・家族支援の強化に向けての取り組みの一つ。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業者のこと。

ネコギギ

世界で伊勢湾と三河湾に注ぐ川にしか分布していないという、極めて貴重な魚のこと。

農商工連携

農林業者と商工業者が互いの「技術」「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品の開発やサービスの提供、販路の拡大に取り組むこと。

ハ行

PDCAサイクル

事業を効果的に管理するための手法の一つで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すもの。

100円商店街

商店街全体を100円ショップに見立て、すべての店の店頭に100円コーナーを設置する取り組みのこと。

ふれあい・いきいきサロン

地域とのつながりやふれあいを築くことを目的とし、地域住民が歩いて行ける場所を拠点として、一人暮らし高齢者や障がい者、子育て中の親等と地域ボランティアとが協働で茶話会やレクリエーションなどを行う活動のこと。

放課後子ども教室

放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、学校の校庭や教室等を活用して、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組み。

放課後児童クラブ

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生を対象に、児童厚生施設等を利用して、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全育成を図るもの。

防災リーダー

自主防災組織の活動を効果的に実践するために必要な調整や誘導などを行う、地域の自主防災活動の中心となる人。

ポテンシャル

可能性、潜在する力のこと。

マ行

マタニティ・パタニティハラスメント

マタニティ・ハラスメントとは、働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産・育児に関して、職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのこと。一方、パタニティ・ハラスメントとは、働く男性が育児休業を取ったり、育児支援目的の短時間勤務制度等を活用して育児参画することを職場の上司や同僚が妨げたり、嫌がらせをしたりすること。

まちゼミ

お店の店主（スタッフ）が講師となり、プロならではの専門的な知識と情報、コツを受講者（客）に伝える少人数制のゼミのこと。

見守りネットワーク

小地域を単位として、近隣の人や関係機関が見守り、声かけ活動等を行い、だれもが安心して、住み慣れた地域で暮らせるような地域づくりを進める活動のこと。

無形文化財

文化財保護法や地方公共団体の条例における文化財の種類の一つで、音楽や工芸技術などの無形の文化的所産のこと。

木質バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源（化石資源を除く）で、木材からなるもの。

ヤ行

山元還元

廃棄物の熔融処理によって発生する熔融飛灰から、非鉄金属を回収して再利用すること。

有収率

供給した配水量に対し、料金徴収のあった水量の割合をいう。

U I Jターン

Uターンは地方から都市部へ移住した人が再び地方の生まれ故郷に戻ることに、Iターンは出身地とは別の地方に移り住むことに、Jターンは地方から都市部へ移住した人が生まれ故郷の近くの都市に戻り定住すること。こららを合わせた総称。

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、多くの人々が利用可能であるように、製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

熔融飛灰

廃棄物を熔融処理する際に、集塵機により捕そくされたダストのこと。

ラ行

ライフサイクルコスト

施設などの新設、維持管理、改築、処分を含めた生涯費用の総計のこと。

ライフライン

都市生活の維持に必要な不可欠な、電気、ガス、水道、通信、輸送などのこと。

リーマンショック

2008（平成20）年にアメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが経営破綻したことに端を発する世界的な金融危機のこと。

6次産業化

1次産業（農林水産業）が2次産業、3次産業と連携し、生産だけでなく、加工、流通、販売等を総合的に行うことで、事業の付加価値を高めること。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性

別・年齢を問わず、だれもが働きやすいしくみをつくること。
2007（平成19）年12月には、働き方の改革を促す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と、具体的な数値目標を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

第 2 次亀山市総合計画

平成 29 年 3 月

発行：三重県亀山市

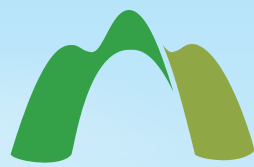
編集：亀山市企画総務部企画政策室

〒 519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地

TEL 0595-84-5123 FAX 0595-82-9685

E-mail : kikaku@city.kameyama.mie.jp

URL : <http://www.city.kameyama.mie.jp/>



亀山市



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率100%白色度70%
再生紙を使用しています